SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

社会コーポラテイズムから政策協調へ?: ネオ・コーポラテイズム論における国家問題 (佐藤信一先生・田中克志先生退職記念号)

メタデータ 言語: ja

出版者: 静岡大学人文社会科学部

公開日: 2024-02-16

キーワード (Ja):

キーワード (En):

作成者: 桐谷, 仁

メールアドレス:

所属:

https://doi.org/10.14945/0002000191 URL

論 説

社会コーポラティズムから政策協調 ?

ネオ・コーポラティズム論における国家問題

桐

谷

仁

第三章 第二章 第一章 序章 問題の 政策協調としてのコーポラティズム? 国家中心的視座 社会中心的-所 在 ―アクター中心的観点と権力分有 国家の自律性 公私セクター間対立

第 節 コーポラティズム論における政策形成過程の制度化の問題

第二節 政策形成過程の制度化の諸相

第三節

合意の制度化

政策協調・政策調整・社会協定

第五節 第四 節 政府の役割 政策の定式化と執行の不均

政府戦略としてのコーポラティズム

-119 -

第三節

国家

社会関係と政治アリーナの転位

代替的な構図

第四 章 コーポラティズムの総合的理解に向けて 国家 社会関係と政治アリーナの転位

第 節 コーポラティズムの衰退と再生をめぐって

第二 コー ポラティズムの変容とその総合的理解に向けて

第四 節 政治的安定性 の問題

終章 今後の課題

ネオ・リベラリズム・多元主義・国

問題の所在

国家の自律性

縮小、 0 わる問題にかんしていえば、 極的であったケインズ主義的政策から、 ネオ・リベラリズムが台頭し一連の大きな政策変化を試みた。この変化は、 政府介入領域の縮減、 しばしば総括される。 九八○年代以降、とくに九○年代から今世紀に入り、イギリス等のアングロ=アメリカ諸国を中心に、 そして私企業の経営者原理を取り入れて「市場のエートス」をもった新しい公共経営 公務員等の人的資源の削減や公共部門の民営化やエージェ その政策内容そのものの妥当性はともかくとして、こと政治上の問題、 連の新たな政策は、 供給サイドを重視し緊縮財政に傾くマネタリスト政策への転換というかたち 歳入・歳出を含めた緊縮財政による政府能力の低減 需要サイドに力点を置き財政出動等に ンシー化などの政府 とりわけ の執行能力の 規制 国家に係 W ゎ 緩 いゆる 和等

N P M

の導入、

政府

は、 家

国家介入の質的変化を示唆しているといえる。

か

5

市場に

おける競争を促進

調整するルール設定が重視される

一規制国家」

へと転換させたので

規制緩和は、

ある特定の政策領域における規制

の撤廃や縮

小 それ

が

標榜、 機構 の分権化等々が、 ·場原理に対 達成すべき目標として設定されていた。こうした政策変化は、 抗する国家領域 「国家の再政治化」と「政治の国家化」につながったともいえる(3) の縮小を想定していたけれども、 そうしたネオ 「最小国家」 ・リベ ラリズムの や 「小さな政府」 政 策言説 とは を

ヘイ

の言葉を借りれば、

型として捉えるならば、 査 たとえば、 審査や公的エージェ 規制 緩和にしても、 ネオ・ リベラ ンシィの設立等の狭い意味だけでなく、 規制 ル流 (regulation) の国家は、 を、 政府による租税政策や所得再分配政策などを考慮する 政府による各種のルー より広義に、 ルの定式化や、 市場や社会領域 そのル 1 の ル 国家介入の に基づく 積 調 国

再規定 は 别 請され、 とくに重要視され 0 介入領域 領 民営化やエ 域 市場 13 お が要請され、 0) け の自由化の促進は、 る規制 縮減と強度の低下というよりも、 ることになった。 1 ** I の設定や強化と同時に進行していくことにつながる。 ここに中央政府の政策調整 シー化に 政府の規制の緩和には必ずしもつながらない。 は 当該の社会の諸領域と政府とのあいだの公私間 介入領域の再編とその強度の質的変化ということになる。 執行能力を含めた 「政策容力 より したが 自由な市場にはより多く (policy capacity)」という観点が の調整 って規制国家では、 国 家 社 0 それ 政府 会関 規制 係 に加 介入 が 要

(官僚) このように規制緩和や分権化や民営化 政 府 など広範な政治対行政という対立構図を抱えながら、 の主導 的 な役 割が ~要請 され る。 このことは、 の進展は、 市場化と反国家という図式だけで捉えられるものではなく、 王 家 0 諸制度に 中央政府に向けての求心化の力が働くことも示唆して お ける集権対分権 ゃ 議 会 (政治家) 対行政府

ークなど)

た。

性によって、「多様性」 などの中欧諸国に該当)、(iii)アングロ=アメリカ型(イギリスやアイルランド等)、(iv)北欧型(スェーデンやデン ランスを典型例としてイタリアなどの地中海諸国)、(;;;) ゲルマン=ドイツ型(ドイツはじめオーストリア、ベルギー こうして政府介入やひいては国 ヨーロ (Stateness) ッパ諸国において必ずしも一様ではなく、 の伝統の所産として捉え、それを四つの類型に分けている。 がみられることにも関心が集まった。たとえばM・ペインターらは、そうした国家の自律性を [家の自律性の問題が再び俎上に載せられたのである。^(๑) 国家の社会からの自律性、 すなわち、(i)ナポレオン型 官僚制の制度遺産とその径路依存 しか も そうした中心化

即的に論じられる場合が多かった。とりわけ交渉分権化の流れは、 主要な国々にほぼ共通にみられた。ここから、 労働組合の組織率の低下や労使間の団体交渉の分権化など、 なネオ・ 他方、 カ諸国において顕著であるとされた。 国家と対峙される社会領域における利益集団の問題に眼を転じると、八○年代後半から九○年代にかけては リベ ラ ル型の多元主義への 政府による労使の包摂領域の縮小や政府介入の縮減など、「国家に対抗する市場化」 「収斂化」 しかし、 を指摘する議論も展開された。この労使間の組織間関係の調整 コーポラティズムの「終焉」と「多元主義」への回帰、 たとえばイギリスの労使関係における多元主義や自発主義にかんし 利益媒介システムの分散化や分権化を示す徴候が ネオ・リベラリズム路線をとったアングロ 0) 欧 Ш アメ

市場における規制緩和と自由化において国家の自律性の問題が再び浮上していることだけを確認しておきたい

における類型化とどのような類似性があるかどうかを論じるのはまた別の機会に譲るとして、ここでは、 がそれである。この類型化の是非や、この分類がコーポラティズム論や「資本主義の多様性論」(以下

て C 典型的にみられたように非包摂型・選別型の強力な国家介入の存在を抜きにしては語ることはできな みられる労働者代表などの利益媒介の分権化は、 リベラリ 「社会契約」 ウエ Ź jν は ム路線によって労組は政策形成過程から退出させられることになっ 等の所得政策路線などを通じた政府介入により、 玉 家 の役割の 重要性を強調する。 すでに戦後の五○年代から七○年代までに、 すなわ ち 産業 ある程度進行していたとされる。 ν ベ ルでの交渉や、 たが、 企業 それは、 物価・ ν ベ サ ル /ッチ そして、 賃金統制 で の このネ この委員 代表に

国家 援用すれば、 の規制や自由化等々だけでなく、 多元主義は、 このようにネオ・ Ò 孤 立化作用 政府介入を通じて利益集団の断片化を進行させる、 古典的な多元主義論が想定しているのとは異なっていた。 リベラリズムは、 の所産でもあったともいえる。 公私領域を分かつ基軸 面では、 社会における多元化を促進したといえるが、 したがって、 の変化あるい あるいは利益集団の集中化を阻害させる、 ネオ は国家 それは、 リベ ラリ 社会関係の再編を示唆しており、 かつてのN ズ ム型の新たな多元主 プーランザスの言葉を 他 面では、 義 そ V Ó 新 わ 市 ゆ 場 る

(二)大陸ヨーロッパ諸国と社会協定ないしコーポラティズム

こうしたイギリス等の動向とは対照的に、主として大陸ヨー

口

ッ

18

諸国では、

八〇年代末から九〇年代に

かけ

わけ政府介入の視点についての再考を促している。

大陸 制 市場志向 で締結されていた。 (concertation)」による「社会協定 \exists 1 のネオ・ 口 ツ ۱۴ 諸国では、 リベ オランダ、 ラリズムに対抗する「オールタナティヴ」(M・レジーニ) 公共部門の賃金上昇の凍結を含めた官民の両セクターでの賃金抑制、 イタリアでは賃金政策や雇用政策において政労使三者間 (social pact)] が、 オランダ、イタリア、 ベルギーやアイルランドなどで相次 として、 の政策合意がなされ 政労使の三者間 年金や早期退職 たほ 協

た』

代表とのあいだで協調行動がみられ、 また労働市場の柔軟化をめぐる積極的・労働市場政策など広範な政策領域をめぐって政府と労使 その多くにおいて「社会協定」 が結ばれるなど、三者協議体制が再び活発化

ている。 渉の分権化が進んだことが、 みなされた。そこから、 集団を結びつける役割を担ったりすることによって、統制と合意を織り交ぜた種々の規制を強化しようとする試みと 再生がみられることを強調した。 が大陸ヨーロ を進め、 の対応として、 していると主張した。 そうした趨勢を踏まえて、たとえばM・レジーニは、 また同体制は、かつてのコーポラティズム論の主導者P・C・シュミッターらを援用しつつ、「周期的」に顕在化 もちろん、 種々の制 ッパ 労組ナショナル・センターの代表が、政労使の三者協議制や社会協定への参加に積極的になったとみ 社会協定そのものは、六〇年代の高成長期にも存在したが、九〇年代には全国レベルでの社会協定 諸国に浸透し、 度が課す拘束を除去し、そして労使間交渉等も分権化に向かうはずだとする また、 コーポラティズム型の三者協調体制は、 逆に、労働側、 〇・モリーナは、 この協調体制の復権は、 賃金・雇用の柔軟化や福祉政策の見直しをめぐって、政労使の三者協議制 とくに全国レベルの中央組織に緊張感や危機感をもたらし、 オランダやイタリアの事例を踏まえたうえで、 政府が市場の拡大の余地を創出することを目指して規制 政府と利益集団が協力したり、 衰退・消滅したのではなく、 または政府が労使の両利益 むしろ労使間 基本的には持続してお 「収斂論 そのひとつ に疑問 の復 の団体交 緩

やイタリアでも積極的に展開されたことから、

コーポラティズム体制の継起ないしは復権という問題を提起すること

コーポラティズム化の度合が低中位とされたアイルランド

ずれにしても、

こうした社会協定の政治は、

従来は、

-124

社会協定は、 ポラティズムの 政 に を図ったものとして理解することもできるかもしれない。こうした国際競争適応型の体制については、 ズム体制が、 なった。 策領域に応じて協調 たしかに、 第二次大戦後の財政出動に比較的積極的であったケインズ主義的福祉国家における古典的なコーポラテ 財 九八〇年代以降のグロ 政の時代において、 「発展形態」であるとして、 の程度の相違がみられる。 社会協定 の政治と古典的 政策転換を迫られ、 1 バル化と国際競争の拡大、そして特殊ヨ コーポラティズムとの連続性を強調したのである。(図) なコーポラティズムとのあいだには、 しかし、 従来の制度編成をい 部の論者は、 この政労使間の社会協定の政治こそ、 わば 「転用」 1 ロッパ的なEU統合とくに通貨統 政 治的 させ、 コ 社会変動 ンテクスト 言い 換えれ 一競争的 0) 0 湋

ラティズム」と命名されることもあるが、その名称の妥当性はともかくとして、ここで注視すべき点は、 労働市場政策や賃金問題では、 ポラティズム概念には、 て再分配 |競争的コーポラティズム||型の政策協調にかんして、たとえばN・シーゲルは、 0 問題や政府支出の問題を伴う福祉国家の再編においては紛争が生じやすいこと、 政府の役割や政府の主導性など、 葛藤や対立もあるものの、 社会協定にむけての合意形成がされやすいが、 国家の問題に大きな焦点が置かれていることである。 イタリアやオランダを例にあげて、 また、 イタリアでは、 そこでの それに比 政

(三) 政治体制の分極化と多様性

府

労組間

の二者協調

が多いこと、

しかし、

いずれのケースでも政府の主導性が重要である点を指摘して

る見方が提示され、 7 のように西欧諸国 IJ N ラ 流 0) 多元主 また他方において、 の政治体制 義 が 再生 の変動の方向性をめぐる議論は大きく二つに分かれている。 ・復権すると同時 イタリアやアイルランドを含めて、 じ 規制国家という新たな政府 政府主導による三者協議を通じての 介入の 問 題が生起 すなわち、 方では

をもたらしているとする見解が提起されてきたのである。これは、 定型再コーポラティズム化」のかたちで再現したとみることもできるかもしれない。 項対立の図式が、「規制緩和対三者協調体制」(M・レジーニ)、さらには、「ネオ・リベラリズム型多元主義化と社会協 会協定」 展開され、 それがコーポラティズム体制を衰退させるのではなく、 旧来の「多元主義対コーポラティズム」という二 むしろコーポラティズム

り方、 コーポラティズムという新たな構図ができあがるが、 つつ、政府主導の「規制国家」となり、 ていた点である。 政府主導で各種の労使団体を包摂するかたちをとる。 かし重要なのは、 さらには社会保障政策をめぐって政府歳出という政府能力の問題が問われたことなどが、 それに関連して、賃金抑制をめぐる所得政策や、 とくに国家の自律性の問題は、 いずれの議論においても、 また他方のネオ・コーポラティズムでは、社会協定や政策協調のかたちをと 一方のネオ・リベラリズムでは、 政府の主導性という意味での いずれにせよ、政策過程における政府介入の問題が、 とくに労働市場や製品市場への規制に係わる政府介入のあ ここにネオ・リベラル流の新たな多元主義と社会協定型 「国家の自律性 社会集団との関係を切断 が 共通項として浮上し 主要な焦点に その中心 ・排除

(四) 本稿の課題

に据えられていたといえる。

化 ラリズム型多元主義化と社会協定型再コーポラティズム化」という二項対立図式のうち、 いて討究することは、 の問題に議論を限定する。 本稿では、そうした「多元主義対コーポラティズム」あるいは 別のかたちで論じることにする予定である。 前者の 「ネオ・リベラリズム」を独自のパラダイムとして取り上げ、 「規制緩和対三者協調体制」、 また、 新たな類型作りよりも、 後者のコー さらには、「ネオ 規制国家論などに 従来の議論を整 ポラティ

国

デモクラシー

諸国

の政治体制の変動を十分に理解しえないと考えるからである。

して

Ų١ る の

か、

② 比

較

分析

0)

ため

の学説史的な整序では、

点の して か とによって、 ム論 かについて先行研究を整理し、 して、 そこで本稿では、 重要性を指摘し、 の系譜のなかに位置づける。 これまでの ر ا ポ 社会関係なか 課題を提示していくかたちをとる。このように課題を限定した作業は、 ラティズム概念を再検討するという側面をもってい 旧 国家をめぐる問題設定が、 来 主として欧米のリベラル Ó そしてコーポラティズム論の終焉か再生かをめぐる論争の的となった諸点を浮き彫りにするこ 議論との異同 でも国家の自律性をめぐる種々の試 今世紀に入って復権論 このことは国家の観点を意識的にコーポラティズム概念に取り入れて、 や、 さらに体系的理解 旧 デモクラシー 来のコー の契機ともなった政策協調や社会協定 ポラティズム論の展開 のため 諸国についての新たな政治的展開を理解する前梯作業と 一みを比較することを抜きにしては、 る。 の見取り図を示すつもりである。 そのなかでコー のなかでどのように展開 たしかに迂回的ではあるが、 ポラティ 0 ズ 問 ムに そうしたリベラル 題をコ お け されてきたの 政策協 Ź ポ ラティ

ズ

構造 Ų か、 展を遂げてきたのか、 の妥当性をもっているのか、 準拠枠組 この三つの次元が必ずしも截然として区別できるわけではない。 して③ いずれに力点を置くの ない し解釈図式としての特徴は何か、 0 適用 可 あるい 能性 13 という三つの次元からなる課題の枠組を「パラダイム」 は遂げつつあるのか、 0 か、 ①接近方法においてどのような視点と手続きを重視 V 、ては、 また②については、 典型例だけでなく例外性 ③実際の政治現象への適用可能性に係わる といった問題に焦点をあてる。 全体として国家 0 問 題に 各パラダイムによって、 -社会関係の構図をどのように解釈してい も着目して議論するつもりである。 ①にかんしては、 と呼び、 「類型」 それが、どのような発 またひとつのパラダイ として、 アクター どの 対制 発度 、るの

述も、

この三つの次元が重なりあったかたちでなされる。

ある。 L 内部 また、 におい ある次元によっては、 ても、 その三者は、 相互に依存しているだけでなく、 パラダイムの「競合」 Þ 「共存」や その力点の置き方もそれぞれ異なって 「類似」 もみられる。 したがって、 本稿 る か らっで

題 源 律性」に置かれており、 の部門間 が 漫か にはなっていない。 12 こうして本稿では、 その政治体制の総体については言及するけれども、 か か れる。 対立 わる官僚層や官僚制の問題にかんしては折りに触れて言及することはあるが、 したがって、 |や調整メカニズム等々の問題について考察することになる。 第一に、 むしろ、 より具体的には、 政府能力や統治制度については、 メゾ・ 国家問題をめぐる所説を中心に据えてコーポラティズム体制について議論 コーポラティズムの問題に関連して、 国家レベルで展開される、 主たる焦点は、 歳入(租税)・歳出にかかわる抽出・ 政府介入の一環としての政策協調の問題に力点 国家 公共部門の労組の存在や、 社会関係の位相 しか Ļ のなか それら 転換能力や、 で が中心 ō 国家機構 を進 国 人的資 的 內部 な議 る

との が、 三者協調体制をコーポラティズムとは別のパラダイムとして想定したりすることも可能であろうし、 意味で使われ な多元主義と区別して、 区別をすることで、今まで取り入れられてこなかった新たな諸要素を類型の内部に組み込むこともできることも可 関係 期区分や段階論や理念型という観点からみて、 をめぐる論争を主題的に論究することをはしないで、 パラダイムの共存等にかんしていえば、本稿では、 るコーポラティズムの ネオ・リベラル型という新たな下位類型を独自に設定したり、(%) 「パラダイム」 の枠内で対処している。 より理解が深まる場合もあるかもしれない。 その種々の社会協定にかんする議論は、 たとえば近年 たしかに、 Ó 「社会協定」とコーポラティズ 多元主義の場合でも、 あるいは、 社会協定をめぐる またそうした別個 また、 より緩やかな そのほう 古典的 、ム概念

能 問題提起になるとはい であろう。 しか Ź, 本稿では、そうした別個 そういう姿勢をとってはおらず、 このパラダイムの設定の必要性については、 その課題につい ても、 別稿を要すると考えてい それはそれとして興味

(五) 本稿の構成

三者間 続と断絶を含みつつ、受動と能動の両義性を帯びて曖昧である点を指摘する。 られてい 論点を明確に チから、 わち、(A) の位置づけについて、 稿 の政策 の構 政府領域とそこにおける政策形成問題に焦点をあてる国家中心的アプローチへと向かう構図のなかで種 たかについて考察する。 社会における利益集団の組織化・集中化・集権化に力点を置く社会コーポラティズム論と、(B) 成は、 協調 それらを検討していくことになる。 大まかに に焦点をあてる政策過程 主として、これまでの先行研究を整序する。 いえば二部に分か そしてネオ・コーポラティズム論における国家の役割と機能が、 0 制度化論 れ る。 前半は第一 第一章では、 のうち、 章と第一 そこでは、 前者の ネオ・ 一章であり、 コーポラティズム論 Â 集団論を基軸とした社会中心的 では、 コ 1 どのように国家 ポ ラテ の二つの属性 イ ズ 多元主義論との ム論 Ó に 問 お 政労使 け が る 捉 すな 々 玉 連 0

なく、 問題を浮き彫りにし、 セクター そうした社会中心的観点に疑問を投げかけ、 間対立を抱えており、 国家中心的視座を喚起した議論について検討する。 セクター に応じて政労使間 後者の 0) 政策協調も異なることや、 $\widehat{\mathbf{B}}$ の観点を発展させ、 そのなかで、 国家がけっして一 政策過 また公共労組と民間 程 に お け る政

か ら九○年代におけるコー 後半部で は 主として近年の政策協調をめぐるコーポラティズムと国家の問題を考察する。 ポラティズムの衰退論に対峙して、 とくに今世紀に入って台頭する政策協調や社会協定を 第三 一章は、 八〇年代末

社会関係の問題を分析する。

競争部門の労組との対立など労働における国家

終章では、今後の課題を述べるつもりである。

自律性の問題が重要である点を指摘するつもりである。 めぐる議論を、 コーポラティズムの復権の議論を念頭に置いて批判的に検討し、 政府の主導性という意味での国家

ラティズム衰退論と再生論との論争の意味や、 ズム論と、 第四章では、そうした政策協調や社会協定論の議論を踏まえて、 新たなコーポラティズム復権論とを総合的に理解するための代替的な構図を提示する。そのなかでコーポ コーポラティズムの「概念論争」について暫定的なかたちで総括をし、 国家 ―社会関係の構図のなかで従来のコーポラティ

注

- (1)この政策転換がコーポラティズムに及ぼす影響にかんしては、たとえば以下を参照。Franz Traxler, "From Demand-side to Supply "A New Era for Social Pacts in Europe," in Giuseppe Fajertag and Philippe Pochet (eds.), Social Pacts in Europe New Dynamics 2ed. (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire social européen (OSE), 2000), pp. 9-40 in Europe: What Future? (Aldershot UK: Ashgate Publishing, 1995), pp. 271-286, esp., pp. 278-282; Philippe Pochet and Giuseppe Fajertag, side Corporatism? Austria's Labour Relations and Public Policy," in Colin Crouch and Franz Traxler (eds.), Organized Industrial Relations
- (2) Carl Dahlström, B. Guy Peters, and Jon Pierre, "Steering from the Centre: Strengthening Political Control in Western Democracies," in Carl Dahlström, B. Buy Peters, and Jon Pierre (eds.), Steering from the Centre: Strengthening Political Control in Western Democracies (Toronto: University of Toronto Press, 2011), pp. 3-21, esp., p. 5.
- (α) Colin Hay, "Re-stating Politics, Re-politicizing the State: Neo-liberalism, Economic Imperatives and the Rise of the Competition State,"

in Andrew Gamble and Tony Wright (eds.), Restating the State (Oxford: Blackwell Publishing, 2004), pp. 38-50

(4)この規制(regulation)の定義のあり方については以下を参照。Tom Christensen and Per Lægreid, "Agencification and Regulatory

- Edgar Elgar, 2006), pp. 8-49, esp., pp. 9-12. なお、同論文では、さらに広義の概念として、社会総体への規制や調整をも挙げている。 Reforms," in Tom Christensen and Per Lægreid (eds.), Autonomy and Regulation: Coping with Agencies in the Modern State (Cheltenham, UK:
- (5)Ibid. なお、この点については、以下も参照。Giandomenico Majone, "From the Positive State to the Regulatory State: Causes and Consequences of Changes in the Mode of Governance," Journal of Public Policy, Vol. 17, 1997, pp. 139-167
- (\circ) Steven K. Vogel, Freer Markets, More Rules: Regulatory Reform in Advanced Industrial Countries (Ithaca: Cornell University Press 1995), pp. 1-5, pp. 256-269, pp. 9-24, pp. 25-42

(7)この点については、たとえば以下を参照。Michael Moran, "Review Article: Understanding the Regulatory State," *British Journal of*

- Vol. 17, 1994, pp. 77-101 Political Science, Vol. 32, 2002, pp. 391-413: Giandomenico Majone, "The Rise of the Regulatory State in Europe," West European Politics
- (∞) Cf., Geert Bouckaert, B. Guy Peters, and Koen Verhoest, The Coordination of Public Sector Organizations: Shifting Patterns of Public Management (London: Palgrave, 2010), pp. 3-32
- (9)そうした政府への求心化についての観察にかんしては、たとえば以下を参照。Carl Dahlström, B. Guy Peters, and Jon Pierre, "Steering Steering from the Centre: Strengthening Political Control in Western Democracies (Toronto: University of Toronto Press, 2011), pp. 3-21 from the Centre: Strengthening Political Control in Western Democracies," in Carl Dahlström, B. Buy Peters, and Jon Pierre (eds.)
- 10 Martin Painter and B. Guy Peters, "Administrative Traditions in Comparative Perspective: Families, Groups and Hybrids," in Martin Painter and B. Guy Peters (eds.), *Tradition and Public Administration* (Basingstoke, UK: Palgrave Macmillan, 2010), pp. 19-30

- 11 団体交渉の分権化をめぐる議論については、たとえば以下を参照。Harry. Katz, "The Decentralization of Collective Bargaining: A Literature Review and Comparative Analysis," Industrial Labor Relations Review, Vol. 47, 1993, pp. 3-22
- 〈12〉こうした議論にかんしては数多くの論点整理がなされているが、とりあえず、ここでは、比較的最近の以下の文献を参照。 and Decentralization (Ithaca: Cornell University Press, 2004), pp. 1-9 Government Interactions," in Harry C. Katz, Wonduck Lee, and Joohee Lee (eds.), The New Structure of Labor Relations: Tripartism Politics & Society, Vol. 39, no. 4, 2011, pp. 521-563; Harry C. Katz, "Introduction: The Changing Nature of Labor, Management, and Baccaro and Chris Howell, "A Common Neoliberal Trajectory: The Transformation of Industrial Relations in Advanced Capitalism,"
- 13 Chris Howell, Trade Unions and the State: The Construction of Industrial Relations Institutions in Britain, 1890-2000 (Princeton: Princetor University Press, 2005), pp. 13-19, 37-39, 41-43, 86-130
- (4)この点については、たとえば以下を参照。John Kelly, "Bringing the State Back In," *Labor History*, Vol. 47, no. 2, 2006, pp. 252-258 Transfer: European Review of Labour and Research, Vol. 5, 1999, pp. 14-33, esp., p. 31 ". Lolenzo Bordogna and Gian Primo Cella, "Admission, Exclusion, Correction: The Changing Role of the State in Industrial Relations,
- (巧) Nicos Poulantzas, Political Power and Social Classes (London: Verso, [1968] 1982), pp. 115-17 (ココス・プーランツアス States, Civil Societies, and Globalization (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp. 54-71 Sociology," in Thomas Janoski, Robert Alford, Alexander Hicks, and Mildred A. Schwartz (eds.), The Handbook of Political Sociology: 義論の新たな諸相については以下を参照。Alexander Hicks and Frank J. Lechner, "Neopluralism and Neofunctionalism in Political Lolenzo Bordogna and Gian Primo Cella, "Admission, Exclusion, Correction, pp. 14-33. また、ネオ・リベラリズムを踏まえた多元主 治ほか訳)『資本主義国家の構造(Ⅰ・Ⅱ)』未来社、一九七九•八○年]。ネオ・リベラル型の政府介入については、 以下を参照

- 16 Marino Regini, "Between Deregulation and Social Pacts: The Responses of European Economies to Globalization," Politics and Society, Vol. 28, 2000, pp. 5-33
- 18 (二) Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concertation in the Reform of the Welfare State," Transfer: European Jelle Visser, "Data Base on Institutional Characteristics of Trade Unions, Wage Settings, State Intervention and Social Pacts, 1960-2011 Review of Labour and Research, Vol. 5, 1999, pp. 71-74 (ICTWSS), Version 4.0," Amsterdam Institute for Advanced Labour Studies (AIAS), 2013
- (2) Marino Regini, "Between Deregulation and Social Pacts," pp. 5-33.
- *Ibid.*, p. 8. このコーポラティズムの Response to the Absence of European Policy?" in Frans van Waarden and Gerhard Lehmbruch (eds.), Renegotiating the Welfare State Schmitter, "The Renaissance of National Corporatism: Unintended Side-Effect of European Economic and Monetary Union, or Calculated Sisyphus: Past, Present and Future," EUI (European University Institute) Working Paper SPS, No. 97/4, 1997; Jürgen Grote and Philippe Flexible Adjustment through Corporatist Concertation (London: Routledge, 2003), pp. 279-302 「周期性」については以下を参照。 Philippe C. Schmitter and Jürgen R. Grote, "The Corporatis
- 21 Oscar Molina, "Social Pacts, Collective Bargaining and Trade Union Articulation Strategy," Transfer: European Review of Labour and Research, Vol. 14, 2008, pp. 399-418
- (22) この点については、以下を参照。Franz Traxler, "Corporatism(s) and Pacts: Changing Functions and Structures under Rising Economic pp. 67-68. イタリアとアイルランドにかんしては多くの文献があるがとりあえず以下を参照。Lucio Baccaro, "What is Alive and What Social Pacts in the EU (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2010), pp. 45-82.esp. Liberalism and Declining Liberal Democracy," in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), After the Euro and Enlargement:

- is Dead in the Theory of Corporatism," British Journal of Industrial Relations, Vol. 41, 2003, pp. 683-706; idem., "Policy Concertation in
- Europe: Understanding Government Choice," Comparative Political Studies, Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348

(3) ぃの点については′ Anke Hassel, "Policies and Politics in Social Pacts in Europe," European Journal of Industrial Relations, Vol. 15,

- State Reforms," European Journal of Industrial Relations, Vol. 11, no. 1, 2009, pp. 107-126 1, 2009, pp. 7-26. cf., Nico A. Siegel, "Social Pacts Revisited: 'Competitive Concertation' and Complex Causality in Negotiated Welfare
- (몫) Martin Rhodes, "The Political Economy of Social Pacts: 'Competitive Corporatism' and European Welfare Reform," in Paul Pierson (ed.), The New Politics of the Welfare State (Oxford: Oxford University Press, 2001), pp. 165-194, esp., pp. 180-186; Oscar Molina and
- (公) Nico A. Siegel, "Social Pacts Revisited: 'Competitive Concertation' and Complex Causality in Negotiated Welfare State Reforms," pp

Martin Rhodes, "Corporatism: The Past, Present, and Future at a Concept," Annual Review of Political Science, Vol. 5, 2002, pp. 305-331

- (26)このように本稿では、パラダイムという言葉を非常に緩やかな意味で用いている。したがって、パラダイムの問題に伴う パラダイムとの質的差異が重要であることは確かであろうが、ほぼパラダイムと互換的に用いている。以下を参照。 *Science* (London: Macmillan, 1982), esp., pp. 16-35. また、本稿では、リサーチ・プログラムという言葉も使うこともあるが、これも、 には一切触れていない。パラダイムの問題については、以下を参照。トーマス・クーン(中山茂訳)『科学革命の構造』みすず書房、 集団」や、妥当な手続きおよびそのモデルとして普遍的な承認をうける「問題解決」策としての側面など、 一九七一年。なお、ここでは、このパラダイムと社会科学との関係について以下を参照した。Barry Barnes, T. S. Kuhn and Social その他の重要な問題等
- (27)たとえば以下を参照。John L. Campbell and Michael Patrick Allen, "The Political Economy of Revenue Extraction in the Modern State:

S. Kuhn and Social Science, pp. 61-63

Mann, "The Autonomous Power of the State: Its Origins, Mechanisms and Results," European Journal of Sociology, Vol. 25, A Time-Series Analysis of U.S. Income Tax, 1946-1986," Social Forces, Vol. 72, 1994, pp. 643-669, esp., pp. 645-650. また凶・トンは、中 していた。Margaret Levi, *Of Rule and Revenue* (Berkeley: University of California Press, 1989), esp., pp. 10-40, を参照 民社会に対する国家権力の浸透度を示す「下部構造」型ないし「土台構築」型の権力行使の一環として「租税」を捉え(Michael 185-213.)、そしてM・レヴィも、 社会から諸資源を強制的に調達する国家の「簒奪支配(predatory rule)」の一種として租税を把握

- 28 Ezra Suleiman, Dismantling Democratic States (Princeton: Princeton University Press, 2003), pp. 123-154
- (쬓) Carl Dahlström, B. Guy Peters, and Jon Pierre, "Steering from the Centre: Strengthening Political Control in Western Democracies," pp 3-21; Geert Bouckaert, B. Guy Peters, and Koen Verhoest, The Coordination of Public Sector Organizations: Shifting Patterns of Public Management (London: Palgrave, 2010), pp. 3-32
- (30)たとえば以下を参照。Lolenzo Bordogna and Gian Primo Cella, "Admission, Exclusion, Correction," pp. 14-33
- (31)この社会協定とコーポラティズムとの関係をめぐる議論については、たとえば以下を参照。Franz Traxler, "National Pacts and Wage 2ed. (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2000), pp. 401-417 Regulation in Europe: A Comparative Analysis," in Giuseppe Fajertag and Philippe Pochet (eds.), Social Pacts in Europe: New Dynamics

第一章 社会中心的―アクター中心的観点と権力分有

表する他の集団と絶えず競合関係にあることもまた前提とされていたのである。 それによって、 とが截然と区別されることを前提としていた。すなわち、 力では、 ナダ、オーストラリア、ニュージーランド等が、多元主義のモデルの典型国としてあげられていた。 れる傾向にあった。そして、実際には、 力」への受動的対応とみなされた。政府介入も、結局のところ、社会における利益集団間の競争の帰結として把握さ シップは自発的であり、 れるか、あるいは、そうした集団間紛争への消極的な調停の所産とされた。そこにおいては、 とられ、 七〇年代の初期コーポラティズム論が対峙した古典的な多元主義論では、集団論的-入力を出力への転換するうえでの政府能力など、 利益集団と国家との関係においては、 国家をめぐる基本的な解釈図式では、 国家の利益集団による虜化は免れると想定されていた。しかし、 その組織的利害は比較的小規模で専門分化した同質的なものであり、 アングロ=アメリカ型として、 理念型としての多元主義は、 最終的には、 国家の自律性にかかわる問題については副次的なものとみなさ ロビー活動を行う利益集団の法的権利は、 政府の政策形成過程は、 イギリスやアメリカなど、また、 利益集団の組織的利害と国家の公的権威 そのためには、 社会的要請や圧力といった「入 ―アクター中心的な接近方法が また、 政府主導の積極的介入 利益集団のメンバ 同種 とりわけアメリ 議会が承認し、 さらに、 の利益を代 カ

政治統合、

あるいはより広い国家―

政労使の三者協議制を典型とみなすコーポラティズム論では、

-社会関係の問題を提起して、多元主義論への「オールタナティヴ」を標榜してい

政府の主導性や自律性、

政府介入や

資の同権性、 とは いえ、 さらには政府の積極性や官僚層の主導性等々をめぐって、 この 玉 「家問題にかんして、 コー ポラティ ズ ム論 0) 種々の 多様な潮流があったことが 見解をみると、 資本 . О)優位性 ゎ か や、 あ る

(一)集合的アクターとしての国家——多元主義論の亜種?

論的にみて、 るも チでは、 が とのアクター 延長上で把握されていた。 会関係は、 家を捉える傾向にあった。 果たす主導 たことを示唆してい のであり、 九七〇一八〇年代初頭 アクターそれ自体の存在論的次元や制度編成 そうした政治過 多元主義論と同様の集団論的アプロー 性やその影響力とい 間 当該の政治過程を存立させている制度配置 の相互作用の過程に還元され、 る。 こうした観点は、 程 そこでは、 の初期のネオ・ したがって特殊な集団の一つとして、 の平 ったアクター 面に矮小化されてしまう。 国家 コ 国家 社 ーポラティズム論では、 間 会関 最終的には、 の優勝劣敗 一条は、 ・チが、 社会関係を公私アクタ の問題が看過されがちであり、 それを担う官僚集団とくに行政 コーポラティズム論の一 への配慮を欠落させるものでもあった。このことは、 の問題に解消される。こうしたアクター 個別の争点 また私的アクターに対峙する公的アクター 玉 |家は、 (イッシュー)をめぐる官僚ない 1 間 の しば 相互作品 部にいわば残滓として継承されて しば、 国家の相対的自律性 用という行動 シェリ 多元主義的 ĺ トと利益集団 中 心的 な利 の次元に還 なアプ や 私的 国 集団 集団 方法 П 社 1

期 協力的 Ø 0 地平 コ -に立っ 「調整 ポラティズム論の多くは、 -中心的な 的 7 お である点を強調するものであった。 り、 な視点は、 それは、 多 索出され アクター 元主義的な集団 た集団間 の次元に焦点を定めて集団相互の政治過程を扱う点では多元主義論 論 0 との 相 単純化していえば、 5互作用 連続 のパ 性 夕 をめぐる議論のなか ンが、 その議論 多元的で は、 「競合的」 で、 多元主義における集団の分 ば ではなく、 ば 見ら ħ 協 初

程にかんする類型の一つとなる。そこでは、 初期コーポラティズム論の見地からすると、 散性と集団間 ることを主眼としていたのである。 多元主義の枠内に収まる一亜種としばしばみなされたのも当然であった。このような行動の次元を中心に据えた の競争に対して、 コーポラティズムにおける集団の集中性と集団間の協調・調整という特徴を際だたせ したがって、この「連続」 コーポラティズムとは、 政府の介在によって国家 説においては、 公私アクター間の相互作用を対象とした政治過 —社会関係 集団論としてのコーポラティズム概念 の制度配置における組織間関係が

(二) 道具主義——弱い国家?

のように編成化されているのかという観点は稀薄になりがちであったといえる。

てきた。この道具主義的で社会中心的な視座は、 れ、その二つの理論的系譜が、 映とみなす。 という見解がある。 存立しているにすぎず、 た支配的勢力の道具ないし階級支配の手段とみなされることになる。この見地に立てば、 自律性を認めず、 コーポラティズム論そのものが、 労使のいずれが優位であれ、 国家を社会的利害の反映とみる「社会中心的アプローチ」となり、「道具主義」 この道具主義の視点は、 国家そのものが自律性を内蔵していることではなくなる。 ネオ・コーポラティズム論の一部にも遺産として継承されているとしばしば指摘され 政府の役割は、 一見対立する多元主義論もマルクス主義も共有している地平であるとさ 政策過程における政府の重要性等を指摘しつつも、 政策過程 どちらかといえば消極的・中立的であり、 へのとくに労使の職能団体代表の包摂を、 国家は社会にとって外部に 最終的 的側面をもってい 社会的利害の反 には、 玉 家 Ō

加する点については着目するけれども、 政府による投資環境の整備や資本蓄積 ポラティズム論者も、ビジネス等との「政治交換」の一部として労組が政府の各種機関に労働代表として参 への関与や景気の誘導などをめぐる政府の役割につい いずれも政府の役割についての体系的な理解が欠けているという批判がなさ ての考察が

えて、より構造的な視点を入れて、 たりした。もっとも、 国家」を想定しているものもある。だが、多元主義的な集団論を継承するコーポラティズム論のアプローチの多くは るいは労使エリート間の 誘導される場として位置づけられた。コーポラティズムとは、そうした均衡を誘導する体制として認識されたり、 労働側 「熟慮」型デモクラシーの一環として解釈された。第三に、それに関連して、政府は、(『) の発言機会が制度化されたものとして、 前述の点を踏まえて、 コーポラティズム論のなかには、 「交渉・調整」ないし「妥協・協調」そのものの制度化として把捉されたりした。 コーポラティズムは、 「均衡」とみていたといえる。 コーポラティズム体制は、 あるいは労働側の政策過程へ 後述するように、 社会における労使間の非対称的な力関係におい 社会レベルでの階級間闘争の制度化の所産とみなされ 政府による積極的な統合を遂行する の参加による政労使間 労使間の勢力関係の 対話 て劣位に 均 これに加 13 よる あ

物として、あるいは、そうした資源をめぐる分配闘争の結果として捉えられ、

コルピーらの権力資源論では、

背景のひとつをなしているW・

ている場合もあった。

たとえば、社会民主主義的コーポラティズム(Social Democratic Corporatism:SDC)の理論的

国家の制度編成は、

社会に、

おける権力資源

0

分の

そして最終的には、

アクターとしての

さらに国家の制度編成そのものにも、

社会的な力関係が刻印されると考え

政労使の三者協議をアクター間

0)

第四に、そうした社会中心的な観点は、

— 139 —

経済資源を相対的に過少しかもっていないが、この政治的資源を活用することによって市場における分配闘争の 挙を通じて影響力を行使する能力などを指し示しているとみなした。 益集団間 政治的なものとがあり、 労働者にとっての利用可能な資源の動員の所産として把握されていた。 不平等に分配されてはおらず、より広く国民のあいだに拡散・浸透しているとする。 のあいだに不平等に分配されているが、 前者の経済的資源は、 資本を含め通常は市場の文脈のなかで使われ、 これに対して後者の政治的資源は、 しかも後者の政治資源は、 コルピーは、 集合行為を組織化する能 権力資源には、 そして一般市民 国民や社会経済的な利 前者の経済資源に比 経済的なも は 通常 一力や選 過 0)

をめぐる条件を設定したり、そうした市場での分配闘争の結果を修正したりできるとする。(ユリ)

府 治闘争における権力資源の動員によって、政権の獲得と政策変更の可能性を示唆していた。 うよりも、 ある点にも看取されるとした。 年代以降のOECD諸国の政府の社会保障費の Ð コー は したがって、 「偏向」が動員され、それが生産・再生産されることになる。そして政策転換は、 親労働者政権として種々の政策変更だけでなく体制変革の役割も期待された。 ポラティズム論とは異なっていた。それは、 むしろ、 党派性をもった政党間の選挙競合を通じて政権形態が確定されると、 政権交代を中心にした、 こうした見地は、 動員資源の量と質の変化の産物とみなされた。このことは、 「縮減」等にかんしても、 議会外での政労使の協調体制や、政府による規制や調整に重心を置 政府を経済的支配集団の道具とみなし、 左翼政権とその党派性が依然として有効で その帰結として政策 制度遺産や政策遺産の影響と とりわけ社会民主主義政 労働運動を中心とした政 たとえば八〇 の)内容 面

源は、

参加をはじめ様々な

機会

をもたらすが、そこには、

同時に「選別」

のメカニズムも働いているので、

その

種々の権力資源の

「投資」

0)

「結果」として現出するとみなされる。

そうした資

こうして国家の制度編成もまた、

リプセットの 政党への投票動員や労働者政権の存在を、 意味で、 コ の動員ない jν ر ا 国家の らの権力資源論は、 し利 民主的階級闘争」 用可能な手段とされている点で、社会中心的で道具主義的地平で把握されているといえる。こうして(②) 制 度配 置 は 最終的には、 偏向 モデルと同一の地平にあり、 の構造」 労働組 政治資源として重視している。そして権力資源は、 を帯びるとされた。 合の組織化 選挙 結局のところ、 いずれもアクター間 -社会民主主義政権という系列に照準をあてる 権力資源論 の葛藤に基礎を置 は そうした社会的アクタ 労組 0) | く階級闘争モデ 組 や労働

\equiv ヘゲモニー及び力関係の問題

そうした議論の展開のなかで、(i)

国家の制度編成は、

労資間の階級闘争が展開されるひとつの拠点とみなすべ

ルで、

社会中心的

アクター中心的であるとみなされた。

点や 点 収し変容させる梃子として機能するのか、 も、(iii)A・グラムシ流に、 なのか、 がどこにあるのかという問題であると同時に、図 「管制高 あるい 地 は たりうるのかということをめぐる疑義でもあったといえる。 îi 政府は、 国家は、 階級的妥協 敵対する諸階級や利益集団を内部に抱き込むことを通じて、 といった問題も提起された。 均衡を積極的に主導するための 国家が、 はたして、そうしたヘゲモニー 要するに、それらの問題は、「ヘゲモニ アリー ナを提供してい 構築における自律した 紛争それ自体 るのか。 それ 1 を吸 0

題にたいしては判断を停止したままに、

J 性

ヴィの言葉を借りれば、

政労使間で権限を共有しあう一

種 初 期 0 厄

権 介

かしなが

結局のところ、

コーポラティズム論の多くは、

そうした政府介入や

国

家 0

自律性

[をめぐる

な問 艻

ティズム論においても、

種々の 0

利益

集団と国家との関係は複合的であり、

両者の力関係を判断することは難しい

Ð

っとも、

0

ポ

モ

デル」を想定し

玉

家

ヘゲモニ

1

0 問題 ν

、の言及を回避してきたともみなされた。

とは、 得していること、 性の如何を確定することは容易ではない。 的責任を付与する場合とがあることを指摘した。こうしてコーポラティズム体制では、 込んで自らの組織的な生存を勝ち取る場合と、 は強調されていた。 て国家との特殊な関係を発展させるようになり、「公的地位」を占めるようになりうるのである。この(®) コーポラティズム体制にかんしては、 当該集団が、 換言すれば、当該集団が政府の正統な強制力に依拠できることを示唆しているとされる。 国家以外の他のアリーナでは決して与えられない特殊な資源を、 たとえば、 W・シュトリークは、 国家と社会の両者を截然と区別することや、さらには政府の主導性や自 国家が団体の包摂化とその制度化をはかり、 経営者団体と政府との関係について、 直接的にせよ間接的にせよ、 利益集団は、 当該団体に公的地位と公 経営者団体が政府を巻き 組織間関係にお 「公的地位 したが つ

権力分有と公共性の転換の問題

この

「権力分有」モデルは、

そうした実際の複雑さに基づく留保の表現と

に公的な機能と決定を委譲したりするなかで、 峻別するが、それとは異なり、 たらし、そこにコーポラティズム体制の民主主義論における積極的な意義を見いだせるとする議論が登場する。 わち、(多元主義理論が想定していた)「リベラル型民主主義は、 しろ、そうした権力分有モデルこそ、政府に独占されていた権威を利益集団にも共有させ、 権力分有」モデルについては、力関係やヘゲモニーの問題を曖昧にしているという懐疑的な議論がある一方で、 民間の私的な利益団体と権威を共有し、 コーポラティズムの理論と実際は、 民間の私的な利益集団を公共政策のエージェントとして活用すること その私的利益団体の諸活動を調整したり、 位階制的な国家の権威と市民社会の自発的な組織とを 国家と社会の区別を曖昧にしていく。そのことは あるいは、 公共性の概念の転換をも それらの団体 すな

に な る^③ 。

域 国家による行政的・立法的措置に関与する。(※) 公私両アクター にも参与する一種 《の刷新が次第に要請されるということになる。(※) 「公共性」の領域が生成・発展する。 こうして、 たとえば労組も、 が相互学習を通じて、パートナーシップや政策協調を構築し、 0 「私的政府=統治 その機能と正統性を国家によって承認される一 (private interest government)」の一翼を担い、 そこでは、 公的地位を獲得した主要な利益集団は、 有力な私的団体と政府との 種の それによって公私領域の再編と公共領 「政治的交換」 |政治的シチズンシップ」をもち 公共政策の定式だけでなく執行 そして政労使の三者が共有す の論理よりも、

とになる。 ていえば、 に左右されるという問題、 や政労使のパートナー して要党も含めた拒否権プレイヤーの存在などによって、 かしながら、 連合政権か否か、 そうした社会的 そうした公共性の議論は、 シッ とりわけ親労働者政権かどうかによって異なるという問題がある。 (※) パートナー プの確立、 連合政権の場合の与党内の勢力比や、 そしてとくに労組のような職能団体の政治的シチズンシップは シップや政策協調は、 いくつかの困難を抱えていることもまた確かである。 その成否は左右される。 政権の党派性だけでなく、 議会における与野党間の拮抗という政党政治、 政権の安定性にも依存するこ 第二に、 第一 それに関連し 政権 に、 政策協調 の党派性 そ

か36 そうしたパートナーシップ型の政策協調に求められる「ガバナンス能力」 え込み、 しかし、その場合、 職能代表と一般メンバ 少数内閣など政権基盤が脆弱な場合 政労使のエリート協調による「公的責任」の強調は、 ーとのあいだのギャップを常に伴う。 (「弱い政府」) でも、 このギャップをどのように調整していくのかが 政労使の政策協調やパ のひとつとされる。 労使内部の下部組織の反発や抵抗を抱 1 トなシ ップは りうる

また、 ポラティ 策参加等が制度化されるのである。こうして政策協調のパートナーとしての参画には政府による承認が必要とされ 限 形成をめぐる協議 など政権基盤の弱い政府の場合には、そのことが政権と議会のあいだで摩擦を生じさせることになる。 の三者協議体制は、 主主義では、 て、必ず正統性の問題に逢着し、それが、 の問題を惹起する。 そのように議会主義以外の回路を制度化することは、 選挙による議会代表とは異なる「合意回路」 コーポラティズム体制は、正統性の ズ 社会パートナーシップを伴う政策過程それ自体が、 ム体制そのも 選挙 の制度化は、 政党 政府が供給する正統性の これは、 のは、 -議会の代表関係にフォーマルな正統性がある以上、 ただちに正統性を付与されるものではないからである。 その正統性を国家 政府の党派性や政権の安定性や利益代表内部のギャップ等の後景にある制度問 コーポラティズムの「アキレス腱」 「生産者」ではない。 「消費者」となり、 (=政府や政権) は、 議会制とのあいだに齟齬を生じさせる。 F・トラックスラーによれば、「国民主権」の観点からみ 政府と議会との関係も含めた議会制民主主義とその正 政府による認可と手続きを経て初めて利益集団の政 むしろ、 に依存しているかたちになるので、 正統性を付与するのは政府であり、 にさえなっている。 (³⁸⁾ 職能集団の頂上部と執政府間 この正統性の問題にかんする とりわけ、 つまり、 したがってコ 制度的 連合政権 での政策 議会制民 政労使 題

た所以でもあり、 もつ不安定性を指摘したシュミッターやレームブルッフが、その代案のひとつとして「サンディカリズム」 ことを示唆している。 かし第五に、 また、 そうした政策協調 このことは、 生産者民主主義や産業民主主義等々の議論を提起させる一因になったといえる。 の制 初期コーポラティズム論の展開のなかで、 度化は、 議会制以外の各種の代表回路を 利益代表としてのコーポラティズム 「代替的」 な制度として提示しうる

常に正統性の危機に晒されることになる。

- 注
- (1)こうした多元主義論ならびに一九五〇年代の行動論における国家把握については、たとえば、 Governance (Princeton: Princeton University Press, 2010), p. 62 以下を参照。 Mark Bevir, Democratic
- (∾) Wolfgang Streeck and Lane Kenworthy, "Theories and Practices of Neocorporatism," in Thomas Janoski, Robert Alford, Alexander Hicks and Mildred A. Schwartz (eds.), The Handbook of Political Sociology: States, Civil Societies, and Globalization (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp. 441-460, esp., p. 445
- (∞) *Ibid.*.
- (4) この点については、 pp. 27-47; Noel O'Sullivan, "The Political Theory of Neo-Corporatism," in Andrew Cox and Noel O'Sullivan (eds.), The Corporate State O'Sullivan (eds.), The Corporate State: Corporatism and the State Tradition in Western Europe (Hampshire, U.K; Edward Edgar, 1988) Corporatism and the State Tradition in Western Europe (Hampshire, U.K; Edward Edgar, 1988), pp. 3-26 たとえば以下を参照。 Andrew Cox, "Neo-Corporatism Versus the Corporate State," in Andrew Cox and Noe.
- (5)この点については、桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動 章もあわせて参照 −制度と集合行動の比較政治学』東信堂、二○○二年、
- (6) このコーポラティズム論は、 pp. 78-95; Youssef Cohen and Franco Pavancello, "Corporatism and Pluralism: A Critique of Schmitter's Typology," British Journal of Andrew Cox, "Corporatism as Reductionism: The Analytic Limits of the Corporatist Thesis," Government and Opposition, 論については、 とりあえず以下を参照。Alan Cawson, *Corporatism and Political Theory* (London: SAGE Publications, 1986), pp.25-38 主として、 第一期に属する議論であるが、この多元主義論とコーポラティズム論との関係をめぐる議 Vol. 16, 1981

Concept," Annual Review of Political Science, Vol. 5, 2002, pp. 305-331 Cambridge University Press, 2005), pp. 441-460; Oscar Molina and Martin Rhodes, "Corporatism: The Past, Present, and Future at a Alexander Hicks, and Mildred A. Schwartz (eds.), The Handbook of Political Sociology: States, Civil Societies, and Globalization (Cambridge: 2006), pp. 46-70; Wolfgang Streeck and Lane Kenworthy, "Theories and Practices of Neocorporatism," in Thomas Janoski, Robert Alford, Wolfgang Streeck (eds.), The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict (Cheltenham, U.K: Edgar Elgar, ラティズム論の学説史的な展開については以下も併せて参照。Colin Crouch, "Neo-corporatism and Democracy," in Colin Crouch and Colin Crouch, "Pluralism and the New Corporatism: A Rejoinder," *Political Studies,* Vol. 31, 1983, pp. 452-460. また最近までのコーポ *Political Science,* Vol. 17, 1987, pp. 117-122. また、多元主義とコーポラティズム論との連続性をめぐる議論については、 Alan Cawson, "Pluralism, Corporatism and the Role of the State," Government and Opposition, Vol. 13, 1979, pp. 178-198, たとえば以

- (7)この点について、たとえばW・シュトリークは、八○年代にすでに西欧九ヶ国の経営者団体の体系的な比較研究の予備的調査のな Journal of Public Policy, Vol. 3, 1983, pp. 265-284, esp., pp. 279-282. また、桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動 合行動の比較政治学』東信堂、二〇〇二年、第二・三章もあわせて参照 かで強調していた。以下を参照。Wolfgang Streeck, "Between Pluralism and Corporatism: German Business Associations and the State,"
- (8)たとえば以下を参照。David Held and Joel Krieger, "Theories of the State: Some Competing Claims," in Stephan Bornstein, David Held, & Unwin; Center for European Studies, Harvard University, 1984), pp. 1-20 and Joel Krieger (eds.), The State in Capitalist Europe: Casebook Series on European Politics and Society, No.3 (Winchester: George Allen
- 9 近年、この修正多元主義論の延長上でコーポラティズム論を整理し、コーポラティズムにおける国家介入を受動的な選別とみなし たものとして、たとえば以下を参照。John S. Dryzek and Patrick Dunleavy, *Theories of the Democratic State* (London: Palgrave

175. また、 Norwegian University Press, 1991), pp. 279-304. このリンドブロムのいう「ビジネスの特権性」とその論評については以下も併せて Macmillan, 2009), pp. 131-154, esp., pp. 137-140. 修正多元論の先駆としてC・リンドブロムの以下の議論も参照。Charles E. Lindblom, Wilson (eds.), The Oxford Handbook of Business and Government (Oxford: Oxford University Press, 2010), pp. 9-34 Wyn Grant and Graham Wilson, "Political Science: Perspectives on Business and Government," in David Coen, Wyn Grant and Graham Political Studies, Vol. 38, ついては以下を参照®Martin J. Smith, "Pluralism, Reformed Pluralism and Neopluralism: The Role of Pressure Groups in Policy-Making, 1983, pp. 3-13; Shaun Bowler, "Corporatism and the 'Privileged Position' of Business," West European Politics, Vol. 10, 1987, pp. 157 Politics and Markets (New York: Basic Books, 1977), p.202; idem., "Another State of Mind," in his Democracy and Market System (London: David Marsh, "Interest Group Activity and Structural Power: Lindblom's Politics and Markets," West European Politics, Vol.6 リンドブロム流のビジネスの特権的地位を重視する修正多元論と新多元主義論とを区別する場合も多々ある。この点に 1990, pp. 302-332. 最近の政府―ビジネス関係についての議論の整理については以下を参照。David Coen

(10) こうした体系的・構造的観点から、 and Neofunctionalism in Political Sociology," in Thomas Janoski, Robert Alford, Alexander Hicks, and Mildred A. Schwartz (eds.), The また、この点については、 義(「ネオ・プルーラリズム」)の一種であるとする議論については以下も参照。Alexander Hicks and Frank J. Lechner, "Neopluralism Handbook of Political Sociology: States, Civil Societies, and Globalization (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp. 54-71. 以下を参照。 初期の古典的コーポラティズムへの批判を踏まえて、コーポラティズム論もまた新たな多元主 Shaun Bowler, "Corporatism and the 'Privileged Position' of Business," pp. 157-175

(fl)これをアソシエーティヴ・デモクラシーの概念に包括しようとする場合もあるが、この点については、異論も含めて多々議論があ "Secondary Associations and Democratic Governance," Politics and Society, Vol. 20, 1992, pp. 393-472; Ellen M. Immergut, "An Institutional ることだけを指摘しておくことにとどめ、 詳しい議論をここでは展開しない。とりあえず以下を参照。Joshua Cohen and Joel Rogers

13

- Critique of Associative Democracy: Commentary on Secondary Associations and Democratic Governance," Politics and Society, Vol. 20, 1992, pp. 481-491.また桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動』、第二章、参照!
- (12)この点についてはたとえば以下を参照。Alfred Diamond, "Bureaucracy and Public Policy in Neocorporatist Settings: Some European
- Lessons," Comparative Politics, Vol. 14, 1981, pp. 101-124

Simon Clark, "State, Class Struggle, and the Reproduction of Capital," Kapitalistate, No. 10/11, 1983, pp. 113-130, esp., pp. 126-128

- 14 この点については以下を参照。Stephan Bornstein, "States and Unions: Postwar Settlements to Contemporary Stalemate," in Stephan Bornstein, David Held, and Joel Krieger (eds.), The State in Capitalist Europe: Casebook Series on European Politics and Society, No.3 (Winchester: George Allen & Unwin; Center for European Studies, Harvard University, 1984), pp. 54-90
- 15 Walter Korpi, "Political and Economic Explanations for Unemployment: A Cross-National and Long-Term Analysis," British Journal of Political Science, Vol. 21, 1991, p. 326
- (😩) Idem., "Power, Politics, and State Autonomy in the Developments of Social Citizenship: Social Rights during Sickness in Eighteen OECD Countries since 1930," American Sociological Review, Vol. 54, 1989, pp. 309-328, esp. p. 314
- (드) Walter Korpi and Joakim Palme, "New Politics and Class Politics in the Context of Austerity and Globalization: Welfare State Regress in 18 Countries, 1975-95," American Political Science Review, Vol. 97, 2003, pp. 425-446
- (18)こうした労働運動論的観点からの社会民主主義的コーポラティズム解釈と、それが社会主義概念にとってもっている意義について pp. 231-252, esp., pp. 232-235 は以下を参照。 James Fulcher, "Labour Movement Theory versus Corporatism: Social Democracy in Sweden," *Sociology*, Vol. 21, 1987
- Walter Korpi, "Power, Politics, and State Autonomy in the Developments of Social Citizenship," p. 314.

- (20)こうした権力資源論の道具主義的側面への批判として以下を参照。Jill Quadagno, "Theories of the Welfare State," Annual Review of Sociology, Vol. 13, 1987, pp. 109-128
- 21 以下を参照。 Robert W. Jackman, "Election and the Democratic Class Struggle," World Politics, Vol. 39, no. 1, 1986, pp.
- 22 この点をめぐる議論については、 (London: Verso, 1986), chs. 4, 5, and たとえば以下を参照。Leo Panitch, Working Class Politics in Crisis: Essays on Labor and the State
- (23)このように政府が異質な諸階級を吸収・統合して、 義)」については、 Egypt, and Peru (New Brunswick: Transaction Books, 1979) けについては、 以下を参照。 A・グラムシ(石堂清倫編訳)『獄中ノート』三一書房、 Ellen Kay Trimberger, Revolution from Above: Military Bureaucrats and Development in Japan, Turkey 上から国家への一体性を構築し制度化していく「トラスフォルミズモ 一九七七年参照。また、その国家論における重要な位置 (変移主
- (24)この点については以下を参照。Leo Panitch, Working Class Politics in Crisis, ch. 5, 6, and 7
- (25) Theda Skocpol, "Political Response to Capitalist Crises: Neo-Marxist Theories of the State and the Case of the New Deal," Politics and Possibilities in Historical Perspective (Princeton: Princeton University Press,1995), pp. 37-71 States (Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press, 1992), p. 1-9; Theda Skocpol, Social Policy in the United States: Future University Press, 1985), pp.3-28; Theda Skocpol, Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins of Social Policy in the United Current Research," in Peter B. Evans, Dietrich Rueschemeyer, and Theda Skocpol (eds.), Bringing the State Back In (Cambridge: Cambridge America Political Science Review, Vol. 83, 1989, pp. 1257-1282; Theda Skocpol, "Bringing the State Back In: Strategies of Analysis in Society, Vol.10, 1980, pp. 169-81; cf., Michael Goldfield, "Worker Insurgency, Radical Organization, and New Deal Labor Labor Legislation,"
- (答) Jonah D. Levy, "The State Also Rises: The Roots of Contemporary State Activism," in idem. (ed.), The State after Statism: New State

- Activities in the Age of Liberalization (Cambridge: Harvard University Press, 2006), pp. 1-28
- (云) Wolfgang Streeck, "Between Pluralism and Corporatism: German Business Associations and the State," Journal of Public Policy, Vol. 1983, pp. 265-284, esp., pp. 279-282
- (🛱) Wolfgang Streeck and Philippe Schmitter, "Introduction," in Streeck and Schmitter (eds.), Private Interest Government: Beyond Market and State (Beverly Hills: Sage, 1985), pp. 16-19
- (2) この点については以下を参照。Claus Offe, "The Attribution of Public Status to Interst Groups: Observation on The West German Case," 下も参照。桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動』、第二章。 in Suzanne Berger (ed.), Organized Interests in Western Europe (Cambridge: Cambridge University Press, 1981), pp. 123-158.
- たとえば熱慮型民主主義やアソシエーションティヴデモクラシーなどについては以下を参照。Lucio Baccaro, "Civil Society Meets the State: Towards Associational Democracy?" Socio-Economic Review, Vol. 4, 2006, pp. 185-208
- (Ξ) Wolfgang Streeck and Lane Kenworthy, "Theories and Practices of Neocorporatism," p. 448
- (😭) Cf., Guido Baglioni, "Industrial Relations in the 1980s," in Guido Baglioni and Colin Crouch (eds.), European Industrial Relations: The Challenge of Flexibility (London: SAGE Publications, 1990), pp. 1-41, esp., p. 39
- (\text{\text{\text{\text{C}}}}) Wolfgang Streeck and Philippe Schmitter, "Introduction," pp. 16-19
- (秀) Cf. Lucio Baccaro, "Civil Society Meets the State," pp. 185-208.
- (岩) Guido Baglioni, "Industrial Relations in the 1980s," p. 39
- 〈貉)この点については、以下を参照。 Lucio Baccaro and Sang-Hoon Lim, "Social Pacts as Coalitions of Weak and Moderate: Ireland, Italy and South Korea in Comparative Perspective," European Journal of Industrial Relations, Vol. 13, no. 1, 2008, pp. 27-46; Lucio Baccaro

- 2008, pp. 1323-1348. esp., pp. 1339-1341 and Marco Simoni, "Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice," Comparative Political Studies, Vol. 41, no. 10,
- (%) Lucio Baccaro and Marco Simoni, "Policy Concertation in Europe," pp. 1339-1341
- (38) この点については以下を参照。Franz Traxler, "Corporatism(s) and Pacts: Changing Functions and Structures under Rising Economic esp., p. 62. Social Pacts in the EU (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2010), pp. 45-82 Liberalism and Declining Liberal Democracy," in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), After the Euro and Erlargement.
- (ℜ) *Ibid.*, pp. 62-63
- (4) *Ibid.*.
- (氧) Philippe C. Schmitter, "Reflections on Where the Theory of Neo-Corporatism Has Gone and Where the Praxis of Neo-Corporatism May ポラティズム (Ⅱ) 察」P・C・シュミッター/G・レームブルッフ編(山口定監訳・髙橋進・辻中豊・藪野祐三・阪野智一・河越弘明訳) 『現代コー Be Going," in Gerhard Lehmbruch and Philippe Schmitter (eds.), Patterns of Corporatist Policy-Making (London: SAGE Publications 1982), pp. 259-279.[フィリップ・C・シュミッター(藪野祐三訳)[ネオ・コーポラティズム理論の経緯と実践のゆくえに関する考 先進諸国の比較分析』木鐸社、一九八六年、二七五―三〇六頁]。
- $\widehat{42}$ McQuillan, "Corporatism or Industrial Democracy?" Political Studies, Vol. 27, 1979, pp. 266-282, esp., pp. 280-282 たとえば以下を参照。 Simon Clark, "State, Class Struggle, and the Reproduction of Capital," pp. 126-128; Les Metcalfe and Will

第二章 国家中心的視座――公私セクター間対立

(一)社会コーポラティズム対行政コーポラティズム

益集団 支配としての執行とのあいだに緊張がしばしば生じる点に着目した。 批判が多くなされてきた。 あ 会中心的なものであるのに対して、 重要な役割を果たす、 された利益集団に主眼を置く 局 能集団との相剋という側面が欠落しているとする、 面とのあいだには齟齬があり、 そうしたなかでコーポラティズムをめぐる所説におい ネオ・コー だには緊張・ 自律した官僚層が想定されているのかどうかが判然とせず、 と明 たとえばD 、確に区別することを主張した。 独占的に利益を代表し、 ポラティズム論は、 対立関係が起きうることを強調したのである。 ・ブランドは、 制度化された行政パタンを「行政コーポラティズム」と規定して、 たとえば、 「社会コーポラティズム」に対して、 さらに後者の政策執行の局面においても分岐の側面があることに着眼した議論 当初から、 ブランドは、 政策の定式化だけでなく政策執行においてもフォーマルないしインフォ コー 社会の職能団体か ポラティズム型の政策過程の制度化によって、 シュミッター 国家の位相や官僚制のあり方などについては明確さに欠けてい 政策の執行 ステイティスト的観点からの批判が、 流 て、 らの要求にたいして、 のコ 社会における組織化および入力局面と、 ・実施の出力の局面に力点を置いており、 ーポラティズム概念は、 この緊張関係が生じるのは、 また国家と社会の両次元の対峙や、 国家の側に視点を移す。 かれは、 外部に立って調整をおこなう主体 シュミッター 行政運営上の政策執 入力の局 それを「社会コー その代表的なものである。 そして、 流の社会における В 面 口 に重点を置 組織化され 政策執行 国家官僚層と職 ススタインによ ゕ ポラティ 1 組 0) た利 た社 ルに 出 が 化

欲求 れ ば 前 けられるのに対して、 の 3 ユミッター 流 の 行政コーポラティズムでは、 コ | ポラティズム理 存解では、 政策執行 法の支配としての執行が前提とされて 行が、 標的となった集団とその上 おり、 位 寸 体 より普遍 0 個 刉 的

な視点が想定されているからであるとした。

性の問題や政策執行における法への依拠を重視していたからである。第二に、行政コーポラティズム論は、 益集団リベラリズム」 政策出力 ラティズ をはじめ有力な集団が、 面との緊張関係をもたらすという認識においても、 てい 以 上のように政策定式化の入力局面だけでなく政策執行過程 「政策が政治を規定」(ローウィ)するかたちで、入力局面にも影響をあたえる、 の局面や政府の公共性 ム論は、 まず第一に、 論や たんに政策受益集団というだけにとどまらず、 「依法的民主主義」論と問題関心を共有していたといえる。 多元主義論が、 :の問題を看過しがちなことを批判している。そして、その点で、 (®) 政策過程における集団間の力関係と入力局面を偏重することによっ 「利益集団リベラリズム」 (出力局 政策執行の出 画 論や における政策参加に着目する行政 「依法的民主主義 力局面でも影響力を行使し、 なぜならば、 あるい T h は少なくとも、 いずれも、 口 -ウィ ビジネス 入力局 コ 公共 1 利

力集団にとっては れだけでなく、 示唆する点でも 第三に、 利益 利益集団 集団間 利益集団リベラリズ 「収穫逓増」 0) 間関係, 布置状況 をもたらし、 もまた寡頭制 ŧ, <u>ل</u> 政策領域によっては次第に 論と見解を共有してい それによって既存の権益が維持拡大し特権的 化 の傾 向を帯びるという認識が る。 「位階制 すなわち種々の政策執行は、 化 の方向にむかう可能性が高まることを 集団が再生産されるが、 たとえば 特定の そ

このようにして政府

の政策執行に焦点をあてた

「行政コーポラティズム」 それ 論は、 で である。 8 8 六○年代から七○年代における多

成過程における出力の局面にも焦点をあて、 ダイムの枠内に位置づけている所以も理解できる。(®) ある。こうした点を踏まえれば、 にも留意していること、 をもつことになる。 元主義批判への対応を通じて多元主義論そのものが変容を遂げるなかで再構築された「ネオ・多元主義論」 とくに当該アクターの置かれた構造的位置(たとえばリンドブロムが指摘した「ビジネスの特権的地位」など) 利益 の組織化と政府 それがネオたる所以は、 とりわけ政策形成過程を中心とした政府の役割等の国家の視点を取り込んだ点にあるからで への入力過程における利益代表の制度化を過度に重視していたことを批判して、 近年、 J・ドライジェックらがコーポラティズム論を、 ひいては政策領域をめぐる行政府内部の問題を俎上にのせる契機にもなっ 可視的なアクターだけでなく、当該アクターを取り巻く社会的コンテク いずれにしても、 これらの議論は、 社会中心的なコーポラティズ そうした修正多元論 と親和

(二)政府能力と国家装置内部の亀裂――準国家機関と公共部門―

ていたといえる

元を設定した。そして所有と統制の二つの軸を組み合わせた経済体制の視点から、 合経済」体制をとっているという観点からも、 の参加・包摂度だけに止まるものではなかった。 政府能力 ネオ・コーポラティズム論は、 その認識 また、 (government capability)」にかかわる諸指標についても言及されていた。そして国有企業の比重の高い 公有対私有の所有次元に加えて、 の射程を広げていたが、 多元主義論とは異なり、 その視野は、 J・ウィンクラーらは、 スウェーデンなどの北欧諸国は総じて高いランクに位置づけられ 公共部門の大きさ、 各種の委員会や審議会などの準国家機関の数やそれへの労使代 政策過程の制度化という観点から、 周知のように、 政府支出の対国内総生産比、 コー 統制 ポラティズムを、 (コントロ 国家の独自の役割に 公務員数比など、 私的 の公私次 湿

済体制も含めた 統制 とを組 ーポラティズ み合わせたものとして、 ム論は、 政府 が経済運営を主導し、 つまり、 政 府 0 統制 の 社会経済領域に積極的に介入する、 強い体制として捉えてい たのである。 自律した国 こうした経

(三)行政府の部門間対す

像を想定していたといえる。

ワー た る点に注目したが、 は、 「紛争アリーナ」の移行についての議論は、 ク論が批判したように、 主として社会における労使間 国家は決して一枚岩ではなく、 しかし、そうした社会亀裂が、 行政内部の部門間対立への問題関心が往々にして稀薄であったといえる。(生) の亀裂を代表する労使団体の 政府 の部門間関係は、 総じて看過されがちであった。この点については、 国家装置内部の部門間対立にどのように転位されていくの 両代表が、 対立と協調 の両面 審議会や委員会等の準政 を抱えてい . る。 コー か 府機 たしか つて政策ネ ポラテ 関 に包摂され かと ッ コ

ター それ その頂上団 ポラティズム論の多くは、 ズ ことが少なか した階級的 ム論 間 5 Ō で の葛藤は、 利益 は 1 亀裂 体 集団関 社 つ 0 の様相がセクター 政 会 国家装置の内部にも転位されるのである。 府 O 階級的 內部 か 係 つてB・ の相違が行政機構の内部編制とどのようなかたちで照応しているのかについては、 の包摂の制度化および、 亀裂や職能! マクロなレベ ジェ 間で異なること、 ソ 的区 ップが指摘したように、 ルに焦点をあて、 分には着目して また政策領域ごとで職能団体間の力関係に差があること、 そのことによる行政府の優位性には着目してい 社会の階級的亀裂とその職能団体間 い この紛争アリー るもの 社会における労使間 ó 政策セクター ナの移行に の階級的 間 うい 0) 領 亀裂や 域 て の組織間関係、 0 初期 画定や、 機能 た。 0 ī しかし、 コ それ 論じら お ポ け ラテ ź そして セ

玉

家内

部

のセク

Þ

間

の相剋等については重視されなか

ったといえる。

V

た。

つまり、

国家は

枚岩で同質的なものではなく、

機能的対立があり、

そうしたセクター・

レベルでは、

関連する利益集団も異なり、

それに応じて国家の

政策担当

ークタ

ĺ

間

とくに政策執行機関としての行政機構の内部にはセ

(四)セクター間対立(あるいは)メゾ・コーポラティズムの問題

集団と を重視する。 政策ネットワーク論は、 間の差異に着目した「メゾ・ こうした点を背景にして、 のあいだのインフォ このアプローチは、 フォー i 政府の個別部門と利益集団との関係の型に注目した「政策ネットワー マ コーポラティズム論 ルな連繋の制度化に関心があり、 7 それぞれ内部に多様な見解を抱えているが、(®) ルな統治制度よりも、 (あるいはセクター・コーポラティズム論)」 どちらかといえば、 そうした下位政府と「顧客集団」 個別の政策をめぐる執政府の省庁と利 基本的には次のような視点は が登場したといえる。 -ク論 との 関係 や 共有し Ó セクター 制 度化

門も介入様式も違ってくるという認識がそれである。(四)

間 政策スタイルとを区別する必要性も指摘された。 リカなど、 加 の差異だけに着限したわけではなかった。 またメゾ・ の制度化が、 組織化・ コ 複雑な様相が アングロ コーポラティズムについていえば、 集中化 ンらのメゾ・ 種々 H の政策領域に存在している。 アメリカ諸国 国内部でも索出されたことから、 集権化された労使 コー ポラティズム論にみられるように、 の多元主義とみなされる国々でも、 の 各国内部のセクター 利益集団と政府との三者協調型の政策調整や、 さらにセクター マ こうしてマクロ ク П • ナショ コ 1 ポラティ ナルなレベ ν V ベ 当初からマクロ ベ ν 種々のセクター ıν ルを重視する議論は、 ベ ズム論では低いランクにあるイギリ の ルに偏重したコーポラティ 1 ルの政策スタイルとセクタ ポラティズム度の相違が、 1 メゾーミクロ その ベ 八〇年代のC ルに分析 職能利 とい ズ 益代表 ム論では捉え の焦点をあて 2 各国間 た Ź クラウ やアメ ベ 0 ベ ル 政 0

る₂1 コー ポ したがって、 ラティ ·ズム コーポラティズムのパラダ の分岐をもたらし、「コー ポラティズムの多様性」 1 ムの射程が マクロ をもたらすとする問題提起もなされ V ベ ルに特化したものとは必ずしも 7 たのであ

(四-一)生産対消費——二重国家論

政府 産 たうえで、セクター 面 が展開されることになった。 の を総合的 あげられ このようにセクタ さらに、 政治」ではコー 集団関係 に把握できていないといった批判がなされた。 そうした生産と消費の政治の二重性に応じて、 も異なってくる点を重視して、 7 ク D ポラティズムが支配的になり、 1 間 コ | ベ の差異と多様性 ルの まず第一に、 ポラティズ 利益集団 ム論は \sim 政府間関係では、 初期の多元主義対コー 0) 関 心が高まるなかで、 国家機構内部もまた 「生産 他方「消費の政治」では多元主義型が優勢になりがちであると の政 こうした批判的見地から、 治 各セクターで、 それに照応する政府内部のセクター 0) 側面に主たる焦点をあてているが、 ポラティズムの構図を反映して、 そうしたセクター 「二重性」 この両者の型が混在している点を主張 を帯びる点を強調する たとえばA・コー 間対立 0) 基 軸 0 生産対消費 は 削 生産と消費 何 に違い 二重 か 国 が あ 亀

(四-二)競争部門対保護部門——公的・私的関係のバランス

も展開された。

などの生産財部門と、 確立 ゾ このセクタ は 差 ポラティズ 異が 間 あ の亀裂は、 る点にも ムの問題が、 自動車産業等の耐久消費財部門との相違などが指摘され、 眼を向 生産対消費の軸だけでなく、 げ コ 5 ーポラティズ れるようになった。 ムの衰退論の鍵をなす 同じ製造業内部 そこから、 各セクター の生産 「交渉分権化 そしてセクターごとで労使協議 部門に 0 相 好的 か 0 んしても、 議論 な自律 0 なかで再び論じら 性 が 高 て

門との対立であり、 れることになったといえる。 して、ここで着目したいのは、とくに九○年代後半からは、 そのなかで、 しかし、メゾ・コーポラティズム全般の問題については、 保護される部門の代表として公共部門の労組が取り上げられた点である。 グローバルな国際競争に晒される輸出入部門と、 また別の機会に述べることに

置いたり、また政府の保護政策や規制政策などにより、 ために、 交渉制度を再確立することを迫られた。そこで、まずはセクター・レベルで協調的な労使間の賃金調整が円滑に進 それと同時に保護部門の代表として、もうひとつ別の賃金交渉の重要なターゲットとなった。対外競争に晒される輸 こうして公共部門の労組は、 労働内部の組織的凝集性を高め、賃金抑制がセクター内部に浸透することをめざした。 グローバル化の進展とともに、競争力強化のための労働コストの削減が課題となり、労使協調による賃金 競争部門とくに輸出部門が、賃金抑制に向けての「パタン交渉」を展開するなかで、 対外的な影響を相対的に免れている諸セクターにたいしても、 他方、 国内に基盤を

四ー三)公共部門の労組の問題 民営化とNPM

そこで、公共部門の特性をあげると、まず第一に、

同時に賃金抑制が要請されることになった。

リアやスイス等を除いて、 やオランダなどを除いて、一方向的なものではなく、双方向的な団体交渉をとっており、⒀ 調整のレヴェルが、 || || 象徴的な意味を帯びていたといえる。 イギリスやアメリカを除いて、中央集権化されている一方で、③その雇用関係が、 被用者の過半数に付与されていることもあり、 ①政策執行の担い手たる政府が雇用者であること、 賃金交渉さらには労使間協調のひとつの代 また④争議権は、 オーストリア ②その雇用 ースト

公共部門の労組は、 政府の財政問題に影響を受けやすいことがあげられる。 これは、 とくに九〇年代以降

か

が問

こわれることになったのである。 (3)

金抑制 課題として設定されたことによる。 に 組 0 0) É お 合の三者間 縮小などを含む政府支出の抑制が政策課題にのせられた。そのなかで賃金の官民格差の問題も浮上し、 V U て三者間 通貨統合にともなう緊縮財政 取り上げられることになった。 の の合意がみられた。 社会協定」 が結ばれるなど、三者協議が展開された。 こうして政府が、 そこでは、 の政策転換 そして公共部門を対象とした賃金上昇の凍結をめぐって政府 年金など高齢化社会にともなう社会保障費の増加に加えて、 いの結果、 賃金政策にかんして信頼と威嚇力を持ち合わせているの 多く 0) E 1 口 オランダやイタリアでは賃金政策や雇用 ッ 18 諸国 12 お いては政 府 の歳 · 経営者 出 削 公務員 減 公共部門 が 文 喫緊 労働 政策 の質 0

間労組は、 済主義に傾きがちになるのに対 て、 第三に、 政治的問題とくに政権の党派性の問題や公共政策の内容と執行様式への依存度が高い。 公共労組の存在は、 賃金や雇用 0 問題にかんして、 国家 して、 公共労組は政治主義的になる傾向にあるといえる。 社会関係を考えるうえで、 市場の動向に左右されるのに対して、 労働に おける公私間対立の問題を提起して 公共労組は、 したがって民間労組 前述)の財 政 問 題 に る。 は 加 民 Ž

に係わってい るとされる。 1 第四に、 ティ ンとK 公共労組の存在は、 る。 このことは、 セー 公共労組は、 ν ンによれば、 政府介入の程度と様態とを規定する政府の政策能力の一環として、 調整主体としての国家の役割を考えるうえでの主要なアクターのひとつであり、C 本稿の序章で言及したような政府の執行能力を含めた「政策能力 公共労組は、 政府によるコーディネー 3 Ξ ンのひとつの拠点=陣地 公共労組 (policy capacity). 0 存在や政

そして第五に、 以上の諸点に係わってくるが、 公共労組 は、 八〇年代以降の民営化路線に大きく影響を受けること

府部門

比重

が

重

|要性を帯びることを示唆してい

内部の公共部門と民間部門の公私セクター間に亀裂と再編をもたらすとことにもつながったからである。こうして公内部の公共部門と民間部門の公私セクター間に亀裂と再編をもたらすとことにもつながったからである。 益の視点を導入し、政府に市場のエートスをもつことを要請した。そのことが、 共部門をめぐる一連の問題群は、 強化させたのみならず、 になった点があげられる。 財政問題にかんする政府の応答性と答責性 民営化やアウトソーシングは、 職能領域における利益集団の断片化と多元主義化や、 国営企業だけでなく広く公共部門にもNPM型の費用 (説明責任) を高めることになり、 政府の経営者としての役割を質的 コーポラティズムのメゾ化(セ さらには労働 茰

(四-四)公共部門労組の集中度

クターコーポラティズム)を考察するうえで重要な課題を提起することになった。

グラフ化したものである。この集中度の指標は、 三つの産別労組の組合員数の占める割合のことを指している。ここで留意しなければならないのは、 ターに加入の対外競争部門の産別労組のうち上位三つの産別労組の組合員数の占める割合を示しており、また、 代中葉以降の公共労組の集中度を対外競争セクター労組の集中度とを対比させるかたちで議論していきたい。 (組織率) あくまでも労組員内部の組織間関係の布置状況を表わす (図表1-1) から それでは、そうした公共労組の組織間関係の集中度はどのように推移しているのであろうか。 ②公共部門労組の集中度は、 を踏まえた「絶対的集中化」ではない点である。 (図表1-3) は、 最大の中央組織・全国組織ナショナルセンターに加入の公共部門の労組のうち上位 競争部門と公共部門の集中度にかんしてトラックスラーらの研究にしたが ①対外競争部門の場合、 「相対的集中化」のことであり、 あくまでもこの集中化は、 最大の中央組織・全国組織ナショナル 組織労働者というインサイ 労働者総体 ここでは一九八〇年 この集中度とは、 :の組織: 化 後掲 0 ~って 同様 セ

ダーにおける問題である。

稿ではこれらの議論を参考にして、

四一 . 匹 I 各国の分類について

ラティズ 本稿では、 実際の公共部門の集中度の変遷を観察するにあたって、 ム論の観点から、 主として西欧諸国を中心としたOECD諸国の十八ヶ国のデータを扱っているが、 それに多様性論の視点も取り入れて、 各国の分類とその類型について前もって注記しておきた 二つの類型化を試み、 その下位類型間 それらの の相違を示 1 ポ

するつもりである。

た権力資源との二つの観点を組み合わせたヒューバー=ステファンの分類などがある(ツ) と同様の社会民主主義 ター(メゾ)/企業 (/社会主義) ひとつの分類体系は、(X) /二極型(二大政党制)>と、(Y) 調整行為ないし協調行動のレベル<全国・中央 (ミクロ)ないし未調整(市場)>の軸を組み合わせたH・キッチェルトらの議論で /カトリック/リベラルといった支配的な政権形態と、 政権形態<社会民主主義型 /キリスト教民主主義型ない 労組 の組織化や団体交渉の集権度といっ 極 型 (カソリ (マクロ) 'n 前者の ク 'n $\widehat{\mathbf{X}}$ 、セク ベ ラ

たヒ 健的 ラティズム型、 社会民主主義政権ではなく、 多元主義型という三つの大まかな類型をつくった。 コ ポラティズムに当て嵌まるといえる。 \parallel ②大陸ヨーロッパ・キリスト教民主主義-ス テフ アンの分類でも、 ドイツとともに、 より具体的に地域的要素も入れて、 フランスとドイツとともに、 オー ②セクター調整型-ストリアは、 ①は通常は **-メゾ(セクター)** 前掲のキッチ 「強い」コー キリスト教民主主義政権のなかに分類され、({{) キリスト教民主主義型としている。 コーポラティズム型、 ①北欧・社会民主主義 I ポラティズムに該当し、 ルト らの類型では、 ③リベラ ① マク ②は中位 本稿でも、 ロ調整型 市 0 ま 穏 場

オー

ストリアは、

F

イツやフランスとスイスとともに大陸ヨー

П ツ パ

・キリスト教民主主義型のなかに入れた。

V

ク

口

コ

や企業間関係をめぐる経営者の調整能力が重視されていた。 協調しているのか、 とえば技能形成や新技術の開発等をめぐって、 た諸要素を取り入れて作成した。ホール=ソシキースらの初期の「多様性論」では、 もうひとつの分類体系は、「多様性論 企業をひとつのアクターとして捉え、 あるいは企業経営者は他の企業との相互関係をどのように調整するのかといった、「企業内統治 のいうコーディネーション 企業内部で経営者は、従業員としての労働者や株主とどのように協力 なかでも経営者の調整行為という行為次元に力点が置かれていた。 (調整行為) の視点とその後の論争等で提起され ミクロの企業レベルに焦点があ た

なく、組織の結社性、 は、 ち けていった。そのなかで特徴的なのは、 充分に把握されていなかったことである。こうして国家の役割を多様性論のなかに再び埋め込む作業が必要となった。 のそして最も重大な批判は、 批判され、 ある。このホール=ソシキースの このような様々な批判的見地から、類型とその各国の分類もまた様々なかたちで見直されてきた。たとえばD・リュ こうした観点から、 関心が稀薄であり、 行論に関連するもの三点に限定して述べる。まず第一に、 組織と行為の両次元が混在しており、 さらに第二に、 とりわけ労使内部および労使間の組織間の制度編成に注目すべきであるとされた。 初期の 国家を中心に据えたコーディネーションの観点、 たとえ経営者間の調整行為に焦点をあてるにしても、 国家の問題とくに政府介入に関わる。 「多様性論」 「多様性論」に対しては種々の批判が展開されたが、ここでは、そうした批判のう 日本とスイスが、 組織間関係と調整行為の二つの次元を明確に区別して議論すべきであると は、 リベラル型対調整型の二つの類型をつくり、そこに先進諸国 北欧諸国やドイツと同じく調整型に分類されていたことで かれらの「多様性論」 すなわち、従来の とりわけ社会勢力への政府介入のあり方が たんにアクター のコーディネー 「多様性論」では、 間 の行為次元だけで ショ 国家の役割 そして第三 ンの概念に を位置

ている。 営者との協力度は高いと述べつつ、 れに該当するの イタリアとフランスは、 Market Economies)] そして、 Influenced Market Economies)」を提唱し、 ランド、 IJ オー ラ ストリア、 エ 組 ラ ダとJ さらにV・シュミットは、 ユ ル 織 エ ストリアに 市場型対社会市場型の二つの類型をつくり、 それを担うアクター 的 スを議論するにあたって、 ダ イタリアやスペインなどの南欧諸国にかんしてO・モリーナとM また、 断 =ポント ポ スウェ 片化やクライエ ルギーを ント 利益団体の結社性、 か ÿ が 1 ソンの類型でも、 んしては、 ・デン、 難 ´ンは、 という第三の下位類型を作成している。 中程度」 しい ホー デンマ ンテリ 間の相互行為は、 調整行為より ケースとみなされている。 第三の類型として国家の役割がより強力で重要となる ル ホ のコーポラティズムとし、さらにフランスを国家主義的ガバナンスとして分類 1 フランスは企業経営者間 ・ーク、 ´ズムに加えて、 ソシキー ル とくに労働組合と経営者団体の組織的・ あらゆる先進資本主義国がその二つの類型に収まるわけではないことを弁明して 社会市場型に分類された。 11 ソシキー é ノルウェーを スの分類でも、 フランスやイタリアだけでなく、 リベラル型と調整型の双方とは異なるとしたうえで、 むしろ労組 ・スの そのなかでスイスと日本を前者のリベラル市場型に分類した。 玉 家の役割 「多様性論」 リュ 「強度のコーポラティズム」とし、 組織率や交渉集権化その他 またリ の調整行為 エダらは、 が だが、 :非常に重要である点を強調している。 かれらは、 では、 ュエダとポントソ の程度は低 後者の場合、 両国を「混合型」としているが、 ドイツとともに調整型として一括され そうした南欧諸国では 制度的権力に着目したG・メンツは、 日本もまたこの類型に該当するとした。 口 | V١ ズは、「混合経済型 「国家影響型市場経済 が、 ンによる分類でも、 オーストリアの異質性も指摘 ゟ 制度編成 政府と主要企業 ドイツ、 の次元を重視 そこでは利 コ オランダ、 1 ちなみに、 (MMEs: Mixed 0) ディネ 1 iv ŕ フ State らは、 0 また リベ オ

い る⁹

うに、 る₆6 ランスやイタリア)、(ii) ゲルマン=ドイツ型(ドイツ、オーストリア、ベルギーなどの中欧諸国)、(iii) アングロ= 論も参考にして、フランス、イタリア、日本を政府主導型のなかに分類した。 主導型という三つの類型をつくった。ここではスイスを市場型に入れ、 アメリカ型(イギリスやアイルランド等)、(.w)北欧型(スェーデンやデンマークなどに該当)をも念頭においてい こうした議論を踏まえて、本稿では、 国家性の遺産として国家の自律性を捉えたM・ペインターらの四つの類型、すなわち、(i) ナポレオン型 初期の 「多様性論」 の分類体系とは若干異なり、 国家の重要性を指摘したV・シュミッ また、この分類は、 組織調整型と市場型と政府 序章で言及したよ · の 議 9

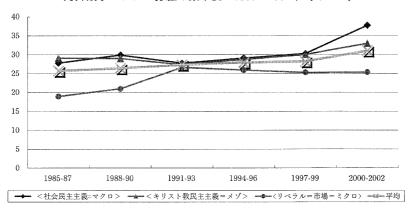
(四-四-二) 通時的変化

的な平均、 しば取り上げられる国を個別に取り上げ、その際だった特徴をあげてみよう。(8) 対外競争部門と公共部門の両セクターの集中度の変遷について、 各類型間の比較、 そして各類型を代表する典型国、 かつ近年の社会協定やコーポラティズムの復権でしば (図表1-1) と(図表1-2)に基づいて、 全体

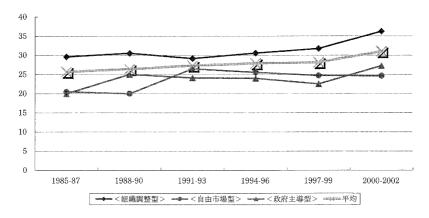
低下や交渉分権化などの多元化の趨勢とは逆の傾向を示している。 年代末から今世紀初頭にかけて集中度は高まりをみせていることがわかる。)労働内部の組織間関係が再編される点を指摘したW・シュトリークとJ・ヴィッセルの議論を裏打ちしているよう まず対外競争部門にかんしていえば、 のなかで、 労組の合併・吸収や交渉カルテルなどを通じて、 全体平均をみると、八〇年代中葉以降、 企業と同様に、 そのことは、 これは、 「労組 労組 集中化は進展しており、 同時期における労組 のコングロ 0) 組織率の低下と団体交渉の分 マリット化 の組 とくに 織率 九〇 進行

社会コーポラティズムから政策協調へ? ―ネオ・コーポラティズム論における国家問題に―

図表 1 - 1 対外競争セクター労組の集中度:1985-2002年(その1)



対外競争セクター労組の集中度:1985-2002年(その2)

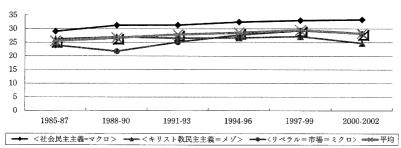


(出典) Franz Traxler and Bernd Brandl.

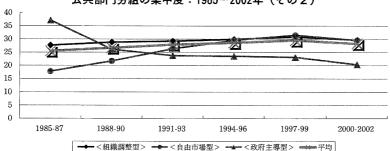
"Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions," *Industrial Relations*, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp. 94-95), より作成。 <付録図表>も参照。

図表1-2

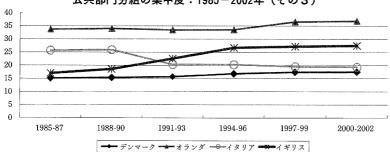
公共部門労組の集中度:1985-2002年(その1)



公共部門労組の集中度:1985-2002年(その2)



公共部門労組の集中度:1985-2002年(その3)



(出典) Franz Traxler and Bernd Brandl,

"Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions," *Industrial Relations*, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp. 94-95), より作成。 <付録図表>も参照。

調整型

自

由

市場型にもほぼ同様に当て嵌まる。

に思 ŀ (とくに中欧や北欧の小国) ヮ ĺ わ ク 概ね妥当することを示唆している点である。 0 構築に努めコー もうひとつ重要なの ポラティズムの度合が高くなるとしたP・カッ ほど、 は、 国内における労使の職能団体が集中化・ かつて八○年代中葉に、 対外貿易依存度などの 集権化を高め、 ツェンステインの「スモール・ステイト」 ブ П 政府との協調的 1 バ ル 化 0 度合 が な政策ネ 高 玉

テ

1 ゼ

Ð

るが、 の集中 が **積極** また、 的 しかし、 化が急速に高まったといえる。 に展開 7 、クロ され 九○年代に入ると、それがやや漸減傾向になった。 コーポラティズムの典型である北欧諸国や、 ている (メゾ・コー これとは対照的に、 ポラティズ | ム型) の中 リベラル 地域 一吹諸国では また、 市場型は、 産業別 このことは、もう一つの類型論である組織 のメゾ・ 九〇年代中葉以降 八〇年代後半に集中化の度合が上昇 V ベ ルでの協調 ナシ 3 ナ 行動 ル セ や調整 ター

部門と同様に進んだことを意味する。 八五年以降 次に公共部門の集中度についていえば、 九九年まで一貫して漸増傾向を示してい もっとも、 第一に、 その傾向は、 全体の平均をみると、 る。 このことは、 対外競争部門と比べると、 労働 今世紀に入ってやや減少しているとは の組織間関係に 非常に緩や おける集中化 か に推 移 対 してい Ž.

て緩やかな あるといえる。 推移してきたが、 漸増傾向を示している。 類型ごとの差異をみると、 これは、 今世紀に入って低下してい 同類型の輸出部門の集中化が 中欧のキリスト教民主主義型メゾ・ まず北欧 る。 の社会民主主義型マ 全体 的 貫して上昇基調にあるのとは対照的である。 な推移をみると、 ク 口 コー コ 同類型では、 ポラティズムでは、 1 ポラティズムでは、 集中 化 集中化 は 緩 五年 8 IJ か は ž な ほ 以 ラ ぼ jν 横 減 型で ば 貫 傾

12

ることは着目すべきである。

か

民間 ぼ上昇傾向にあるといってよい。これは、交渉分権化など多元主義的な利益媒介を示しているリベラル型においては、 は、 集中化は八○年代末にいったん低落傾向をみせたものの、 の競争部門とは対照的に、 公共部門労組の組織間関係における集中化が増大していることを表している。 それ以降は、 今世紀に入ってやや低下したものの、 ほ

型とは対照的に、 世紀に入ってやや鈍化するものの、 もうひとつの分類体系でいえば、 一貫して下降傾向にある。 明らかに一貫して上昇傾向を示している。 組織調整型は、 したがって各類型で、 社民型と同様に緩やかな漸増傾向にある。 公共部門労組の集中化には多様性があることが それに対して政府主導型は、 自由市場型もまた、 自 由 市場

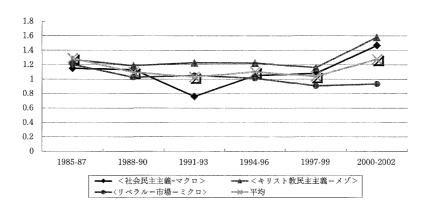
年代後半からは顕著な増加傾向を示している。ただし、オランダは九○年代中葉までほぼ横ばいであったのに対して ズム型のデンマークとキリスト教民主=メゾ・コーポラティズム型のオランダはともに漸増傾向にあ るのに対し、 さらに、 各類型を代表する個別の国を観察すると、 イタリアは明らかに低下傾向にあり、 両者は対照的な動きをみせている。 リベラル=自由市場型に属するイギリスが明確な上昇傾向 社民=マクロ・ Ď J 1 とくに九〇 ポラティ ぼ

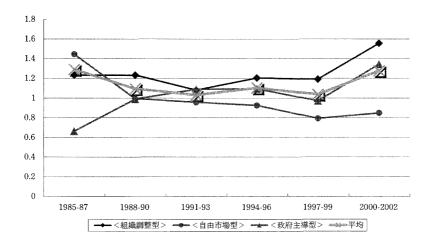
(四-四-三)公共部門と民間競争部門の集中化の対比

デンマークは漸進的に集中度を増してきたといえる。

みせる緩やかなU字型を示しているといえる。 八〇年代末までの民間部門の相対的な低落傾向を経て九〇年代前半までの横ばいから、 公共部門の集中度を1とした場合の民間部門の比率で示している 最後に、 労働の組織間関係の集中度における公共部門と民間競争部部門とのあいだの公私比をみていく。 つまり、 八〇年代末までは、 (図表1-3を参照)。 公共部門と民間部門の集中化比が 九〇年代末以降、 まず第一に、 増加! これは 傾向を 1に近

図表1-3 競争部門/公共部門の集中度比:1985-2002年





(出典) Franz Traxler and Bernd Brandl,

"Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions," Industrial Relations, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp. 94-95), より作成。<付録図表>も参照。

より勝って上昇していることを示している。

しかも公共部門のほうが民間部門に比べて、 組織間関係の集中化が上回っていたが、 九〇年代末から

は、 逆に民間部門のほうが公共部門を凌駕したことを示している。

各類型の特徴をみると、 社民型はU字型になっている。このことは、 八〇年代末までは、 公共部門 の ほう

が民間部門を集中度において上回っているが、九〇年代に入ると民間部門の集中度が急速に増大し、

次にキリスト教民主主義型の場合、

数値はほぼ横ばいから急速な増

加

公共部門

のそれ

はリベラル型である。 みせており、 民間部門のほうが公共部門を上回る集中化を進行させてきたことを表している。そして最も特徴的なの 全体として緩やかな下降傾向にあり、 九〇年代後半以降、公共部門の集中度のほうが、 民間部

門のそれを上回っていることが示されている。これは、 このように①公共部門も民間部門もともに集中化を増大させており、 キリスト教民主主義型とはまったく逆の趨勢である。

民間の輸出部門 ・競争部門の労組で著しい。③公私の集中度のバランスでは、対外競争部門の比重が高まり、 セクターレベルでの凝集性を高めてい る。 2

公私関係の変化を示唆している。

それは、

(小括)

側面(たとえば行政コーポラティズム論)や政府内部の部門間対立とそれに伴うセクター別のコーポラティズム化 点から、 以上、 本稿の前半部では、 次第に国家の自律性とその諸側面へと重点を移動させてきたことを指摘した。 国家問題への対処をめぐってコーポラティズム論議が、大まかにいって社会中心的な視 後者では、 政府の政策執 行の 3

コーポラティズム化)が問題になっていること、とくに労働における公共部門(保護セクター)と民間部門

(4) *Ibid*

1988), pp. 18-22

調や政府介入など、 争セクター)の相剋など、国家-政府の政策過程への利益代表の制度化に係わる諸問題を検討するが、それを通じて、 さらに政府・国家の側に視点を移して、コーポラティズムにおける国家問題を考察していくこと ―社会関係の再編と多様性がみられることが明らかになった。次章では、もうひとつ 政労使の三者協議制や政策協

注

になる。

(1)この点については以下を参照。Alfred Diamond, "Bureaucracy and Public Policy in Neocorporatist Settings: Some European Lessons," Comparative Politics, Vol. 14, 1981, pp. 101-124

- (∞) Donald R. Brand, Corporatism and the Rule of Law: A Study of the National Recovery Administration (Ithaca: Cornell University Press (2)この論点については、たとえば、以下を参照。Pierre Birnbaum, "The State Versus Corporatism," Politics and Society, Vol. 2, 1973, pp. 477-501
- (15) Bo Rothstein, The Social Democratic State: The Swedish Model and the Bureaucratic Problem of Social Reforms (Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1996), pp. 36-39
- (Φ) Donald R. Brand, Corporatism and the Rule of Law: A Study of the National Recovery Administration (Ithaca: Cornell University Press, 1988), pp. 18-22

— 171 —

- (7)Theodore J. Lowi, The End of Liberalism: The Second Republic of The United State (New York: Norton, 1979). 〔村松岐夫監訳 主義の終焉』(木鐸社、一九八一年)]。 一自由
- 8 政策フィードバックにおける収穫逓増の問題については、 Vol. 94, 2000, pp. 251-267 以下の論考を参照。Paul Pierson, "Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics," American Political Science Review 近年の政策フィードバック過程に着目した議論、 とくにP・ピアソンの
- (9)この点については、以下を参照。Alexander Hicks and Frank J. Lechner, "Neopluralism and Neofunctionalism in Political Sociology," in Thomas Janoski, Robert Alford, Alexander Hicks, and Mildred A. Schwartz (eds.), The Handbook of Political Sociology: States, Civi, Societies, and Globalization (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp. 54-71
- (🗀) Walter Korpi, "Power, Politics, and State Autonomy in the Developments of Social Citizenship: Social Rights during Sickness in Eighteen (\mathfrak{S}) John S. Dryzek and Patrick Dunleavy, *Theories of the Democratic State* (London: Palgrave Macmillan, 2009), pp. 131-154, esp., pp. 137 Democracies: Meaning and Measurement," European Journal of Political Research, Vol. 36, 1999, pp. 175-205 OECD Countries since 1930," American Sociological Review, Vol. 54, 1989, pp. 309-328; Alan Siaroff, "Corporatism in 24 Industria
- (2) Alan Siaroff, "Corporatism in 24 Industrial Democracies," pp. 175-205.
- 13 以下を参照。J. T. Winkler, "The Corporate Economy: Theory and Administration," in Richard Scase (ed.), Industrial Society: Class 念の整理については、とりあえず以下を参照。Fredric L. Pryor, "Corporatism as an Economic System: A Review Essay," *Journal of* Comparative Economics, Vol. 12, 1988, pp. 317-344; Alan Siaroff, "Corporatism in 24 Industrial Democracies," pp. 175-205. また、ウィ Cleavage and Control (London: George Allen & Unwin, 1977), pp. 43-58. また、こうした経済体制の問題も含めたコーポラティズム概

(14)このアリーナの転位と有力な職能集団の公的地位への移行については以下を参照。Claus Offe, "The Attribution of Public Status to の過程で「公的地位」を獲得し、その活動のアリーナが市民社会から政治社会へのアリーナと転位することを指摘した 信堂、二〇〇二年、第一章、 Cambridge University Press, 1981), pp. 123-158. 桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動 Interest Groups: Observation on the West German Case," in Suzanne Berger (ed.), Organized Interests in Western Europe (Cambridge: -政治社会―市民社会という三項図式で捉え、コーポラティズム体制は、市民社会レベルでの利益集団が組織化・集中化・集権化 参照。 同書では、こうした政治アリーナの転位について、 通常の国家対社会の二元論ではなく、 -制度と集合行動の比較政治学』

ンクラー等の議論については以下も参照。Alfred Diamond, "Bureaucracy and Public Policy in Neocorporatist Settings," pp. 101-124

- 16 15 ボブ・ジェソップ「コーポラティズム、議会主義、社会民主主義」(坪郷実訳、Ph・シュミッター/G・レームブルッフ編 Peter J. Williams, Varieties of Corporatism: Theory and Practice (Cambridge: Cambridge University Press, 1985(2006)), pp. 186-201 コーポラティズム (Ⅰ) — -団体統合主義の政治とその理論』山口定監訳、 木鐸社、一九八四年、一九七一二三八頁 『現代
- (17) この点については、以下を参照。Vivien Lowndes, "Varieties of New Institutionalism: A Critical Appraisal," *Public Administration*, 74, 1996, pp. 181-197; Grand Jordan, "Policy Community Realism versus 'New' Institutional Ambiguity," *Political Studies*, Vol. 38,
- 18 公共政策をめぐる問題を中心に据えて、政策ネットワークの諸相についての議論を学説史的に整理し、 Network Analysis: From Modest Origins to Overreaching Framework," Journal of Politics, Vol. 10, 1998, pp. 389-416. ーポラティズムについては、以下を参照。 おける政策ネットワークの諸類型にかんして手際よくまとめた論考として以下も参照。 Alan Cawson, Corporatism and Political Theory (Oxford: Blackwell, 1986) Mark Thatcher, "The Development of Policy そのなかで国家

19

こうしたセクターの特性について、「セクター分析」の重要性を指摘し、

政府能力等の国家との関連に着目した議論として以下を参

- 熙^o D. Michael Shafer, Winners and Losers: How Sectors Shape the Developmental Prospects of States (Ithaca: Cornell University Press,
- (20)この点については、たとえば以下を参照。M. Ann Capling and Brian Galligan, "Sectoral Corporatism with A Difference: The Textiles, Clothing and Footwear Plan," Australian Journal of Public Administration, Vol. 50, 1991, pp. 47-60
- 21 A・コーソンらの議論については以下を参照。Alan Cawson, Corporatism and Political Theory (London: SAGE Publications, 1986), Dell'Aringa (eds.), Labor Relations and Economic Performance (New York: New York University Press, 1990), pp. 68-91 Economic Stagnation: Theoretical Approaches and International Case Studies (Washington, D. C.: The Brookings Institution, 1985), pp Crouch, "Conditions for Trade Union Wage Restraint," in Charles S. Maier and Leon N. Lindberg (eds.), The Politics of Inflation and Political Economy of Corporatism (London: Macmillan, 1985), pp. 126-147. またC・クラウチの議論については以下を参照。Colin Interests and State (London: Routledge & Kegan Paul, 1985), pp. 3-10; idem., "Corporatism and Local Politics," in Wyn Grant (ed.), The pp.25-38; idem., "Varieties of Corporatism: The Importance of the Meso-Level of Interest Intermediation," in idem., (ed.), Organizational 105-139; *idem., "*Trade Unions in the Exposed Sector: Their Influence on Neo-Corporatist Behaviour," in Renato Brunetta and Carlo
- Alan Cawson and Peter Saunders, "Corporatism, Competitive Politics and Class Struggle," in Roger King (ed.), Capital and Politics Economy of Corporatism (London: Macmillan, 1985), pp. 126-147 (London: Routledge & Kegan Paul, 1983), pp. 8-27; Alan Cawson, "Corporatism and Local Politics," in Wyn Grant (ed.), The Political
- コーポラティズム論における国家問題についての議論を整理したものとして、たとえば以下を参照。 Corporatism, pp. 186-201; idem., Corporatism in Perspectives (London: SAGE Publications, 1989). また、この点については、 『国家・コーポラティズム・社会運動-─制度と集合行動の比較政治学』東信堂、二○○二年、第二・三章も併せて参照。 Peter J. Williams, Varieties of 桐谷仁

- (24)この点については、たとえば以下を参照。Philippe C. Schmitter, "Sectors in Modern Capitalism: Modes of Governance and Variations and Performance," in J. Rogers Hollingworth, Phillipe C. Schmitter, and Wolfgang Streeck (eds.), Governing Capitalist Economy. Performance and Control of Economic Sectors (New York: Oxford University Press. 1994), pp. 3-16 University Press, 1990), pp. 3-39; J. Rogers Hollingworth, Phillipe C. Schmitter, and Wolfgang Streeck. "Capitalism, Sectors, Institutions in Performance," in Renato Brunetta and Carlo Dell'Aringa (eds.), *Labour Relations and Economic Performance* (New York: New York
- (25)とくに輸出セクターが、ナショナルなレベルの団体交渉から離脱する傾向にある点については、たとえば以下の論考を参照。
- Crouch, "Trade Unions in the Exposed Sector," pp. 68-91.
- $\widehat{26}$ Maarten Keune and Philippe Pochet, "Conclusion: Trade Union Structures, the Virtual Absence of Social Pacts in the New Member the EURO and Enlargement: Social Pacts in the EU (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européer States and the Relationship between Sheltered and Exposed Sectors," in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), After (OSE), 2010), pp. 395-415
- (27)この点については、たとえば以下を参照。Franz Traxler and Bernd Brandl, "Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions," *Industrial Relations*, Vol. 49, no. 1, 2010, pp. 91-115
- 28 SAGE Publications, 2008), pp. 305-324 Employer," in Paul Blyton, Nicolas Bacon, Jack Fiorito and Edmund Heery (eds.), The SAGE Handbook of Industrial Relations (London: (London: SAGE Publications, 1995), pp. 109-133; Matrick F. Masters, Ray Gibney, Iryna Shevchuck, and Tom Zagenczyk, "The State as Relations," in Joris Van Ruysseveldt, Rien Huiskamp and Jacques Van Hoof (eds.), Comparative Industrial and Employment Relations 雇用者としての政府という観点の重要性については、たとえば以下を参照。Frans van Waarden, "Government Intervention in Industrial

度は高い。以下を参照。Franz Traxler, "The State in Industrial Relations: A Cross National Analysis of Developments and Socioeconomic Effects," European Journal of Political Research, Vol. 36, 1999, pp. 55-85, esp., p. 61.

(2)この点については、同一の多元主義=リベラル=市場型に分類されることの多いアイルランドやニュージーランドでも、

- (⊛) *Ibid.,* p. 58
- (☆) *Ibid.*, p. 59.
- (🕄) David Natali and Philippe Pochet, "The Evolution of Social Pacts in the EMU Era: What Type of Institutionalization?" European Journal Government Choice," Comparative Political Studies, Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348 Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2000), pp. 401-417; Lucio Baccaro, "Policy Concertation in Europe: Understanding Analysis," in Giuseppe Fajertag and Philippe Pochet (eds.), Social Pacts in Europe New Dynamics 2ed. (Brussels: European Trade Union of Industrial Relations, Vol. 15, no.2, 2009, pp. 147-166; Anke Hassel, Wage Settings, Social Pacts and the Euro: A New Role for the State (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2006), ch. 3; Franz Traxler, "National Pacts and Wage Regulation in Europe: A Comparative
- 33)以下を参照。Franz Traxler, "The State in Industrial Relations," pp. 71-74.
- (系) Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concertation in the Reform of the Welfare State," Transfer: European Review of Labour and Research, Vol. 5, 1999, pp. 64-81. p. 78-79
- (35)こうした労使間における公使間の葛藤について主題的に論じたものとして以下を参照。Paul Johnston, Success While Others Fall: Social Movement Unionism and Public Workplace (Ithaca: ILR Press of Cornell University, 1994)
- (%) Geert Bouckaert, B. Guy Peters, and Koen Verhoest, The Coordination of Public Sector Organizations: Shifting Patterns of Public Management (London: Palgrave, 2010), pp. 3-32

- 37 本稿では、 Thelen, "Varieties of Coordination and Trajectories of Change: Social Policy and Economic Adjustment in Coordinated Economies," World Politics, Vol. 60, 2007, pp. 1-36 ネーションの拠点の構築をかれらは、 既述のように「多様性論」については主題的に論じることはしないが、この公共労組を中心とした政府によるコーディ A・グラムシのいう「陣地戦」になぞらえている。以下を参照。 Cathie Jo Martin and Kathleen
- 38 この点については以下を参照。Franz Traxler, "From Demand-side to Supply-side Corporatism? Austria's Labour Relations and Public Routledge, 2003), pp. 13-23 and Public Service Reform," in B. Guy Peters and Jon Pierre (eds.) Politicians, Buroeaucrats and Administrative Reforms (London Publishing, 1995), pp. 271-286. また行政改革に伴う公共部門の交渉については、以下も参照。Christpher Hood, "Public Service Bargains Policy," in Colin Crouch and Franz Traxler (eds.), Organized Industrial Relations in Europe: What Future? (Aldershot UK: Ashgate
- 39 40この集中化の相対性と絶対性の区別やインサイダーとアウトサイダーの相違については、 Franz Traxler and Bernd Brandl, "Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions," ム論と資本主義の多様性論」『法政研究』(静岡大学法政学会)第九巻三号、二○○四年、一―一三三頁;同 運動』、第一・二章を参照。 ム論における制度と行為の問題 また以下も併せて参照。 -調整行為・集中化・集権化・適用範囲の諸概念とインサイダー対アウトサイダーの観点」『法政 桐谷仁「先進諸国における制度の補完性と調整行為 桐谷仁『国家・コーポラティズム・ 「ネオ・コーポラティズ ネオ・コーポラティズ
- 41 Herbert Kitschelt, Peter Lange, Gary Marks, and John D. Stephens, "Convergence and Divergence in Advanced Capitalist Democracies," Ξ idem. (eds.), Continuity and Change in Contemporary Capitalism (Cambridge: Cambridge University Press, 1999), pp. 427-460

(静岡大学法経学会)第八巻三·四号、二〇〇四年、

一一七九頁。

- (氧) Evelyne Huber and John D. Stephens, Development and Crisis of the Welfare State: Parties and Politics in Global Markets (Chicago: University of Chicago Press, 2001)
- (육) Herbert Kitschelt, Peter Lange, Gary Marks, and John D. Stephens, "Convergence and Divergence in Advanced Capitalist Democracies,"
- (氧) Evelyne Huber and John D. Stephens, Development and Crisis of the Welfare State
- (母) Peter A. Hall and David Soskice, "An Introduction to Varieties of Capitalism," in idem. (eds.), Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage (Oxford: Oxford University Press, 2001), pp. 1-68, esp., pp. 6-7, and 14-15
- 46 多様性論における先進諸国の分類の問題については以下を参照。John S. Ahlquist and Christian Breunig, "Country Clustering in Comparative Political Economy," MPIfG Discussion Paper, 09/5, 2009, pp. 1-39
- (4)たとえば以下の論考を参照。Martin Höpner, "Amendment to 'Coordination and Organization: The Two Dimensions of Nonliberal Capitalism'," a paper prepared for the Annual Meeting of the American Political Science Association, 2007
- (ᢟ) Georg Menz, Varieties of Capitalism and Europeanization: National Response Strategies to the Single European Market (Oxford: Oxford 52, 2000, pp. 350-383, esp., p. 364 University Press, 2005), pp. 8-9; David Rueda and Jonas Pontusson, "Wage Inequality and Varieties of Capitalism," World Politics, Vol.
- (4)この点について精力的に議論を展開したのは、V・シュミットである。以下を参照。Vivien A. Schmidt, "Bringing the Political Back Ideas and Discourse in Political Economy," paper presented at Annual Meeting of American Political Science Association, 2008; idem., の点に関連するV・シュミットの以下の論考も参照。Vivien A. Schmidt, "Taking the State Seriously: Policy, Polity, and the Politics of into Political Economy by Bringing the State Back In yet Again," World Politics, Vol. 61, 2009, pp. 516-546, esp., pp. 522-525. ぉたい

Meeting of American Political Science Association, 2006 "Bringing the State Back into the Varieties of Capitalism and Discourse Back into the Explanation of Change," paper presented at Annual

- (50)この点にかんしては以下を参照。 and Jonas Pontusson, "Corporatism versus Social Democracy: Divergent Fortunes of the Austrian and Swedish Labour Movements," West European Politics, Vol. 21, 1998, pp. 1-31 Jonas Pontusson, "Labor Market Institutions and Wage Distribution," pp. 292-330; Christoph Kunkel
- (5) Georg Menz, Varieties of Capitalism and Europeanization, pp. 8-9.
- (公) Vivien A. Schmidt, "Bringing the Political Back into Political Economy by Bringing the State Back In yet Again," World Politics, Vol. 61. and Discourse Back into the Explanation of Change." 2009, pp. 516-546, esp., pp. 522-525; idem., "Taking the State Seriously"; idem., "Bringing the State Back into the Varieties of Capitalism
- 53 以下参参照。Oscar Molina and Martin Rhodes, "The Political Economy of Adjustment in Mixed Economies: A Study of Spain and Italy, in the European Economy (Oxford: Oxford University Press, 2008), pp. 223-252, esp., pp. 224-236 in Bob Hancké, Martin Rhodes, and Mark Thatcher (eds.), Beyond Varieties of Capitalism: Conflict, Contradictions, and Complementarities
- 54 Peter A. Hall and David Soskice, "An Introduction to Varieties of Capitalism," pp. 36-37
- 55 Martin Painter and B. Guy Peters, "Administrative Traditions in Comparative Perspective: Families, Groups and Hybrids," in Martin Painter and B. Guy Peters (eds.), *Tradition and Public Administration* (Basingstoke, UK: Palgrave Macmillan, 2010), pp. 19-30
- 56 Franz Traxler and Bernd Brandl, "Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions," pp. 94-95
- 57 労組の組織率の低下や労組加盟の変化について、 ヨーロッパの比較研究を試みたものとしてたとえば以下を参照。Jelle Visser, "Why

59

Fewer Workers Join Unions in Europe: A Social Custom Explanation of Membership Trends," British Journal of Industrial Relations, Vol. 40, no. 3, 2002, pp. 403-430

- 58 Wolfgang Streeck and Jelle Visser, "The Rise of Conglomerate Union," European Journal of Industrial Relations, Vol. 3, 1997, pp. 305

Peter J. Katzenstein, Small States in World Markets: Industrial Policy in Europe (Ithaca: Cornell University Press, 1984), pp. 123-135

第三章 政策協調としてのコーポラティズム?

ポラティズム論においてG・レームブルッフが政策形成の制度化としてコーポラティズムを規定したことに由来する ことは、政府 をより複雑にしてきた一因であるといってもよいであろう。この政策形成の次元をめぐる諸問題は、 とどまらず、 の交渉・調整 いては国家の自律性の問題を提起したといえる。だが、このことはまた、 コーポラティズム概念がたんに社会における利益集団の組織化・集中化・集権化と、 政府の政策形成過程への利益集団代表の参加=包摂とその制度化や政策協調の問題にまで射程を広げた ・協調の程度とそれが展開されるレベル(マクローメゾーミクロあるいは集権的―分権的など)だけに 集団間関係のみならず、政府による政治介入や政治統合の問題をも俎上にのせ、そして政府の役割 コーポラティズムをめぐる 団体交渉に代表される集団 初期のネオ・コー 一概念論争 間

0

議

論

0 展開

0

な

かで、

種

Z

の曖昧な点やバ

たな諸要素として追加

されたりした。

ちらかといえば希薄であった。 が① が 場合も少なくは という二つの大きな属性 制度化されていたといってもよい。 代表性を担保するものとして考えられてい 種 この規定は 々の公共政策の Â なかった。 前段の 職能領域を代表する組織化された集権的で包括的 「政策形成過程」 から成り立っていた。 A なぜならば、 の包括的な労使の職能団体の存在と、 政策協調ないし政策調整をめぐる所説の多くは、 に したがって、(A) 参加」 政策参加 たか イアスが指摘されただけでなく、 しか することが らである。 の前提として利益集団 ٤ 当初は、 $\widehat{\mathbf{B}}$ 「制度化」 あ るい この 0) は、 両者のあいだの齟齬や乖離とい 後段の 両者は不可分の されている点に、 な利益 そのような の組織化や集権化の 集団 $\widehat{\mathbf{B}}$ 後者の (主として労使代表) 政策過程への 擬制に基 関係に そのパラダ $\widehat{\mathbf{B}}$ ゔ あ 程度が高 つるも の V て政 参加 系譜に属 Ō 1 0 た問 策 として扱 -ムの核心 が、 包摂の 過 ことが、 それ する 題関 程 B 心 0 制 参加 利益 度化 れ そ

第 節 コー ポラティズ ム論 E おける政策形成過 程の制 度化 の問

従来の九○年代までの各種の

コ 1

ポラティズム指標を総括的に整理したA

シア

n

フは、

前

述の

 $\widehat{\mathbf{B}}$

にあたる政

策協調 に 適応 に してい や政 政策形成過程のうちで主として政策の定式化の局面に関連して、 策調整に る Ō か か さら んして、 に所得政 九六五 策をめぐる賃金設定にか 九五年まで 0 欧米諸国を題材にして三つの尺度から指標化 んして紛争をどのように解決してい 政府は、 全国レベルで労使関係にどの る 0 か みて

行

!の局

面

に焦点をあてる。

それは、

労使間

の協調関係や団体交渉を踏まえたうえで、

政労使の三者間

の合意形

成

のた

潜在的な争点が顕

在

化

5

が

新

せられている。

て政府が、どのように調整(コーディネーション)や強制を含めた政府介入を実施するのか、といった点に関心が寄 め `の組織間関係ネットワークがどのように制度化されているのか、そして、とくに賃金交渉に伴う労使間紛争に対し

ズム(政府統制) りする場合(四点)、そのような多元主義かあるいは総じて政府の関与のない無干渉国家としてのリベラルと判断され 労使のあいだに交渉のネットワークが確立している(五点)、ある程度の交渉のネットワーク化が確立されているが かんしては国家の賦課を伴う多元主義の場合(二点)、さらに、政府がしばしば諸政策を賦課・強制する強いエタティ る場合(三点)、そして経済アクターの一部排除を伴う弱いエタティズム(政府統制) この尺度についてシアロフは五段階にわけて評価し、それを点数化している。すなわち、 :の諸政策では、 の場合は、 政府による一方向的な強制的な賦課がみられたり、逆に政府の干渉が少ない多元主義がみられた 一点とカウントされる。 か、 あるいは、 種々の政策にかんして政 部 の諸政策に

ている点があげられる。 ズムを労使間ないし政労使間の三者の政治的交換とみなす見解を、 のレベルまで実際に適用されるのか、という拡張性に着目する。この尺度の特徴としては、 問題や政府によるフォーマルな法的ルールに基づいた統治可能性(legally-based governability)の問題を包含して 第二の尺度は、 主として政策執行と政策結果に係わる。 もうひとつは、 政策執行の浸透力や政策合意の波及性にまで射程を広げることで、 つまり、 政策協調や政策合意の拡張性の問題にまで敷衍 政策協調とそれに伴う政治的交換や政策合意がど ひとつは、 コー 適用範囲 ポラテ

こうして政治的交換が、

全国的なマクロ・レベルだけでなくセクター・レベルにまで適用され、

労使双方を拘束す

た各国間

にその多様性はみられるのであろうか。

その経験的な探索の結果、

W

くつか

の顕著な特徴が浮

かびあが

つ

た

というかたちで点数化さ になってい (三点)、さらには、 (五点) から、 セ クター その れる。6 全般的 両 V ベ ベ にみて拡張性が非常に曖昧であるか非常に低い場合(二点) ル ル の になると、 V ず れか 各セクターでその適用方法は様々になり、 方に適用される部分的拡張の場合 (四点)、 拡張性が相対的に低くなる そして形式的 および無い場合 に

範囲が、 (二点)、そして公私領域が明確に区別され、 で包括的 しているのかといった諸課題を中心に据えているとみなすことができる。 て 第三の尺度は、 政 より 府 な場合 集団 個 別的 間 (五点) やや抽象的であるが、 かより普遍的にみられるのか、 0 協調関係が、 か 5 その協調関係 政策領域を横断して包括的に築かれてい 国家 政府 が強い場合 社会関係の全般的な特性である。 そして公私両アクター間の社会的パート 集団関係が外在的である多元主義 (四点)、 穏健的で中位にある場合 そうした政府 るかかどうか、 これは、 (二点) 集団間関係が極めて協 ナー 言 政 (三点)、 策過程の W シ 換えれ の順に指標化がなされ ップが 制 どの 度化 政 程度確立 場合 調的 調

ている。 進展期 七五年 ら九五年にかけて、 こうしてシ 0 ĮŪ 石 そうしたコ つの アロ 危機前 時期におい フ は以上の三つの尺度をまとめ、 後、 先進諸国 1 ポラテ 八五年前後のネオ・リベラリズムの台頭期、 Ę の現実を十年ごとに点数化し各国を位置づけていく。 政策形成過程の制度化としてのコーポラティズム度を経験的に指標化したものである。 イズ 、ム理 解に基づ Ų١ た場合、 全国レ ベ は ル たしてコー での政策形成の型として総括し、 そして九五年前後のグ ポ ラティズム度に変化が それは、 D 六五年前後の高成長期 1 そして一九六五年か バ み ル られ 化 やEU統合の る

(図表-2を参照)。

それともパラダイムの本質的な相違によるものかどうかは後述するとして、ここでは両者が分離している点は確認で 期に入っての八五年と九五年になっても、 ておらず、むしろ乖離しつつあるといってもよいであろう。この両次元のズレが、八○年代以降の特異な現象なのか あるのとは大きく異なっている。 第一に、六五―九五年の全体の平均をみると、 の利益集団および集団間関係における組織化・集中化・集権化という意味でのコーポラティズムが、低落傾向に したがって、 それ以前の時期と比べて、 コーポラティズムにおける利益代表の次元と政策形成のそれ 政策形成の型はほとんど変化していないといえる。 増減がほとんどみられない。 これは ネオ・リベラル は照応 前 述

これは、 下降し、その後九五年台後半に再び上昇に転じるという二つの弱い波をそこに看取することができるかもしれな 体交渉等の利益媒介の分権化傾向とは対照的に、 キリスト教民主型は全くといってもよいほど変化がみられない。 一貫して高く、 各類型の特徴としては、 後にみるように、アイルランドの動向に左右されている側面があるとはいえ、ネオ・リベラル期における団 各国間の多様性や類型ごとの差異という点に眼を向けてみると、 キリスト教民主型が中位で、 社民型はほぼ横ばいに推移しているが、あえていえば七五年前後に上昇したが八五年に リベラル型が低位にあるという三者の関係もほぼ変わってい 少なくとも政策形成過程においては大きな変化がなかったことを示 リベラル型は、とくに八五年以降上昇基調にある。 まずは社民型が政策協調の制度化の度合 次

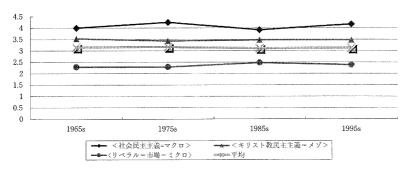
唆しているといえる。

さらにもうひとつの分類形態についていえば、

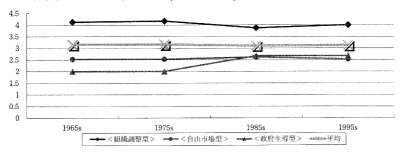
これも全体的にみて、

組織調整型が高位にあり自由市場型が低位

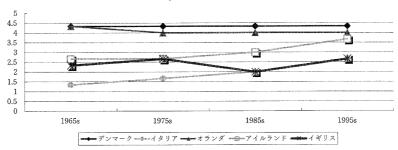
図表 - 2 政策形成の型:全国レベル(Siaroff指標):1965-1995年(その1)



政策形成の型:全国レベル(Siaroff指標):1965-1995年(その2)



政策形成の型:全国レベル(Siaroff指標):1965-1995年(その3)



(出典) Alan Siaroff, "Corporatism in 24 Industrial Democracies: Meaning and Measurement," *European Journal of Political Research*, Vol. 36, 1999, pp. 175-205. Table 4a (p. 190); Table 4b (p. 191); Table 4c (p. 192); Table 4d (p. 193), より作成。 <付録図表>も参照。

特徴となってい

前後のネオ・リベラル期以降、 ある構図に変化はなく、 .なっても変化がみられず、六五年前後の高成長期と七五年期では、 なおか 逆に、 つ両者ともほぼ横ばいで推移してい 後述するイタリアに顕著にみられるように、 る。 自由市場型よりも低位にある。 政府主導型は、 上昇傾向に転じている点が大きな 七五年前後の石油 しか 危機 八五 の時期

常に低 にはデンマークやオランダに迫るほど協調度を高めており、 相対的には低位にあったが、 ズム度のランクでも中低位にあるイタリアが、こと政策形成の協調度の次元にかんする限り、 的に推移している。このことは、とくに八二年末のワセナール協定以降、 政策を展開しているデンマークは、 競争的コーポラティズム」や「ポルダー・モデル」など様々なかたちで着目されたオランダにも該当する。 国とは対照的に、 第三に、各類型を代表する個別の国をみると、社民型でかつ組織調整型に属し八○年代後半以降、 か たが、 その後の上昇率は極めて高い。 リベラル型および自由市場型に通常は分類されるアイルランド、そして、 それ以降、 一貫して高位にあり、 一貫して上昇傾向にあることは注目に値する。 イギリスの場合、 政策協調の制度化にかんしては大きな変化はみられず安定 またイタリアも、 あえていえば、 政策協調や社会協定の点で、 六五年の高成長期には政策協調度は非 緩やかな二つの波があり、 アイルランドは 六五年の高成長期には いずれのコー 大胆な労働 既述のように 九 五年 ポラティ 七五 前

政策等で急速に上昇し、八〇年代のネオ・リベラル期以降低落傾向にあるという筋書きは当て嵌まらないこと、 こうした観察から明らかなように、 は必ずしも妥当するものではないことがわかる。 当該期間 全体をみると、 すなわち、 政策形成の次元でいえば、 政策協調度は、 石油危機後の七五年期に所得 コー ポラティ ズ そし 0

期と九五年期に上昇している。

て 強 さらにイタリアやアイルランドの例にみられるように、 コ 1 ポラティズムに分類される社民型や組織調整型の 国 九○年代後半に至るまで一貫して上昇傾向を示すケ 々は常に高位 K にあり、 しかも大きな変化が みられ

第二節 政策形成過程の制度化の諸相

スもあることなどが、

重要な特徴として索出されるのである。

策形成過程における定式化(入力局面) 争点として浮上してきたものであり、しかも、 て議論を整序しておくことにしたい。 てきたのであろうか。ここでは、 0 議論が、 たと考えられるからである。 こうした政策形成過程の制度化とそれに伴う政策協調をめぐる論議は、 複数の論点を取り扱っている。 もちろん、 そのことを念頭に置いて、 というのも、 と執行 この五 しかし、 近年の「政策協調」や「社会協定」 (出力局面) つの論点は、 それらは、 力点の置き方に違いがあるので、 ①政策参加、 の区別、 いずれも、 必ずしも学説史的順序に沿ったも ⑤政府の役割という五つの論点か $\widehat{\mathbb{B}}$ ②政策領域、 今世紀に入ってさらにどのように展開 のパラダイムの核心的な部 の議論をもたらす契機にもなっ ここでは、 ③合意の制度化の程度、 その異同や軽重に のでなく、 5 分に係 あらため また多く ④政 わ

業団体を含む職能集団 1 あるという批判がなされた。 前述 ポラティズムは、 の初期の七〇 −八○年代のコ 労組の政策参加 般あるい たとえばF は利益集団 1 の問題に偏っており、 ポラティズム論を回顧すると、 ゥ イル 般の体系を対象とした概念であるとするならば、 ソンらは、 その他の フ ラン その五つの各々に即してみれば、 |利益集団と国家との関係についての関心が スを例にあげ、 コー -ポラテ 従来の研究は イズ L の概念が 職 能

コ

して論を進めて

いきたい。

③にかんしては、 策範囲が所得政策に過度に偏重されており、 性よりも政労使の協調行動や三者協議機関に力点が置かれていた。ここでは、そうした五つの観点に沿って、 であった。そして④については政策の定式化(入力局面)への偏重がみられ、 団体でも農業団体その他を軽視し、 協調行動や調整行為の重要性は指摘するが、 集団論の拡張よりもむしろ労働組合の偏重に陥っているとみなした。 その他の政策領域が看過されているという批判が多くなされた。 その合意の拘束力や適用範囲については閑却され また⑤については、 政府の役割の自 ②

では、 その さらに が 政

ポラティズム論のなかで展開された 論的な含意だけでなく、 論じる。 そして、 また政府の介入戦略としてコーポラティズムを捉える代案については、 その検討結果のなかから(B) 経験的な指標化によって先進諸国を比較した先行研究を詮議する。 「政策リンケージ」の問題や、近年の「社会協定」との関連性に言及するつも の観点におけるコーポラティズムの衰退論やその変化の多様性に 国家の自律性の観点からその意義 そのなかで、 かつての

(一) 政策参加

いての見解を述べることになる。

0 か 化・集権化と並んで、 向にあった。 ていることは、 れ 利益集団とくに労使の頂上組織が、 たのは労組であり、 ンマを解決する一助として「賃金抑制と雇用確保との交換」をめざして、政労使間で展開された「政策参加と この政策参加は、 常にコーポラティズムのパラダイムの中心を占めている。 前述の(B)の核心部分である。 しかも七○年代の石油危機以後のインフレを背景として所得政策 所得政策等への労働代表の参加=包摂を主眼としていたが、 政策過程に参加する度合の高さとその参加が政策形成過程のなかに制度化され 初期のコーポラティズム論では、 それは、(A) の利益集団 参加の主体として焦点が置 への それは、 参加に関心が集まる 賃金上昇と失業 0 組 織 化

容が、 その 抑制という限定されたかたちにとどまっているのか、 施される場合から、 が介入する場合から、 経済実績との政治的交換」 な国家介入様式として捉え、 程度は異なる。 労使双方の組 「政策の執行」 一織全体にまで拡張され、 政策の射程は、 政府が独占的に執行する場合まで、 それとも労使双方もしくはその の三つの側面を明確に区分する。(ヨ) とみなされた。 ネオ・ コーポラティズムにとって決定的なものとみなした。 当該政策が、 こうした所得政策にかんしてG・マークスは、 その頂上団体が 雇用や賃金格差等に及ぶような広範なプログラムから、 といった振幅がある。 いずれ 様々なケースが考えられ 政策の定式化では、 かにたいして政府介入が 種の準公的な責任機関とみなされるようなかたちで実 そして政策執行では、 労使間の賃金交渉過程 方向的になされる場合まで、 そして それを賃金規 「政策の定式化」、「政 合意され のなかに政 た政 体系的

等が 政府 ける労組 そうした参加する労組 ていることを含意している。 織的 こうして合意志向 0 な利 側 一の参加度が高いことである。 7 益集団と交渉すればよい うみれば、 ナショナルなレベルでの交渉を有効におこなえるという意味での集権性の高さが るかどうかということでもある。 のコー 関連する各領域の交渉団体をどの程度包摂すれば定式化が首尾よくい 代表が、 ポラティズム型所得政策の条件として次の 第二に、 労組メンバ のかを含意している。 それは、 政策の定式化にかんして、 ーの不満を結果として生じさせるといった危険を抱えながらも、 政策の定式化だけでなく政策執行においても、 第三に、 政策 逆にいえば、それらの交渉相手の集団 の定式化にお 参加する労組が包括的であることである。 ソ四点が 提示され V て、 参加 る。 する当該集団 第 くのか、 に、 労組代表が広く参加 あげられ が、 政 策 強 どの領域までの が 過 る 統 程 的 政策実績 第四 性 Þ 12 百

0)

責任を共有することに同意している、

という責任の度合の高さがあげられる。

化 領域をより広く把握すべきことが提唱されたが、 しかしながら九○年代以降は、 (入力の局面)に限定されており、執行過程 留意すべきは、このコンプストン指標では、 後述するH・コンプストンのように、 (出力の局面)をそれに含めてはいなかった点である。 そこでも参加主体として着目されたのはやはり労組であった。 その労組代表の参加度は、 所得政策への参加よりも、 あくまでも政策過程のうち、 むしろ政策参加 要するに、 政策の定式 ただ

(一-一)一九八〇年代および九〇年代の労組の政策参加度

策参加は、労組主体で入力局面に限定されていたといってもよい。

にみて低下しているのかどうか。第二に、その趨勢において各類型による差異が顕著にみられるのか、また第三に、 各類型を代表する典型国における多様性は観察されるのであろうか。以下、この三点を中心に結果を記述していくこ 指標を参考にしつつ、一九八○年─九七年の各年における先進各国の参加度合を指標化した。ただし、ケンウォ こうした労組の経済政策への参加度の先進諸国の比較にかんして、 労組の政策参加度は、 コンプストンが所得政策の除外を銘記しているのに対して、そうした除外領域を明確にしているわけでは 八〇年代以降、どのような傾向をみせているのであろうか。 L・ケンウォーシィは、 第一に、政策参加度は全般的 前述 のコンプス ٢ 1 ン 0

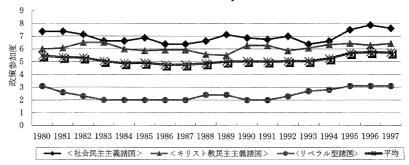
その二つに比べると極めて低位にリベラル型があり、この三者間の位置関係もこの期間中変わっていない。 ているといえる。 代は微減傾向にあったが、九○年前後を境にしてやや増加基調に転じ、 まず第一に、 全体平均では、 また各類型をみてみると、社民型が常に高位であり、 八〇年から九七年にかけてそれほど大きな変化はないといえる。 とくに九五年前後から明確な上昇傾向を示し それにやや劣るが、次にキリスト教民主型 あえてい えば 八〇年

(図表

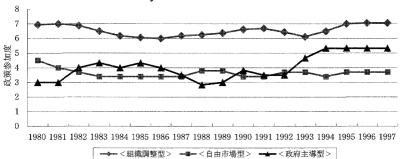
- 3を参照)。

社会コーポラティズムから政策協調へ? 一ネオ・コーポラティズム論における国家問題に一

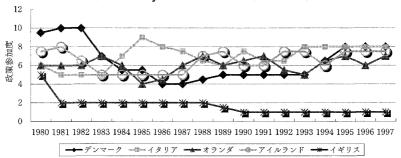
図表-3 労組の政策参加度(Kenworthy指標:1980-97年:その1)



(Kenworthy指標:1980-97年:その2)



(Kenworthy指標:1980-97年:その3)



(データ出所) http://www.u.arizona.edu/~lkenwor/asr02.htm また<付録図表>も参照。

そして九○年前後にやや減少したとはいえ、九○年代後半には急激に上昇し、八○年代初頭の水準を超える参加度を ドにおける社会協定の問題があり、 しくみると、 リベラル型は、 しろ上昇基調にあり、 比較的安定しており、 示している。 八〇年代前半、 とくに九五年以降は八○年の参加度を回復している。 各類型の特徴をみると、 八〇年代前半は低下基調にあるが、後半以降は変化なく安定的に推移し、 あえていえば、 九○年前後、そして九五年前後に各ピークを迎える緩やかな周期をもっているといえるかもしれない。 全体としてみると、九〇年前後から緩やかとはいえ上昇基調にあることを明確に示している。 その後ほぼ横ばいに推移し、そして九〇年前後から再び増加傾向へ転じている。 急激な変化はないといえるが、それでもネオ・リベラルへの転換期にあたる八○年代前半は 九○年前後と九五年前後にピークをもつ二つの波が推察できる。 この政策参加に関する限り、 社民型は、 八〇年代徐々に低下していたが、八〇年代後半から上昇基調に転じ、 この上昇局面にかんしては、 リベラルとして一括して分類するのには困難な面 後述するように、 九〇年前後から上昇基調 キリスト教民主型は その限りでは アイ より詳 ルラン

干上昇に転じるが、 傾向をみせるものの、 に変わりはなく、 VI もう一つの分類体系である組織調整型 自由市場型は、 八〇年代前半は漸減傾向にあるが、 それに対して自由市場型が相対的に低位でほぼ安定的に推移している。 九○年代に入って再び低下し、以後九○年代を通じてほぼ安定的に推移している。 八○年代前半は低落傾向にあるが、八○年代後半は変化なく横ばいであった。 九○年代後半には再び上昇傾向を示している。 自由市場型 しかし八〇年代後半以降、 -政府主導型でいえば、 そして九五 漸増傾向に転じた。九○年代初頭にやや低下 組織調整型が一 -九七年には八○年水準を回復して より仔細にみると、 貫して高位にあること 八〇年代末に若 政府主導型は 組織調

ある。

傾向にあったが、

それ以降再び増加傾向に転じるという三つの波がみら

れる。

した。これは、 か ら九○年代初頭は若干の上昇がみられるものの比較的安定的に推移してい 的 しているといえる。 後にみるようにイタリアの変化が反映しているとみられる。 八〇年代はその 前半は増 加基 調 に あり後半 たが、 には下 下降傾向: 九三年 以降、 を示し、 急速に参加 そして八〇年 度 が 増 加

以降、 下したが、 加度が上昇した。 急速に低下し、八○年代後半以降九○年代初頭までほほ低位安定の状態にあった。 八〇年代後半になって再び上昇基調に転じ、 各類型を代表する典型国をみると、 オランダでもそうした周期的な変動を観察できる。 デンマー そして九○年前後には小 クは、 全体としてU字型 すなわち、 幅な変化があり九三年ごろまで低落 八二―八三年に増大した後急速 の曲線を描いている。 しかし九三年以降急速 低

さらに八○年代末から九○年にかけて再び低落し、 加 n 年以降は上昇に転じ、 傾向 ない。 そしてイタリアの場合、 に転じ、 る。 アイ 最後に、 ルランド 九〇 イギリスの場合、八一年に参加度が急速に下降して以降、 は、 九三年以後は高水準で安定しているが、 九一年にかけて減少したものの、 八〇年代前半は下降傾向にあり後半は低位で推移していた。 八〇年代において八五年を頂点とし八八年を底とするひとつ それ以後低位水準のままである。 九二年以降再び上昇し、 あえていえば、そこに二つめの波を推察できるか 低位の水準で横ばい 九四年を除いて高水準で安定的 このイギリスの動 の波が しかし八七年以降 みら っれる。 。 の状態で 向 そして九一 は

総体的には、

大きな変化がみられず、

また第二に、

各類型による多様性が観察され、

そして第三に個別

0)

典型国

以

上

八〇年代から

九〇年代の先進諸国では

第

K

政策参

加

0 観点に

おけ

る $\ddot{\exists}$

1

ж Ж

ラテ

ズ

度

のリベラルない

し自由市場型として分類されるアイルランドとは著しく対照的な趨勢を示してい

-193 -

んしていえば、 八○年代以降のアイルランドや九○年代中葉以降のイタリアのように、 従来は コー ポラティズム度の

(二)政策領域の範囲

低位・中位の国々で政策参加の拡大が折出された。

その代表的論者ともいえるH・コンプストンは、ナショナルなレベルで政府と労組代表とのあいだで雇用・物価・成 政策を重視していたが、 数化した。その対象となる政策領域は、 長に関連する諸政策へと政策範囲を拡大し、さらに、それを、 八〇年代のコーポラティズム論の政策領域への関心は、七〇年代の石油危機以後のインフレ問題を背景として所得 九〇年代以降は、 金融政策、 より幅広い政策領域における政策協調を視野に入れた議論が展開された。 通貨政策、 投資、 単なる協議から広範な協定に及ぶその程度に応じて点 産業構造全体の計画、 貿易政策、 雇用創出 膱

業訓練などにまで及んだ。

経済政策の一環としての政府の関与である場合を除いて、 は ポラティズム」 の利益集団間関係からコーポラティズムを把握することに否定的であり、 ム概念を捉えるべきことを主張していた。 この指標で留意すべきは、 労組の政府の経済政策への参加というよりも、 の観点が意図的に斥けられていることである。 第一に、 労組の組織化や集中化 第二に、賃金問題や所得政策等にかんしては、 むしろ、労組の戦略に対する政府の関与とみなすべきものであり、 労組の政策参加の対象とはしていない点である。 ・集権化など、 しかも、 その政策協調論は、 むしろ政策協調に特化してコーポラティズ 組織間関係の編制に着眼する どちらかといえば、 社会の自己組織化として 「社会コー

テ

゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚

ズム概念とは

線を画してい

(二-一)政策リンケージとコーポラティズム

し部 とL・ターナー こうした政策領域の包括性とコーポラティズムとの関連性にかんしては、 そしてコー 分的であるの ポラティズム度の高いほど、 か 政策相互の関連性や緊密性が高いかどうか、そして政策領域の範囲が包括的であるか断片的 そして政策が継続的であるかどうかという観点から「政策リンケージ」 そうした政策リンケージ度も高いことを示した。 すでに八○年代末にH の概念を打ち出 ウィ して ス

時に、 経済政策全体のなかに組み込まれているかどうかといった論点を区別する。それらは、 意の拡張性をもコーポラティズムとして捕捉していることである。それは、三者協議による政策合意が政策執行 化を含む包括的 じて拡張され に た合意が公私領域を超えて波及し、 いった二つの属性とを不可分なものとして取り扱っている点である。 いった合意の制度化、 ぉ その限りでい れらは、 て既述 ③の政策領域の ①集権的で包括的な労使団体と政府によるコンセンサス志向の交渉制度が存在するかどうか、 適 0 用範囲も広がる点をも、 な職能団体とその組織間関係ならびに政労使の三者協議制 Â えば の労使 ③政策領域の範囲とその政策領域の構成を問題にしている。 連携性や連続性とコーポラティズムとをいったん区別していることを含意している。 政策協調 の利益 の属 集団 広範囲で有効な社会契約等の締結に至っているか、 性として政策領域の範囲と連携性を暗黙裡に不可分のものとしていたコー コー の包括性と労使間 ポラティズムの要素として加えていることを意味してい の団体交渉の集権性と 第二に、 0 存在、 この①だけでなく②の三者間 (B)の政府を含めた三者協議 ここで留意すべきは、 ②政策合意の拡張性や適用 各々①組織化・集中化 そして、とくに③社会政 るが、 第一に、 それ した 0 政 を通 集権 ポラ 制 囲 1

異なる政策領域間の依存性が高く、 にしてあることも折出された。そして八〇年代において各種の規制緩和政策に取り組んだはずのアメリカにおいても、 ともある点が指摘された。またB・エビングハウスとA・ハッセルによる福祉政策を中心にした政策協調 ランス)、「最小コーポラティズム」(イギリス、アメリカ)の三つに分類し、そのうえで各国の一九五○─七四年、 このように種々の政策執行の重層化は、 たとえばP・ピアソンに従えば、各種の新たな規制はむしろ増大しており、政府支出の増加や政府被用者の増大といっ されることになる。 メリカでは、 ケージのあり方を分析した。その結果、 ─七九年、八○─八四年の三つの時期における、積極的労働市場政策、産業政策、所得政策の三つの政策領域のリン コーポラティズム」(オーストリア、スウェーデン、オランダ、西ドイツ)、「労働抜きのコーポラティズム」(日本、 た公共部門の拡大等がみられ、「国家の退却」というよりも、 さらに、この政策リンケージの問題は、そうしたコーポラティズム論にとどまらず、様々なかたちで派生して議論 あるいは、 れらは、 ひとつの領域における政策の定式化や実施が、他の領域と調整されずに展開されて、 政策領域間が分断され、その連続性も低いことを、経験的な比較研究をつうじて索出したのである。 そうしたコーポラティズムの視点から、 別の領域と交差しているために、当初の政策目的とは異なる結果に転化してしまったりすることも往々 たとえば、 政策の連携性が高まると、 時期毎の政策の連続性も強いが、逆に、コーポラティズム度の低いイギリスやア 標榜した政策目標とは異なる「意図せざる結果」 コーポラティズム度の高いオーストリアやスウェーデン等では、 日本を含む先進諸国八ヶ国をケースとして取り上げ、「民主的 内容的にみて、政策相互にジレンマ等をしばしば抱えるこ むしろ、 国家の 「積極主義」 をもたらす可能性も示唆さ が台頭しているとされた。 それが失策につながった その三つの の研究によ 七五 フ

れてきたといえる。

第三節 合意の制度化――政策協調・政策調整・社会協定

(三-一)政策協調とコーポラティズムの区別

が をも喚起した どの程度制度化されているのか、 の議論は、 政策参加や政策間の連携性および政策内容の包括性に加えて、 そして政策合意が、 どの程度の拘束性や適用範囲をもってい 政労使間の協調行 るの が、 動 という視点 や調整行為

寸 ラティズムの 問題解決をめぐる政労使の当事者間の の各次元には A ンプストンは、 この政策協調の論理は、 の組織化やその頂上団体の集中化や集権化などの代表性の観点を切り離す点にその主たる特徴があった 0) 政策協調についてH・ 論理 が 職能 固 利益集団 [有の論 政策協調体制としてコー 的利益の代表とその 理があることを含意していた。 の 組 コンプストンは、「政府と経営者団体と労組中央組織による公共政策の共同決定」(※) シ 織間関係の次元と、 ユミッター 「政治的交換」にあるのに対し、 流 「共通認識の構築」 ポラティズム概念を用いることにも反対する。 の社会コーポラティズムの論理とたんに異なるというだけではなかった。 政府の政策協調の次元とを明確に区別することのみならず、さらに 上記の規定からも明らかなように、 にあるとみなされたからである。 政策協調 のそれは、 なぜならば、 政策協調の次元から利 後に述べるように、 このことは、 コーポラティ と規定する。 社会コー 争点や 益 コ ズ

今度は、 益 述のように、 集団 こうしてコンプストンは、 日の組織 コー 織間関係 ポ コーポラティズム概念を政策協調という政策形成の次元に特化すべきであるという主張をしてい ラティズム概念から政策協調 の組織化 $\widehat{\mathbf{B}}$ 集中化 の政策過程の次元にか 集権化等の社会レ の要素を除去することを提唱し、 んしてもコーポラテ ベ ルに限定すべきであると述べるに至ったのである。 ノイズ さらにはコーポラティズム概念を、 ム概念の 適用を斥けた。 か れ は たが、 既 利

②のうち中位レベルの交渉集権化が有力な制度的説明変数であることを析出した。このことは、賃金交渉のあり方が 摘する。この点にかんしては、 型交渉が、必ずしもに社会協定に資するわけではない点をも示している。 何らかのかたちで関連していることを示唆しているが、しかし、それは、 ヴダジックの最近の研究を援用している。 は照応関係にあるとはいえない。こうしてG・メンツは、 会協定とどのような関係にあるかを検証した。その結果、前者①とは関連性を発見することはできなかったが、 の度合との二つの次元は理論的に差異があるだけでなく、 この政策協調とコーポラティズムとの関連について、近年、G・メンツはあらためて両者を区別する必要性を強調 そしてコーポラティズムがすでに瓦解したことを主張している。かれは、 の組織率に代表される包括性の程度と②主として賃金交渉における集権化のレベルとに着目し、その二つが社 その意味でのコーポラティズムは消失したとする。 かれは、 コーポラティズムと社会協定とがどのような関係にあるかを検討したS・ア S・アヴダジックは、 利益集団と政策協調の両者を共に含んだものをコーポラティ 両者のあいだには経験的にも相関関係がみられない点を指 社会コーポラティズム概念の核心をなす要素として 言い換えれば、 コーポラティズム概念が想定している集権 第一に、 利益集団のあり方と政策協調 交渉の集権化と社会協定と 後者

年代以降の政策協調においては、その政策内容の優先順位は、 抑制するという政策目的をもっていたが、この意味でのコーポラティズムもまた消失したとする。 イドを重視するケインズ主義的な政策内容と密接に関連し、また六○─七○年代の過度な賃金上昇によるインフレを 会福祉政策や労働市場政策でさえ、 第二に、そして決定的に重要なのは、 より新自由主義的な政策執行を通じて広範なガバナンスを展開することをめざす 政策内容や政策目的の差異である。 より自由主義的な指向性をもっているからであり、社 メンツは、 コーポラティ なぜならば ズムは、 需

ズムとするならば、

放逐されるだけでなく、

古い歴史的段階に照応するものとされ

た

策内容の変化が必ずしも政策スタイルやガバナンスの変容に連動するとは限らない。 対して、 政 b とっては、 府 の 0 目 [標設定 九〇年代の三者協議による社会協定は、 っ 賃金抑制と引き換えに、 たからである。 への合意をえることに向けられ の 政 策内容の相 失業と雇用をめぐる社会的権利 違にかんしては、 ているという見解もたしかに存在する。(%) 雇用拡大にプラスに作用するという社会的コンセンサスに向 七〇年代の三 の拡大をはかる 一者協議体制 種 したがって、 しか による所得政策は、 0) 「政治交換」 だからとい そうした政策内 であ 労働 つ けて た のに 側 政 の

期区 政策の時代に限定されるべきことになった。 0 刷 分に 新が I こうしてコーポラティズム概念の 1 ても段階を異にするというわけである。 ポラティズム概念それ自体 :の適用 適用 コーポラティズムは、 の否定につながるかどうか は、 このようにしてコ 少なくとも七〇年代の石油危機以前の高成長期 ネオ 1 ポラテ リベラリズム指向になった政策協調とは は留保すべきであろう。 イズ ム概念は、 政策過 の 程 0 次元 か 5 時

容を立っ 策形成 協調 るか が か 活 古 らである。 用 V 制 実施するための梃子として機能する 度的 J されるという逆説を孕んでい 5 ポ パ ラテ このことは、 タンとは一定の その議論は イ ズ A 的 諸制 古い政 反 同型性を帯びており、 度を復活させ コー 策スタイ る。 ポラティズム的な政 というのも、 ルのなかに新 制 る 度転用」 口 能 しか 性 政策過程 もあながち否定できない。 の可 策内容 ŧ, しい政策内容が 能性を示唆している。 政策内容の刷新に向けて、 の制度化 の 定式 の型は、 執行 盛り込ま 0) Ť れ 次に、そうした政策協調 旧 め さらに言えば、 来の ĸ 古 W 政策協調 コー コ 1 制 度が ポ ポラティ ラテ 0 新し 新 制 1 度化が ズ ズ いがどの 政策協 型 型 政 策内 進 政 0 政 展 策

ような形態をとるのかという点について検討してことにする。

$\Xi - \Xi$ 政策協調の諸形態

コンプストンは政策協調の主たる形態として次の四つをあげている。すなわち、

協約 府 府 である。 その例としての社会協定、③インフォーマル非公式の協定・協約、 の政策執行に限定されるものなどがあげられている。 の委員会を包摂している限りにおいて、政策協調のなかに含まれるとしている。 (agreement) これらには、 による決定、 合意の制度化の度合を非公式から公式的なもの、 ②社会協定のような公式な三者協定・協約(agreement) それに加えて、 ④労使間の二者間協定・協約の国家による執行 所得政策は、 アドホックな合意から法的なもの、そして政 ①政府の各種委員会内部での合意 それが、 ないし政府 公共政策にかんする政 労組間協定

政策定式化段階 より普遍的に適用 つである。この後者は、政策合意の拘束性や拡張性を含めた制度化の問題を取り入れており、 た。本稿では、 この政策協調論が主として着目するのは、 こうした政策の範囲と政策協調の頻度に主として照準を合わせた政策協調の観点から、 (入力局面) それを敷衍して単なる協調行動という行為の水準から、 拘束される法の水準までを視野に入れて、 に焦点をあてて、 前述の政策の範囲・視野・領域の広さと、 それを単なる協議から広範な協定に及ぶその程度に応じて指標化して 政策合意の制度化の強度として捉えてい 当事者間の協定、 政策協議や協定の頻度との二 コンプストンは九〇年代の そしてよりフォー かつてコンプストンは ・マルで

歳出に係わる租税と年金政策そして労働法制の分野を中心に政策協調がなされたが、その頻度は散発的である。 のに対して、 ンにおいては多くの政策セクターで活発に政策協調が展開され、 アイルランドの場合、 それは散発的とされる。 イタリアは、 またオーストリアも政策協調が頻繁に行わ 政策範囲が中程度とみなされ、 政府の歳入・ n て た

各国を分類していく

(図表

―4を参照)。

政策領域が広範囲に及ぶとみなされるケースでは、九二年以前のスウ

1

デ

政策協調は行

われ

なか

ったとされる。

中心に 会保障政策という狭い領域に限定され、 政策協調 策協 に対 調 して政策範 頻繁な政策協 が行われその頻度も高い。 が展開され、 囲が またスウェーデンでは九二年以降、 調がなされた。 狭域である 国々のなかでも、 しかも協調の頻度も低いとみなされ、 ドイツは、 そしてフランスとスペ 社会保険、 オランダは、 労働法、 労働政策と年金政策にほぼ限定されたかたちではある インは、 社会保障政策と雇用 保健·公衆衛生、 政策協調の範囲は、 さらにイギリスは、 そして旧東独 政策を主たる領 ずれも 九〇年代を通じて 雇 0 用法制と社 再 問 題

らに あげられてい の六九―七二年に ランダにかんしては一九八○年代初頭のワセナール協定や八九年の共通原則をめぐる協約などが例示されてい デンで継続的 九五〇年代以降のオー 政策協調度が か 時期を戦後にまで遡ってみると、 に展開されたとみなされる労使間の頂上交渉と政府の各種委員会への参加とが結合した事例、 さらに低度の かけての紛争 それ程高 ストリアの社会的パートナーシップ、一九三〇年代から始まり両大戦後九二年 いとは 政策協調の例としてフランスの六八年のグルネル協定などが指摘され 一交渉型の政策協調、 いえない中位 その他の重要な事例 0 ケースとして、 また同じくイタリアの七八年以降 も索出され イギリスの一九七 る。 政策協調度の高い 四 の定期的 七 九年 Ó な社会協定の締結 社会契約、 さらに ・タリ ×

(三-三)社会協定との関係

関連 こうした政策協調論における政策合意の制度化の問題は、 性 や異同 政策領域を横断して、 を問うことになった。 政策の変化をめぐって交渉・ たとえばD ナタリとP 政策領域の連携性の観点も含めて、 執行する政府 ポ 3/ エ に従えば、 組織利益の両代表間で結ば 社会協定とは 近年 相 互 の社会協定との れる 連

フォ している点で、 1 マルないしインフォー また、 政策合意の制度化も公式・非公式も含めて広義に把捉されている点でも、 マルな協約 (agreements)」と規定される。 これは、 政策領域の連携性や横断性 政策協調の議論とほ

ぼ重複してい 政策協調の諸形態のうち合意の制度化の程度が弱い下位類型として、政策協調概念のなかに包含されているといって ている。しかし、 を理解したほうが簡便であると思われる。 コンプストンは、 したがって、 彼自身が、前述のように、政策協調の諸形態のなかに社会協定を例示している。 社会協定を弱いもので暫定的なものとみなし、政策協調と社会協定とを区別すべきことを主張し 煩瑣な概念論争を展開するよりも、 実際のところ、 政策協調の一類型 この両者は、 截然と区別して用いられるとはいえず、 (緩やかな弱い政策協調)として社会協定 社会協定の概念は

性や同一性がみられることもまた確かである。 n が 時間や社会福祉、 コーポラティズムとを同一視することをも斥け、 社会協定という概念は、 までもかなり議論されてきたが、メゾ・レベル(つまり、 諸々の協約を締結しうるほぼすべての交渉レベルに適用されてきた。 このようにコンプストンは、 内容面からいえば、社会協定の概念は、 さらには経済政策をめぐる争点にさえ及んでいる。 労使関係における広範囲に及ぶ種々の協約 政策協調にコーポラティズム概念を適用することを否定したが、 雇用関係に影響を与えるあらゆる争点に関わり、それは、 たとえばF・トラックスラーは社会協定にかんして次のように述べる。 両者を区別すべきであると述べている。 セクター・レベル)にかんしても、 そのうえ社会協定の概念は、 (agreements) のことを示すのに用いられてき マクロ・レベルの全国的協定については、 しかし、 同様に、 ミクロ・レ 労使関係の当事者 この両者には類似 賃金から労働 社会協定と (特

ろ互換的に用いられていることも多いからである。

テ

ィズムと外形的な同型性を帯びることをも示唆してい

る

摂されうる。 及ぶ広範な政策領域を射程に入れ、 義語として使わ ラティズムとい 殊企業的 ·れているように思われる」。こうした社会協定の概念は、 "。" う両概念の区 と同 ポラティズムと、 それだけではなく、 .様 に 別は、 最近になってその関 そうした多面的な意味内容を共有している。 また合意の下位レベルへの拡張性を視野に入れている点で、 決して明確では、 社会協定が 心が次第に高まってきた。 1 な い。 ポラティズムと多くの意味内容を共有し、 それどころか、 労使間の賃金問題のみならず経済政策に 実際には、 そして社会協定の概念はまた、 分析的にみても、 その二つの概念は、 政策協調 社会協定と さらに は しば の概念に包 別 コ 1 0 ポ 関 ポ ラ 連

が、 て見解が分か いえる。 たがって、 しかし政策合意の制度化や政策参加の制度化の点で、 しかし、 れて 社会協定は、 おり、 社会協定とコーポラティズムとの関係については、 両者の関係をどのように把握するのか 政策過程 0 制 度化の観点でい アド えば、 という課題は依然として残っていると思わ ホ その ック な まさに後者をどのように理解するのかをめぐ 政策範囲 時 的なものとして理解される場合が多い の点では 政 策協 調 ほ ぼ

社会的パート ナーシップと政策遺産 -歴史的経路依存性の 諸 形

拡張 労使代表に限定されるのではなく、 まで敷 され ンプス 衍 する観点を、 ・シは、 3 か 政策協調 政策協調 それは、 の参加主体を労組に限定せずに、 の議論のなかに盛り込んでい 広く国家 政策参加 の当事者である労使 社会関係全般における政府と利益集団との協力関係を示すも る。 広く政府と利益 0 職 この社会的パート 能 団 体 の代 集団 表性 との ナー 係 わ シ 社会的 ノップの る 内 部 0 組 間 関

が

却

されてい

るだけでなく、

政策過程それ自体への利益代表

への参加

ル

1

ル

がどのようなもの

であ

るの

かとい

に触れておくことにしたい

(図表-4を参照)。

ガーはその指標化を試みている。ここでは、その政策遺産を一九九〇年代の政策協調の度合と対比するかたちで簡単 そして、こうした社会的パートナーシップが西欧諸国でどのように政策遺産として継承されたかについて、S・バ

策参加についての制度的観点も取り入れられていな

趨勢をみせている。 アイルランドは、 に属するが、九〇年代の政策協調は、それほど高位にあるわけではなく、 統として残存しているが、 ル型の国でも、 まずオーストリアは政策遺産の伝統があり、 九○年代に政策協調がほとんどみられなかったイギリスと、 政策遺産は中位だが、九〇年代には社会協定の典型国として政策協調度は高いとされる。 したがって、 しかし九○年代の政策協調度はそれほど高くない。 政策遺産が、九○年代の政策協調に反映されているとは必ずしもいえない しかも九○年代の政策協調度も高い。 イタリアを下回っている。 このアイルランドとは非常に対照的 またオランダも、 北欧諸国の場合、 政策遺産は高 このイタリアと 政策遺産 同 じリベ い部 は伝

(三一五) 政策協調の本質 利益代表と政治的交換から認識共同体へ

が が 通じて職能的代表の参加およびその利益の代表性がどの程度担保されるのか、 ティズム論との差異を明確にし、 この構成理論は、 共有されているのか、 行 政策協調についてコンプストンは、独自な「構成理論(Configurational Theory)」を提示する。 'n るの か、 に焦点が置かれているとするならば、 ①問題・争点の発生、②政策協調の継続・維持、③問題の解決や終結という三つの局面に関連し、 またそうした共通認識をいかに構築できるのか、にその核心があるとされているからである。 両者を峻別するうえで重要な鍵をなしている。 それに対して、この構成理論は、 また政労使間でどのような政治的交換 コーポラティズム論が、 政労使間にどのような認識 それは、 政策協調 コ Ì ポラ

図表-4 西欧諸国の政策協調度と政策遺産

| | ①政策協調の度合 | ②政策協調の遺産 | ③政策協調(総合 |
|------------------------|-------------|-------------|------------|
| 国名/時期 | 1990-1997 年 | 1880-1989 年 | 1945-1997年 |
| <北欧:社会民主主義:マクロ> | | | |
| デンマーク Den | 0.40 | 1.00 | 0.70 |
| スウェーデン Swe | 0.40 | 1.00 | 0.70 |
| 平均 | 0.40 | 1.00 | 0.70 |
| <大陸ヨーロッパ: キリスト教民主主義: > | メゾ> | | |
| オーストリア Aus | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| フランス Fra | 0.20 | 0.25 | 0.23 |
| ドイツ Ger | 0.40 | 0.50 | 0.45 |
| イタリア Ita | 0.60 | 0.50 | 0.55 |
| オランダ Net | 0.40 | 0.75 | 0.58 |
| 平均 | 0.52 | 0.60 | 0.56 |
| <アングロ=サクソン:リベラル:多元主 | 義:市場:ミクロ | > | |
| アイルランド Ire | 0.80 | 0.50 | 0.65 |
| イギリス UK | 0.00 | 0.50 | 0.25 |
| 平均 | 0.40 | 0.50 | 0.45 |
| 総平均 | 0.44 | 0.70 | 0.57 |

<図表- 続き>

| 1 DIG 7 | | ①政策協調の度合 | ②政策協調の遺産 | ③政策協調(総合 |
|---------|---------|-------------|-------------|-------------|
| 国名/時 | a III | 1990-1997 年 | 1880-1989 年 | 1945-1997 年 |
| <組織調整型> | 1741 | 1000 1001 | 1000 1000 1 | 1010 1001 |
| オース | トリア Aus | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| デンマ・ | ーク Den | 0.40 | 1.00 | 0.70 |
| ドイツ | Ger | 0.40 | 0.50 | 0.45 |
| オランタ | ダ Net | 0.40 | 0.75 | 0.58 |
| スウェー | ーデン Swe | 0.40 | 1.00 | 0.70 |
| | 平均 | 0.52 | 0.85 | 0.69 |
| <自由市場型> | | | | |
| アイル | ランド Ire | 0.80 | 0.50 | 0.65 |
| イギリス | z UK | 0.00 | 0.50 | 0.25 |
| | 平均 | 0.40 | 0.50 | 0.45 |
| <政府主導型> | | | | |
| フラン | ス Fra | 0.20 | 0.25 | 0.23 |
| イタリン | 7 Ita | 0.60 | 0.50 | 0.55 |
| | 平均 | 0.40 | 0.38 | 0.39 |
| | | | | |

(出典)

- ①Hugh Compston, "The Politics of Policy Concertation in the 1990s: the Role of Ideas," in Stephan Berger and Hugh Compston (eds.), Policy Concertation and SocialPartnership in Western Europe: Lesson for the 21st Century (Oxford: Berghahn Books, 2002), Table 21.1 (p. 313). 政策の範囲・視野・領域の広さと政策協調の制度化と頻度から指標化したものである。
- ②Stefan Berger, "Social Partnership 1880-1989: The Deep Historical Roots of Divergent Strategies," in Stephan Berger and Hugh Compston (eds.), Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lesson for the 21st Century (Oxford: Berghahn Books, 2002), Table 22. 2 (pp. 341-342). 社会的パートナーシップの遺産を指標化したものである。
- ③上記①と②の平均。

交渉によって解決すべき課題の危機認識について三者間で合意している必要性を強調している。 切 経営者団体と労組の中央組織が大規模に組織化・集権化・規律化されている場合や、 想とそれが実行されることへの期待である。 点の認識とそれへの政策協調への拡張、 それぞれ次の要素から成り立っている。 るとされる。 協約を実施する約束の実行を決定するのは、 団体交渉の正統性を受容していること、 えば、 厳格に実施されたかどうか、 ている場合にはより容易になると(明示的にせよ暗示的にせよ)みなしていた。 旧来のレームブルッフ流の政策形成に重点を置くコーポラティズム論では、 したがって、 執行能力は、 エリー ト間に信頼 すなわち、 ③政策執行への期待の共有 ②経済的理解の共有 組織構造ではなく、 このコンプストンの議論を敷衍したG・メンツは、 最終的には、 (trust) ①問題の認識 そうした組織構造的要因よりも、 がどの程度あるかどうかといった、 関連する政策アクターの種々の見解につい すべての政治アクターが資本主義を容認し、 既存の政策形成の型では対処できない新たな争 協約 (agreement) しかし、 団体交渉が全国レベルで調整さ 協約を実施する約束の実施は むしろ、 の実施へのアクタ コンプストンによれば ヨリ構成的 ①について、 さらに③にかんして 以前の協約 7 な要因 の評価とそ 政府 労組 1 が適 の予

こうして政策協調は、 というだけでなく、 要素における認識の共有をもたらすともいえる。 これらの構成要素は、 したがって、 政策協調 政策協調は、 市場からの圧力の所産であるよりも、 政策協調を誘引する変数ともいえるが、 の諸形態を通じて三者間に認識共同体が構築され、 認識共同体を前提とすると同時に認識共同体の構築にその本質があるとも 言い換えれば、 むしろ、 政策協調は、 それと同時に、 そうした市場圧力をめぐるアクター 認識の共有をもって初めて確立され 相互主観性が生成されるということ 政策協調 の過程そのものが、 間 の共通認 各構 成

の共有ということになる。

有

は、

V

わ

ば

言説的」

実践を通じて構築される点にその特色があるといえる。

わち、 は、 労使の三者間ない 役割と責任を分担しあうという構図がそれである。 以 Ĺ 認識の共同体を構築する協調行動や調整行為のなかで相互主観性として現出する。 政策の定式と実施 構 成理論は、 し二者間のアクター まず第一 の両局面を通じ政労使三者が協調行動や調整行為を通じて共通の認識に達し、そして相 に 前章のコーポラティズム論議で触れた 相 互の調整行為によって創出されるとみなされている。 第二に、 公共性は、 政策協調 「権力分有」 の制度編成の そして第四に、 モデルを想定している。 しかも第三に、 所産であるよりも、 その認識 公共

識

0

形

成と相

互主観性の確立が、

その核心部分をなしてい

すな

Ħ.

0)

政

アクター 言説的制度論 府対社会及び市民社会アリー の言説とその言説能力を問題にしたものであり、「コミュニケーティヴな言説 であって、一コミュニケー ただし、 の言説能力や言説そのものの選別がおこなわれている点が軽視されるが、 この場合の言説的実践は、 は 各アクターの言説能力や言説の構築が重視される反面、 3 3 ナでのアクター ン的言説」 V では シュミット流にいえば、 る 8 間 ない。 の合意形成やデリベレー ここでいう 「調整的言説 主として シ 国家 ョン 「調整的言説 とは、 (communicative discourse) (熟議や討議) 社会間の組織的 この構成理論もまた、 政府内部 (coordinated discourse) に係わっている。 の政策関与アクター 制度編成によって各 そうした問 とは、 政 0)

お 3 ŋ 局 後述するように、 のところ、 この)構成理 この構 論 政労使協議機関などの制度問題 は 成理 政策協調 論 は、 政労使三者のアクター が政府によるアリー や、 ナの設定のうえに成立するという観点が看過され 政府介入の役割など国家問題 間 の政策形成をめぐる認識共同 0) 体 認識が希薄になる傾向 Ö 構築に 眼 が 置 ちとな

題点を言説

的

制

度論

と共有な

していると思わ

'n

0

共

にある。

政策協調の促進要因

政府は、 に止めることを期待する態度とを交互に繰り返していた。 年にかけて政府は、 5 られるのか、また、それらの促進要因が経験的にみて妥当するのかについて、オーストリア、アイルランド、 したといえるが、しかし、二〇〇七年以降は、 の盛衰がみられたとする。 前述のG・メンツは、 同期間において政策協調は継続的に存在していたとされる。 その際には政労使の社会的パートナーシップが復活したが、しかし二〇〇〇年代にはいると、とくに―二〇〇七 イツの 労組を攻撃する姿勢と、政府の立法措置にかんして労使の両パートナーがほんの外見的・表面的 四ヶ国を事例として検討した。 一方向的に改革政策を導入し、社会パートナーからの入力を最小限しか認めなかった。 コンプストンの構成理論を継承し、 すなわち、一九九○年代にはEMUの波のなかで数多くの緊縮的な財政政策や措置が講 まずオーストリアでは、 再び、 政策協調は復活したとされる。 したがって、 それを従属変数とした場合にどのような独立変数が考え 一九九○年代と二○○○年代において政策協 この期間にはオーストリアの政策協調 これに対してアイルランド でな修正 この時期 フラン のみ

政策協調は奏功しなかった。 と認識されていたからであるとされた。 ルでの政策協調は充分に展開しえなかったとみなされる。 またドイツでは、 政労使交渉は不成功におわった。それは労組の経営者団体への不信があり、 とくに九○年代においては高い失業率をめぐって政労使の三者間において認識の共有ができず、 その後も、IGメタル等の強力なセクター組織の存在とその自律性の高さから、 そしてフランスの場合、 社会協定型の政策協調を展開 政府の政策が親経営者的

あり、

さらにメンツは、 か n の議論を大きく外在的要因と内在的要因に分け、 先行研究を整理しつつ、そうした政策協調を促進する諸要因を列挙してその妥当性を論じている さらに他の論者が提起した論点を補足したり、

(三一六一一) 外在的要因

あるいは新たな論点を提起しながら論を進めていくことにしたい。

U以前から政策協調が展開されている場合もあれば、 なったことをみれば、EMUとの関連性があるようにみえる。しかしながら、メンツは、(8) ながったというわけである。 なわち、EMU規準への移行期限を順守することが、 第一に、とりわけ大陸ヨーロ この説が必ずしも妥当するものではないとする(ヒダ) たしかに、インフレ率と累積債務率の規準が、 ッパ諸国については、 オーストリアのようにEMU以後に政策協調が復権した場合も EMUが引き金となったとする国際的要因説があげられる。 各国政府を社会協定へと駆り立て、 各国の政策に多面的 それが アイルランドのようにEM に制約を課すことに 政策協調 0 す

機が政策協調を導くことを強調する。 れば、そうした危機認識が共有できているかが問題であるとする。 第二に考えられるのは経済状況である。これは、とくに失業率やインフレ率の高さあるいは累積債務などの経済危 しかし、 経済危機そのものが直ちに政策協調を促すというよりも、 メンツによ

(三一六一二) 内在的要因

ナー 前述のS・ 次に政治体制内部に由来する要因として考えられるのは、 ップの 1 伝統やコーポラティズム的な制度遺産などの ガーの指摘に従うならば、 九九〇年代の政策協調は、 「経路依存性」 まず第一に、 過去のネオ・コーポラティズム的遺産とのあ に基づいているのかどうかという点であ 政策協調は、 過去の政策遺産や社会パート

に、 ように思われる。 れていた。これらの事例を踏まえてメンツは、「政策協調は、 ている。 いだには明確な相関関係があるとは決していえないのであり、 スウェーデンやオランダのように、 しかし、 経路依存性だけを、重要な説明要因とすることはできない」としている。 同時に、 過去においてコーポラティズム的伝統のないアイルランドでも政策協調が積極的 コーポラティズム的伝統が存在するところでは政策協調は継続ない 一見すると歴史的遺産の存在とは関係なく復権してい 経路依存性は必ずしも妥当するわけではない。 に展開 ・し復権 たしか

性論にたいしても、 こうして政策協調は、職能団体の組織化・集中化・集権化を主たる特徴とする社会コーポラティズムとも、 n る ばわかるように、 第二に、主として企業内部・企業間のミクロ・レベルでの経営者の調整行為(コーディネーション) 「多様性論」との関連性にかんしても、アイルランドやイタリアの事例だけでなく、 政策協調が調整型には存在し市場型には存在しないという議論が必ずしも成立するわけではない。 共時的にみた場合、その関係性を主張することは適切ではないとみなされる。 典型国のドイツのケースをみ に焦点をあて また多様

に三つの局面に沿って構成要件を設定しているコンプストンの 理解の共有を重視する点で、 特殊な知識や情報やアイデアの提供が政策協調の成否を左右するという議論については、(8) 前述のコンプストンの議論と類似している。 「構成理論」 メンツによれば、 のなかに包摂しうるとする。 その議論は、 危機認識

(三一七)政府の問題

け加えたりするかたちで議論していくことにしたい 岐に分かれているが、ここでもまた、 そして最後に、 そして決定的に重要な内在的要因として残るのが政府の問題である。 メンツが提示した論点を中心にして、 さらにそれを敷衍したり新たな論点を付 この点をめぐっては見解 が多

ることが 労組を包摂 鍵を 握 統合化すること、 旧 る重要問題になった。 !来の コ 1 ポラテ そして、 ィズム この 0 そのためには労使の 論理 両者が首尾よく解決されることが に沿って、 政策協調 組 織間 調が奏功するには、 の調整 政策協調 (コーデ 政府介入を通じて職能 の決定的要因であると判 イネーシ 3 が良好に 寸 体 す

ば、

それは古典的コーポラティズムの復権が信憑性を増すことになる。

も ある。 。 てい 古典的 という社会コー Ð あれば、 るかという点だけでなく、 の点について若干補足すれば、 なコ そして、 また、 1 ポラティズム ポラティズム的観点も重要であるとしたのである。 その際、 労組指導部が、 決定的な要因として、 の論理に従 団体交渉や政策過程において労使の両 政権 A への政治的支持に向けて内部組織を動員するために、 つ ハ て労働者の受動的 ッセ ルは、 政府介入がとくに賃金政策にか 社会協定に関連して次のように述べてい な同意を調達・ 利益集団 確保するために、 がどれほど調整能力をもって んして信頼と威 政策協調 政策協調を利用する場合 る。 嚇力を潜 調を活E すなわち、 在的 する場合 る 政 府が 0

策目 部 さらに敷衍するなら 包摂され の調 たがっ 的 いる側の 達成とそれをめぐる政策協調に寄与し、それが「オランダの奇跡」 0) 双方が重要であり、 職能団 このように政府に ば 体 たとえばJ 0 組 織間調整もまた問題になる。 この両者が奏功したことが、 よる職能団体 ヴ 1 セル は の統合化の一環として政策協調を捉えるとすれば、 オラン ダの 賃金抑制と雇用の柔軟化 の組織間の調整 事 例 か 5 労組と経営者団体 の — (コーディネーション) 因になった点を指摘してい (フレ との キシビリティ)という政 間 0 それ につい 調整と、 は て議 同 時

は か ながら他方で、 を媒介とし、 Ļ 労使間では バ ッカロは、 「水平的調整」 イタリアとアイルランド が、 そして労使内部 の事例を引照 (とりわけ労組内部) 心しながら、 そうしたコー では - ディネ 垂直 的

政権 協調の成否をめぐって、まずは古典的コーポラティズムの論理に従って、政府介入による職能団体の包摂・統合と、 次元としてのコーポラティズムを必ずしも(機能的に)要請しているわけではないとみなしている。 り、 集権性とは関係なく、 少 が 職能団体の組織間関係の調整とが問われることになったが、この点にかんしては見解が大きく分かれているといえる。 、数派政権の場合、 行われるとしたうえで、 第二に、 政府こそ政策協調に向かうとする説を提示した。この点についてS・アヴダジックは、 !の形態についていえば、イタリアやアイルランドなどの事例研究をもとにして、バッカロらは、 両次元を区別する必要性を強調する。そして政策協調としてのコーポラティズムは、 政策協調を行う政権のあり方に焦点があてられた。 議会での基盤が弱いので、 政策協調に向かう誘因がはたらくとみている。そして前述のように、 政策協調の次元は、 議会外での支持を調達せざるをえなくなり、 この組織間調整 とくに問題になったのは、 (コーディネー ション) の次元とは 政権の形態と党派性である。 後者のコー 中位レベルの労組集権化 したがって、 選挙による支持が脆弱な 明 このように政策 少数派政権など 確に異なって ディネー 労組 位がその

て選挙で支持を得る契機として政策協調を積極的に推進し、反対派を取り込んで社会協定等の締結にこぎつけようと も展開された。 つの方法として社会協定を活用する点が示唆された。 つかの事例研究でも指摘され 第三に、それに加えて、 とりわけ政府が、 政策協調や社会協定が、 選挙での支持の獲得や、 政権の党派性だけなく、 また、 経済問題の妥当性にかんして有権者間の認識 逆に、 政府が、 選挙とも密接に関連しているとい 有権者のあいだで不人気な政策に対し や理解を促す

)党派性と相関関係にあることも析出された。

重要性を踏まえて、

それと弱い政府の組み合わせは政策協調に向かうとした。さらに政策協調や社会協定が、

左翼

この政治的左翼が社会協定をヨリ指向する傾向にあるという点は、

団である職能団

体の代表とを接合する試みでもあり、

とりわけ比例代表制の選択は、

少

数者の保護だけでなく、

も指摘されてきた。

これらの諸点をみると、

政策協調は、

たんに政権の党派性

(左翼政党)

だけでなく、

連合政治

権

多党制

比例 代表 なされた。 する場合もある。 いずれにしても、そうした社会協定は、 政党政治のあり方と切り離して考えることができな

標として選挙・議会の両面での有効政党数が取り上げられ、 第四に、こうして政党政治との関連性についても検討されることになった。そして、 多党制と社会協定との正の関係も示唆された。 この政党間の競合度を示す指

近い 敷衍された。 第五に、さらに、そうした議論は、 場合には、 政策協調としてのコーポラティズムは、二大政党ブロックといったマジョリタリアン・ その 1 ポラティズム度を低下させ、 政党システムを規定する選挙制度とどのような関係にあるのかという問題 逆に、 連合政権や比例代表制とのあいだには親 和性があること デモクラシー へと

制という「権力分有型」 推測される。 また、 | の「コンセンサス・モデル」(レイプハルト)における政治制度間の系列とも相互補完性をも それと同時に、 コー ポラティズム体制の確立こそ、 地域基盤 の議会制と、 有力な利

てくるところがある(88) 者階級や社会主義政党の体制内への包摂という戦略的意図があったとするP・カッツェ ンスタインの議論とも重なっ

第四節 政策の定式化 と執行の不均

既述のように、 旧来のコー ポラティズム論でも、 政策形成の制度化の具体的な形態として、 審議会や各種委員会な

参加 ター 化 たも どの政労使の三者協議機関の存在は注視されてきた。 のは入力局 は総数としてどの程度あり、 論点を経験的に明らかにしたという意味ではひとつの画期をなすものである。 0 が 政策参加 あ だにもたらす緊張関係を指摘した。 るのではな Þ 流 のともいえる。 実際 ・政府の協議機関のあり方が、 の社会コーポラティズム論における利益代表の側面 面かあるいは出力局面なのか、 のところ、 についての実証的な研究であると同時に、 V かという論点が提起された。これは、 とりわけ、 政策形成の両局面でその比重が異なっているのかどうか、 それは歴史的にどのような変遷を辿ってきたのか、そして、 政府内部の協議機関を事例として、その政策過程の立案と実施の両局面の差異とい 政策の定式化(入力)と執行・実施 さらに近年、 あるい は両者が異なった歴史的径路を辿るのかどうかは、 この両者を総合的に把握したうえで、 その「行政コーポラティズム」 また前章で「行政コーポラティズム」 古典的なコーポラティズム論における政労使三者協 (入力局面) の偏重と、 (出力) というのも、 もし異なる場合、 の両局面のあいだではズレや不均 それが政策執行 論の観点をより精緻に発展させ そのような政策参加 政策協調過程に を論じた際に、 政府内部 その比重が の出力局 政策協調に の三者協調 お 議機関 け 面 シ 大 Ś 0) بح ユ お 0 ₹ け あ 'n

員会」 執行の両方ない る北欧三カ国の政策形成過程において、 そして前者の政策定式化にかかわるコーポラティズムを、 M そこでの利益集団代表の参加のあり方に着目する。 クリスチャンセンらは、 しいずれ かー 方に、 デンマーク、 組織的諸利益が特権的かつ制度化されたかたちで統合され 政府が法に基づいてフォーマルに設置し、 ノルウェー、 政策内容の決定の事前の予備協議という意味での「事 か スウェーデンというコー れらは、 コーポラティズムを そのメンバーを任命する種々 ポラティズムの典型例 ていること 「公共政策の定式化と とされ 0

る入力・出

力の不均等発展や正統性の問題等々にまで敷衍されるからである。

その

調査結果について考察をしていく(図表5-

1と5-2を参照)。

員会数とそこにおける利益集団代表の参加度を調査した。 者を明確に区別する。そして一九六○年代から二○○五年までの政府設置の 政策執行に かか かわるものを「執行コーポラティズム(imprementation corporatism)」 (preparation corporatism)」あるい 「事前型」と ない 「執行型」のそれぞれの し「執行型」として、 両

はより直截的にいえば

「立案コーポラティズム」とし、

前

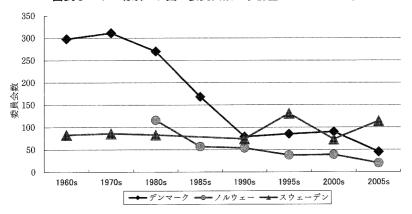
コ

ポ

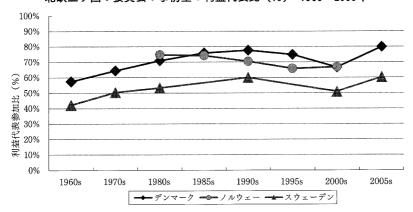
ラティズム

ぞれ 前 た利益集団へと拡張されている点である。これは、 おかなければならない。 (8) れ いることにも注意する必要がある。 者が 内部 5 が 0) れらの調査の特徴としては、 政策参 政策 政策内容を等価なものとみなしており、 組織 の定式化 加 間関係やコーディネーショ 0) 「機会」を含意し、 (入力局面) 第二に、 第一に、 政策参加の主体にかんして、 と執行・ 第三に、 後者は政策協調におけるプレゼンスを示唆しているともいえる。 ンの 実施 政策領域にかんして、 委員会数と参加度の双方に着目したことは、 問題は不問に付されており、 したがって、 (出力局面) 旧来の労組偏重を免れているといえるが、しかし、 政策領域の質的な軽 とを峻別した点を重視し、 その利益代表は労組だけでなく、 政策範囲を網羅的に調査しているだけでなく、 各職能代表もまた等価なものとみなされて 重を考慮していない点には留意して 両者の均衡という観点から、 職能代表にとってみれ 広く職能団体を含め 当該利益代表 本稿では、 それ

図表5-1 北欧三ヶ国:委員会数:事前型:1960-2005年



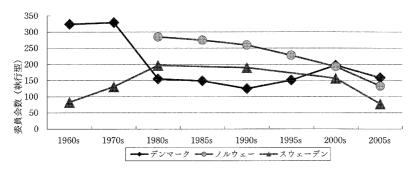
北欧三ヶ国:委員会:事前型:利益代表比(%):1960-2005年



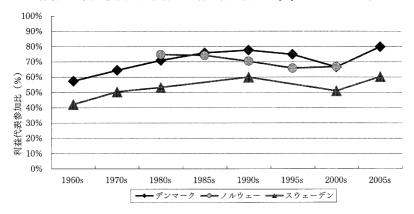
(出典) Peter Munk Chrsitiansen et. al.,

"Varieties of Democracy: Interest Groups and Corporatist Committees in Scandinavian Policy Making," *Voluntas*, Vol. 21, 2010, Table 1 (p. 31) および Table 2 (p. 32), より作成。 <付録図表>も参照。

図表5-2 北欧三ヶ国 委員会数:執行型:1960-2005年



北欧三ヶ国 委員会:執行型:利益代表参加比(%):1960-2005年



(出典) Peter Munk Chrsitiansen et. al.,

"Varieties of Democracy: Interest Groups and Corporatist Committees in Scandinavian Policy Making," *Voluntas,* Vol. 21, 2010, Table 1 (p. 31) および Table 2 (p. 32), より作成。 <付録図表>も参照。

(A)「立案コーポラティズム」―事前型――政策の定式化―入力局面

(A—一) 委員会数

フォーマルな「委員会」自体が減少していることは、少なくとも政府による職能代表の包摂の必要性が低下している 年に増加したことを除くと、長期的には低落傾向にあることを示唆している。このように政府がメンバーを任命する 年では、それぞれ、一五六、六九、八五、六七、六○と推移している。これは、九○年代前後に急速に減少し、そして九五 第一に、委員会の数の面について三カ国の全体平均でみると、一九八○年、九○年、九五年、二○○○年、二○○五

門分化が進行し非選出部門が台頭したと解釈するかどうかは、 検討が求められるであろう。 減していることは確かである。 あるいはそうした利益代表を排除しているか、いずれにしても政策の立案に際して、政府が社会からの入力を縮 もっとも、これを、 政府の形態にかかわりなく、 本稿の課題を超えており、 行政機関の知識集約的で閉鎖的な専 別のかたちでのより詳細な

以上、委員会数が多いことになる。 降しかないノルウェーの同時期と比べると、デンマーク一二三にたいしてノルウェー五四であり、デンマークは二倍 平均で五四であり、 六○─二○○五年の全体平均でデンマークは一六八、スウェーデンは九二、そしてノルウェーは八○─二○○五年の 第二に、この北欧の類似した強いコーポラティズム三カ国のあいだにも多様性がみられることは注目すべきである。 デンマークの委員会数は断然多く、スウェーデンの約一.八倍になる。そしてデータが八○年以

ノルウェ 第三に、この三カ国の委員会数の歴史的推移をみると、デンマークが八○年代に著しく減少しているのに対して、 ーは緩やかなかたちで低下していることがわかる。逆にスウェーデンでは、六○─九○年まで横ばいで、九五

るといえる。

年と二○○五年においては増加傾向を示している。 このように歴史的経路の点でも、 見類似した国 I の あ だの

(A—二) 政策参加度

を観察できる

り、 年、 次に参加率をみてみると、第一に、 九○年代後半から二○○○年代にかけてやや上昇基調にあるといえなくもないが、 九五年、二〇〇〇年、二〇〇五年の三カ国の平均は、それぞれ、 全体の平均でいえば、 ほぼ横ばいといってもよいであろう。一九八○年、 四九%、 四九%、 ほぼ五○%前後で推移して 四五%、四九%、 五三%であ

年代になって再び上昇する傾向がみられた。 には三二%の参加率であったが、それ以降、 て、このようにデンマークとノルウェーでは、逆に政策参加率は急上昇し、九五年にいったん減少するものの二○○○ で推移し、九七年には七二%の参加率を記録している。交渉分権化等が多くの先進諸国で観察された八○年代にお とくに二○○五年には八七%の参加率であり、 第二に、ここでもまた各国間で参加率に顕著な差がみられる。デンマー この二ヶ国に比して、スウェーデンの参加率は非常に低く、 低落傾向にあり、 顕著な上昇をみせている。 九○年にはわずか八%である。その後九○年代にやや ノルウェーは、 クは、 常に五〇%から七〇%台で推移 八三年以降概ね六〇%前 一九六〇年

度化の定式化の局面では、 示唆されたが、 以上のように、 しかし、 政策の定式化の局面にかんしては、 政策参加度は全体としてはそれほど変化がみられず、 コーポラティズムが後退したとはけっしていえない。 利益代表の参加の 「政治的機会」 その限りでいえば、 むしろ、 が量的に減少していることが それよりも、 政策形成過程 見類似した

上昇基調に転じるが、それでも一一%から一五%程度である。

(B―一) 委員会数

らである。

国々の差異が発見されたことのほうが、 社会コーポラティズムと政策協調の両次元のズレ等を考えるうえで重要な示

(B)「執行コーポラティズム」――政策執行・実施―出力局|

唆を与えてくれるように思われる。

から独立している執行機関の委員会の数も含めている点である。それらをここで含めた理由は、 の全体をみているので、政権に左右されない独立系の委員会への政策参加を除外することは適当ではないと考えたか この執行型にかんして、データ面で注意しておかなければならないのは、 スウェーデンのケースでは、 本稿では、 政府や議会 政策過

れぞれ、二一二、一九二、一八二、一二三、となり、とくに二○○○年代に入って著しく減少している。 第二に、各国間のバラツキが顕著である。執行型で多いのは、今度はノルウェーであり、一九八○年から二○○五 第一に、委員会数では、北欧三カ国の全体平均でみると、一九八○年、九○年、二○○○年、二○○五年では、 そ

年の平均では、 なっている。 ノルウェーが二二九、デンマークとスウェーデンは同数で一五六である。ノルウェーは約一.四倍と

が、 がU字型のかたちをとるのに対して、スウェーデンは、八五年と九五年のデータが欠損しているものの、 第三に、歴史的な変遷をみると、ここでも多様性がみられる。一九六○─二○○五年の長期スパンでは、 九○年前後から減少傾向に転じている。そしてノルウェーは八○年─○五年で長期低落傾向にある。 ンプ型になっていることを推察させる。つまりスウェーデンでは、六○年から八○年にかけて増加傾向にあった 逆 山字型

ルウェ

両

国との差はより大きいものとなる。

(B—二) 政策参加E

二〇〇五年の三カ国の全体平均は、 第一に、 三カ国全体 の平均をみれば、 それぞれ、 ほぼ横ばいといってもよいであろう。一 六六%、 六九%、六一%、六七%であり、 九八〇年、 ほぼ六五%前後で推移して 九〇年、二〇〇〇年

年平均がそれぞれ、 いる。 きがある。 範囲に及んでいる点が指摘されている。この二ヶ国に対して、スウェーデンは、六○─二○○五年平均、八○─二○○五 数の回路を通じてのアドホックな政策参加がしばしばみられるのに対して、政策執行の局面では政策参加が極めて広 は七四%、 第二に、 このスウェーデンの数字には、既述のように、 参加率もまた各国間で差異がある。 ノルウェーは八○─二○○五年平均で六九%である。デンマークにかんしては、 五三%、 五六%であり、 デンマークとは約二○ポイント弱、 デンマークは六○一二○○五年の平均で七一%、 独立系の委員会を含めたものであるので、 ノルウェーとは一○ポイント弱 政策定式化の局 八〇-二〇〇五年で デンマークとノ 面 0

欧三カ国に関する限り、 デンは緩やかなハンプ型であるのに対して、八○─二○○五年のノルウェーは緩やかなU字型を看取できる。 たといえる。 三カ国とも二〇〇〇一〇五年にかけて、政策参加度が、 第三に、 歴史的な趨勢でも三カ国のあいだにバラツキがみられる。六○─二○○○年までのデンマークとスウェ このように政策執行の局| 政策形成の制度化の政策執行の局面では、 面でも、 見類似した国々の差異が発見されたこと、そして今世紀に入っての 上昇基調に転じている点では共通している。 そのコーポラティズム度は今世紀に入って高ま したがって、 北

社会コーポラティズムの低下と政策協調の上昇という両次元が異なる動向を示したことが観察された。

たのである。

かも、 ラティズム的側面を捨象して、 のフォー 以上のようにP・M・クリスチャンセンらの議論は、 その政策過程を入力局面と出力局面とに峻別し、 マルな制度に焦点をあてた。それは、 レームブルッフ流の政策形成過程の制度化の側面に着眼していることを意味する。 古典的なコーポラティズム概念におけるシュミッター流の社会 その区別にしたがって政府の委員会も両局面に分けて把握 政策の立案・実施の両局面について、 政策協調に おける政府 コー ポ

利益代表の参加 は 典的な意味でのコーポラティズム度もまた高まったことを示している。 の脱集権化=分権化に焦点をあてて「スウェーデン・モデルの危機」等を唱えた「社会コーポラティズム衰退論」 て政策参加度が上昇したことが索出された。これは、政策形成の制度化が今世紀に入って復権したことを含意し、 逆の傾向を示唆している。 観察結果をまとめると、 三カ国とも共通して、 の 「機会」 の縮小を示唆しているともいえる。 第一に、二〇〇〇-言い換えれば、 歴史的推移として政策立案・実施双方の委員会数が減少化の傾向を示し、 利益集団の断片化と政策協調の進化が併存する可能性をも示している。 −○五年にかけて、三カ国とも共通して、 また、それと同時に、 このことは、 政策執行への参加度のほうが政 同時期における北欧の賃金交渉 政策定式・執行の双方に それは お 古 ٧١

されたのである。 策執行ではデンマ 策定式への参加度を常に上回っていることも特徴としてあげられる。

北欧三カ国のあいだでさえも多様性があることが確認された。

かし、第三に、

1

クが、

その政策参加度が高く、

両局面においてスウェーデンは低位にあることもあらためて発見

政策定式化ではノルウェ

1

が、

政

策形成の型としてのコーポラティズム」を捉え返そうとしたのが、

第五節 政府の役割――政府戦略としてのコーポラティズム

政府の介入戦略としてのコーポラティズム

(五一一)

つつも、 の枠内にあるとみなすことができる。 員会を考察した議論等々を検討してきた。 これまで政労使のアクター間の相互作用として政策協調を把握し、 その本質において利益代表や政治的交換の論理から認識共同体 もちろん、従来のコーポラティズムと政策協調とは、 それらの論議は 「政策形成の型としてのコーポラティズム」 またその三者協調 の構築や相互主観性の生成 調整の制度的形態として委 形態的には同型性を帯び へと制 のパラダイム 度変化

あるいは政府の自律性や主体性について充分に配慮したとは言い難い。この政府の自律性の問題にいわば特化して し質的転換を遂げたとする議論も吟味した。 しかし、こうした議論は、 いずれも政労使三者のうち政府 の主導的 一政

ک H を調整 のアプロー J ケマンの議論である。 ウ 規制する政治戦略と規定する。 Ŕ チを採る。 ルデンド ープは、 彼は、 政府をひとつの自律したアクターとして捉え、 コーポラティズをひとつのシステムや構造として捉える見方を否定し、 とりわけ彼が焦点をあてるのは、 所得政策をめぐる紛争規制であり、 コーポラティズムとは、 政府が社会紛争 アクタ ì その 指 向型

(五-二)先行研究との関連

政策をめぐる政府の介入戦略を実証的に分析していく。

の介入戦略としてのコーポラティズムがオランダでどのように展開されているのかである。

そして各年次の所得

政府

まずは従来のコーポラティズム論議と関連づけながら、 か れ らの議論の特徴をあげていくと、 第 に 上記 の規定

最後の五番目に取り上げるJ・ウォルデンド

重要性をあらためて強調している。

て のかという観点から、 そして政府の側に視点を移して国家の自律性を問題にしている。 か るのかという意味での組織構造としてコーポラティズムを把握する見解 明らかなように、 Ó 側に視点を変換させて、社会領域への政府の主体的関与にコーポラティズムを特化させ、 利益代表と政府当局との相互交渉とその制度化に焦点をあてた社会コーポラティズム論に対し 社会レベルで利益集団の組織化・集権化など組織間関係の編成がどのような布置構造を示して すなわち、 (社会コーポラティズム論) 社会の代表が国家にどのように参画する 政府介入の観点 を斥けてい

を図ってい 体性を主題としているわけでもない。 代表の参加に伴う労使の優位性等に着目しているのでもなければ、 政府の主体性を重視し、政治主体の転換を徹底化した。 むしろ独立したアクターとして政府を措定し、 従来のように政労使の三者協調における職能団体 そうした政策協調における権力分有とその 権力主体を純化し、 その明確化 互

というアクター トを文字通りいったん括弧に入れて、自立した行為主体としての政府が、 政策協調 の戦略的行為に焦点をあてていることである。 の制度編制としてコーポラティズムを捉える見地にも懐疑的であり、 労使間関係をどのように規制していくの むしろ、 制度的 コ ンテクス

制度がどのような仕方でアクター自身の選択に影響を及ぼすのかというミクロ的基礎付けの問題については、 \ \ n ば、 ウォ たがって、 歴史的制度論は、 ルデンドープは、 こうした見地にたてば、 F 経路依存性や制度遺産を強調するが、 シャルプの議論を援用しつつ、とくに歴史的制度論に疑問を投げかける。 新制度論とくに歴史的制度論に対しても否定的になるのも意外なことではな 独自の方法論的視座をもってはいない。 シャ ルブに

ある論

ょ

者は、 その 極めて曖昧だからである。 基礎付 け Ė 合理 的 選択 の仮定を立て、 また別 の論者 は 社会的 構築主義的 な解釈論を展開

た具合に、

を与えるも しているのか、 そもそも新制度論は、 新制 間 |度編成を重視する点では一致していたといえる。 0) 度論 相 のなのかが判然としてはいなかったとされる。⑭ 互行為に焦点をあてて説明する は あるいは、 制度が政策の定式化(入力局面) 多様な潮流があるにせよ、 政策結果への効果を追求しているのかに応じて異なる方向性をもつことになる。 「原子論的」 の原因 公共政策についていえば、 な見方に対抗し、 しかし、 なの したがって新制度論は、 か、 問題なのは、 それとも政策 政労使三者協議機関など、 制度と政策とのあいだの関 政策に関 0 湯結 政策の発生的契機を解明 わる 出 個 力と結果 別アクター Ó 政策過程を取 局 と当 係 面 に 該 12 か んし 影響 アク

が 0 期待されてい 研究の方向が分岐するとする。 さらに、 政策分析 る争点領域に注目し、 も 当事者間 すなわち、 の相互行為を対象とするのか、 そうした問題に対する政策対応の有効性に力点を置く見方が 政策を政策決定者間の相互行為として捉える見方と、 それとも問題解決に照準をあてるのかによって、 がある。 政策によって解決

政策結果についても論及する。 主導する行為主体として政府を設定するが、 こうして第四に、 政策の立案 (入力) 新制度論の問題点と政策分析の方向性の両者を踏まえて、 と政策執行 こうしてかれは、 (出力) しかしアクター における政府の戦 政府の介入戦略にかんして、 結果としてのコーポラティズムにも着目したのである。 (®) 間 の相互行為でなく、 、略的行為を類型化し、 J 所得政策を対象とした問題志向型アプ 問題指向 ウォルデンドー さらに両者のギャ 的 な観点に立つ。 ープは、 政策過 ップとして そのう

口

チをとり、

政策定式化の局面と執行局面だけでなく、

(五一三) オランダ型コーポラティズム

ダ・モデルにかんして、それが、とくに八二年末のワセナール協定以降の労使の社会パートナー 定・否定の両者の主要な論調を述べるに留めておくことにしたい。 は、 を批判している。 つの決定的な事例とみなし、「ポルダーモデル」や「競争的コーポラティズム」 このように政府戦略のとしてのコーポラティズムという観点を重視するウォルデンドープとケマンは、 その適否を判断する能力をもちあわせていないことに加えて、 このワセナール協定以後のオランダ・モデルをめぐる評価にかんしては賛否両論があるが、ここで 行論上、その評価をするところでもない 等々さまざま名称で呼ばれるオラン シップを強調する点 オランダを ので、

あ る。 。 間 といった ダ 論がある。 政策転換を奏功させ、 ど対外的な社会変動に適応して、 の引き下げや、 の場合、 の まず肯定的な評価としては、 力関係におい 他方、 「競争的コーポラティズム」にとって必要な政治的条件を備えているとはいえず、 高 これは、 否定的な評価の一例をあげると、 い社会的信頼、 最低賃金の凍結による賃金格差の拡大や、 て労働者の ネオ・リベラル型の多元主義への代案的モデルを提起としたものとして受け止められたものでも 雇用の増加や経済成長などで良好な経済実績をもたらしたとする「オランダの奇跡」という議 言説的実践型の紛争解決、 劣位が顕著で、 政労使の三者協調体制の確立により、 所得政策や雇用政策 経営側が たとえばU・ベッカーは次のように主張している。 へゲモニーを掌握しており、 (フレキシュリティ)や福祉政策など重要な政策領域におい 妥協の規範、 パ ートタイム労働など雇用の不安定などの経済問題をもた 経済競争のグ プレイヤー間の共通認識に向けての積極 D 結果的には、 1 バ jν とりわけ政策協調 化やE 近隣窮乏化的 すなわち、 ũ ŏ 通 貨統 の三者 オラン 的 関与

組織間

Þ

組織内調整については、

とが重要である点も示唆された。

さらに、

そのような労使間および労使内部の組織間関係

ディネー

ションを遂行できるこ

Ó

調整が、

それだけとどま

らず、

政府-

職能代表間

1の組織間関係にも拡張されて、

いわばネット

ワーク型のガバナンスが展開されることもまた

率の 題が ことが重要である点を指摘した。 は、 要因として、 をめぐる論点に議論を絞って同モデルに言及することにとどめたい。 ここでは、 賃金抑制と雇用 低下や団体交渉の分権化などが観察されてきた。(原) 論点として浮上したことである。 既 団体交渉や政策過程において労使代表がどれほど調整能力をもっているかがあげられた。(※) 述のように、 の柔軟化をめぐって、 そうしたオランダ・モデル とくに、 労使の頂上団体が、 社会コーポラティズム的視点からすると、 労組-そうした賃金政策や雇用政策 経営者団体間と労組内部の双方のコーディネー しかし、 の成果をめぐる判断 国家の後見が無くてもコー オランダの奇跡をめぐって、 まず第一に、 12 かか んしては、 0 適否よりも、 明らかに、 組織間のコーディネー 政労使の三者協調の決定的 む たとえば前述 オランダでは労 ショ 1 ン そして、 が ポ 円滑に つのヴ ラテ シ 組 \exists ィ 0) ン 進 セ 組 0 打 間 ル 織

しろ

1

ズ

A

既述 に向 決定的とみなされた。 的特徴を備えた合意指向型コー ける政策協調 の けてのプラグマティックな協調行動が歴史的に遺産として継承されている点を主張する。(『) 政策協調の重要性が オランダを 0 存在 が 強調される。 「競争的 ポラティズムとみなし、そして少数派ブロックへの寛容や、 あげられる。 コー たとえばW ポ ラテ イズ この議論では、 کے キッカー の典型例とみなしているが、 トは、 政労使の三者協調だけでなく、 オランダを「コンセンサス・デモクラシー」 たとえば縮減型の コンセンサス(全会 広く国家 る。 **3** またM・ 福 -社会関係 祉 口 l 政策 デスは 0 K 制 お

策内容を転換し社会変動に適応する過程において

「政策協調

が重要である点を指摘してい

このように

コ

ポ ラ

ティズム型の政策協調を通じてオランダの福祉国家が再編されることに着目する論者は決して少なくな デンドー 社会中心的コー 府の主導によって国家後見型の協調体制 労使の社会パートナーシップが制度的に弱体であり、 心的な伝統的なコー そのことが 例にあげて政府が主導性を発揮して、政労使間の協調体制の維持だけでなく、経済情勢の変化への政策適応に奏功し、 の多くが、 れた中心」として「国家」の問題をあらためて俎上にのせたA・ヘルメルジャックらは、 ンセンテンティヴの提供者として、 への国家の関与は周辺的なものにすぎないか、 にかんして、 「競争的 そして、 経済社会への規制や介入において政府が果たす積極的役割を軽視している点を批判し、そしてオランダを 「オランダの奇跡」 ポラティズムでは、 M・ローデスは、 とくに重要視されてきたのが政府の主導性の観点である。 ポラティズム」 ポラティズム観とは異なっていることを指摘したうえで、社会中心的コーポラティズムと比べ 政府の戦略的介入を主題としている点で、この政府の主導性に着目する議論の系譜に属すると と呼ばれたた大きな一因である点を力説した。 は、 競争的コーポラティズムは、 より積極的な役割を果たしているとみなされた。 労使双方の組織化・集中化 国家の存在はより強固であり、 (concertation) あるいは非介入的な場合もあったのに対して、この社会協定を中心 協議体制から離脱する退出コストはより低いので、ここに、 が強固化される制度的根拠があるとした。こうして北欧型 ・集権化の度合が高いので、 社会協定の存在そのものが、 政府は、 また、 コーポラティズム論における 強制力の担い手として、 前述の そして、 従来のコーポラティズム論 中央レベルでの賃金交渉 「競争的 従来の北欧型の社会中 以下で検討するウォ コー ポラティズ は

いえる。

次に、

その分析枠組とその分析結果についてみてみよう。

政 0

(五-四)分析枠組と観察結果

(五-四-一) 政策定式化(入力) と執行 (出力) の局面の分離と政策結果

かれらは、政策過程を形成と執行とに分け、

その両局面

の関連についても考慮にいれて、

政府戦略を次の四

分類している。

- (X) 政府戦略の基準
- (Ⅰ) 受動戦略 政府は政策形成において受動的であり、労使間の交渉へのいかなる介入も控える。 執行面でも、

そうした労使交渉の結果に介入することはない。

- しないし、 (Ⅱ) 協調戦略 また、 交渉の結果の趨勢に抗して介入することもしない。 政策形成面で政府は労使間の交渉を促進するために介入するが、 執行面では、
- 割増や給付にかんする独自の政策提言をもって介入するが、 入の狙いは、 の当事者間の合意を促進することである。 (Ⅲ) 適合戦略 政労使の三者すべてが潜在的に適応可能なひとつの政策パッケージを定式化することによって、 政府は形成面で労使間交渉にかんして独自の政策提言をおこない積極的に介入する。 また執行面では、 政府は、 しかし、 それは、 交渉結果にたいして、 政労使間の交渉結果に反してまで介入 賃金 租 税 ·社会保障 政労使 政府や 介
- ては、 そのアジェンダを受け入れることを強制される。 <u>IV</u> 独自の政策を執行し、 誘導戦略 形成面では、 労使の社会パ 政府がまず独自のアジェンダ設定をおこなう。 ۱ ۱ ナーの議題設定ないし交渉の結果について、尊重しない場合も多い。 政府は、 基本的には、 賃金・租税・社会保障の割増や給付にかんし 労使双方は、 所得政策 の基盤として

するということではない。

交渉の結果に介入

は形成・執行の両面にわたっている。

もあるという点にある。換言すれば、(Ⅱ)は交渉のアリーナの設定という政府介入であり、(Ⅲ)は、 式にかんして独自の政策提言をもって積極的に介入し、また執行面でも、交渉結果にたいして積極的に介入すること とはするが、 ポラティズムの典型は、(Ⅱ)と(Ⅲ)であるが、両者の違いは、(Ⅱ)の場合、 しかし所得政策の定式と執行は概ね労使に委ねているのに対して、(Ⅲ) 政府は、 の場合、 政府は、 労使交渉を促進しよう 政策の立案と実 所得政策の定

(五-四-二)アジェンダの共有——認識の共有

施の両面にわたり、

交渉の内容への関与をともなう、より積極的な政府介入といえる。

以下の三つの類型をあげる。 野に入れたものになっている。こうしてウォルデンドープらは、アジェンダをめぐる労使間の認識の共有の型として、 政策の定式化だけでなく執行の局面にも適用され、 の共有は、前述のコンプストンやメンツらの政策協調論の構成理論と重なる部分が多いといえる。 さらに、もう一つの基準として、(Y)労使間のアジェンダ=議題設定の共有と対立が設定される。 さらには、 政策結果としてのコーポラティズムという局面をも視 しかも、 このアジェンダ それは

(Y)アジェンダの共有について

合意の余地が少ない場合。

- (A) 対立型 労使間のアジェンダが異なり、共通の土俵にたつことが非常に少なく、 紛争が生じやすく、そして
- んしては、その力点に違いがみられる場合。この場合、 (B) 交渉型 労使間のアジェンダが同じであり同一の問題関心を共有しているが、 交渉が難航しデッドロックに陥ることもあるが、 両者の望む解決策や政策にか 交渉からの

離脱を避ける。 「均衡点」 が存在することを示している。 結果的には、 協約等の合意にいたるのは困難であることも多いが、 しかし、 合意の可能性

の

策についても、 $\widehat{\mathbb{C}}$ 問題解決型 共通の土俵がある場合。 労使間のアジェンダが同じであり同一の問題関心を共有しているだけでなく、 政治的交換による妥協や協約などの合意に向かう可能性が 高 その解決策や政

(五-四-三)指標化

の際、 て、 けでなく、政策過程の定式化(入力) 標化している点である。この二つの時期を設定したのは、 戦略を経て③政策結果の局面という三つの局面を想定して、 容という二つの観点を組み合わせたかたちで、一九六五─二○○○年までのオランダの所得政策が指標化される。 こうして上記のような凶政策の定式化という入力局面と政策執行の局 とくに終結時のコーポラティズム指標は、 留意すべきは、第一に、各年度について①政策定式化の局面(入力局面)における戦略と、 の局面と、 政策執行の過程での政府戦略の変化の反映でもあり、 その執行 交渉の過程で政府戦略の変化があることを想定しているだ (出力) その開始時期と終結時期の二つの の局面との差異にも着目するためでもある。 面の区別と、 (Y) 労使間 1 この間 ②その執行局 E題認識 ポラティズ 政策結果として 共有や受 ムを指 面 0

のようにして二つの軸をくみあわせると合計一二(四*三) のパタンが考えられる。そこで本稿では、 のコーポラティズムとして捉えることもできる。

点′(Ⅱ)三点′(Ⅲ) 両者を掛け合わせて点数化を試みたうえで、 四点、(Ⅳ) 二点) と、 政府介入や政府の主導性を重視した②政府主導型((Ⅰ) 一点、(Ⅱ) 二 さらに、 それを、 上記の観点を踏襲した①パートナーシップ型((Ⅰ)

点、(Ⅲ)三点、(Ⅳ)

四点)

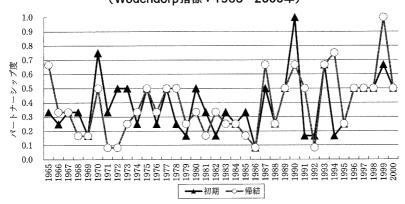
の二種類に分け、

それぞれ点数化した

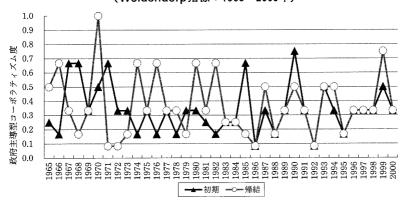
(付録図表

6を参照)。

図表 6 - 1 オランダ: パートナーシップ型コーポラティズム度 (Wodendorp指標: 1965-2000年)



図表6-2 オランダ: 政府主導型コーポラティズム度 (Woldendorp指標: 1965-2000年)



(出典) Jaap Woldendorp and Hans Keman, "The Polder Model Reviewed: Dutch Corporatism," *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 28, 2007, pp. 341-342 (Table A1), より筆者が算出。また<付録図表>も参照。

第三に、

帰結時

の

1

ポラティズム度は、

八〇年の代前半には、

低下するものの、

それ以降は上昇基調

に転

じ

以 0

何よりも、

八二年のワセナール合意前後

○・二五である。

五 四 ١ 四 観察 結

①パートナ

結果的には、 まず第一に、 六○年代後半よりも低下している。 第一次石油危機を含む七○年代前半には、 このことは政府の政策執行における協調! 開始期のコーポラティズム度が、 行動が、 帰結時においては低落し、 当初 の開始期に比

ム度は、 第二に、八〇年代前半までは、 第二次石油危機を含んだ七○年代後半には上昇し、 開始時期のコー ポラティズム度は低落傾向 開始時のそれを上回ってい にある。 逆 る。 に 帰結時 このことは政 め コ 府の政策 ポラテ イ ズ

総じて不調に終わったことを示唆している。

行における協調戦略が、 当初の開始期に比べ、総じて積極的であったことを推察させる。

年は、 八〇年代前半には、 後八○年代後半から九○年代末まで増加している。ここで着目すべきは、 開始時○・一七、 コー 帰結時○・三三,八三年は、 ポラティズム度は、 開始期と帰結時もともに低下していることである。 開始時○・三三と帰結時○・二五、八四年は、 開始時と帰結時ともに 試算によれば、

五に、 二八対〇·四五)、 第四に、 九〇年代後半には、 九〇年代前半には、 政府戦略の執行過程でパートナーシップの度合いが高まったことを示唆している。 開始期と帰結時のコーポラティズム度は著しく上昇している。 開始時期に対して、 終結時期には、 コー ポ ・ラテ ィズム度が大幅に上 П これに対して第 っており

- 233 -

②政府主導型

まず第一に、 六○年代後半に比べて第一次石油危機を挟んだ七○年代前半のほうが、 開始 終結時のいずれのコー

ポラティズム度も大幅に低落している。

逆に、 ている(試算によれば、○・二七対○・四三)。このことは、 第二に、開始時のコーポラティズム度をみると、それは、第二次石油危機後の七○年代末まで下降し続けている。 終結時のコーポラティズム度は、この七〇年代末に急速に高まり、 政府の戦略が政策執行過程で主導性を発揮したことを示唆 開始時のコーポラティズム度を大幅に上

第三に、八○年代に入って開始時のコーポラティズム度は緩やかな上昇基調に転じているが、

している。

結時の双方のコーポラティズム度は著しく上昇している。 代後半のそれに比べて低く、九○年代前半まで、 している。それに対して八二年のワセナール合意前後の八○年代前半には、 ほぼ横ばいである。 そして第四に、 終結時のコーポラティズム度は、 九〇年代後半には、 九〇年代にやや低下 開始期と帰 七〇年

(五-五) 小括

始時に比べ大幅に低落したのに対して、九○年代前半には、 ナーシップ型では七○年代前半と九○年代前半にみられた。七○年代前半の場合、 第一に、開始時と終結時との両コーポラティズム度のあいだにはギャップがみられたことである。 そのギャップは七○年代後半にみられ、終結時のそれが開始時に比べ著しく向上した。 逆に、 終結時のそれが開始時に比べ著しく上昇した。 終結時のコーポラティズム度が それは、 パ 1

いずれの型も、九〇年代後半に、著しくコーポラティズム度を上昇させた点である。一九九五年以前には、

なっていない点もまた課題として残るであろう。

政府関与は三〇年で一一回、三六・七%であったが、 九五年以降、九六―二〇〇〇年には。 五三―六〇%で推移してい

こうして第三に、 九〇年代後半の社会主義政党が主導する政権において、 政府戦略としての

る。

制度 え、 そうしたアクターとしての政府が、 枠組として考えた場合、 ンダ・モデルにかんして、労働党を中心とする連立政権の誕生がしばしば重視される所以でもある。図 ついて詳細に記述し、 0 以上、 政 程度を高めたことになり、 そして政府介入におけるアクターとしての政府が政策過程の入力― |結果としてのコーポラティズム| 府がもつ党派性がその政策スタイルにも影響を及ぼしている点が事例研究を通じて折出されたとい の視点、 ウォルデンド とりわけ政府介入が労使の組織間関係のどのレベルまで拘束するのかという 多くの経験的結果を索出し、 ープらの議論を検討してきたが、 政府介入の制度的側面が捨象されている。 政策協調における政府の党派性 政策協調におい の議論の対象から外 て戦略を展開する「政治アリーナ」 政策協調 かれらは、 れている。 0 の重要性が示唆されたといえる。 議論に示唆を与えたといえる。 たとえば、 自律した政府の戦略としてコーポラティズ さらに、 出力局面において展開する行動とその帰結 政府の党派性の重要性は析出されたが 政府介入の の制度的基盤が検討対象とは 一ゲー 「適用範囲 ショー しかし、 戦略行為 ムのル ポラティズ 分析的 えよう。 Ó ールとして 主体 などの観点 ムはそ な理 4 を オラ 抳

注

- (一)Gerhard Lehmbruch, "Liberal Corporatism and Party Government," *Comparative Political Studies*, Vol. 10, 1977, pp. 91-126. [ちゃくん 定監訳・高橋進・辻中豊・坪郷実訳) 『現代コーポラティズム(I)―― ト・レームブルッフ(高橋進訳)「リベラル・コーポラティズムと政党政治」P・C・シュミッター/G・レームブルッフ編) 151頁] ―団体統合主義の政治とその理論』木鐸社、1984年、
- (\propto) Alan Siaroff, "Corporatism in 24 Industrial Democracies: Meaning and Measurement," European Journal of Political Research, Vol. 36 1999, pp. 175-205, esp., pp, 190-194
- 3 (4) Alessandro Pizzorno, "Political Exchange and Collective Identity in Industrial Conflict," in Colin Crouch and Alessandro Pizzorno (eds.) なお、このピッツオルノの「政治的交換」論については、真柄秀子『西欧デモクラシーの挑戦』早稲田大学出版部、一九九二年、 The Resurgence of Class Conflict in Western Europe since 1968, Vol.2: Comparative Analysis (London: Macmillan, 1978), pp. 277-298
- 5 適用範囲については以下を参照。Franz Traxler, Sabine Blaschke, and Bernhard Kittel, *National Labour Relations in Internationalized* 照 下步参照。Franz Traxler, "The State in Industrial Relations: A Cross-National Analysis of Developments and Socioeconomic Effects," るが、政府介入の一環として、政府によるフォーマルなルールに基づいた統治可能性(legally-based governability)])については以 "Collective Bargaining: Levels and Coverage," *OECD Employment Outlook 1994* (Paris: OECD, 1994), pp. 167-191. また第四章で言及す Markets: A Comparative Study of Institutions, Change, and Performance (Oxford: Oxford University Press, 2001), pp. 195-210; idem.,

European Journal of Political Research, Vol. 36, 1999, pp. 55-85. esp., p. 77.

(Φ) Alan Siaroff, "Corporatism in 24 Industrial Democracies," pp, 190-194

- (7) *Ibid*
- (8)このポルダー・モデルについては後述するが、たとえば以下を参照。水島治郎『反転する福祉国家 Economy 1983-2004 in Critical Examination," Journal of European Public Policy, Vol. 12, 2005, pp. 1078-1102 波書店、二〇一二年)、第二章。また以下も参照。Uwe Becker, "An Examination of Competitive Corporatism? The Dutch Political -オランダモデルの光と影』(岩
- (の) 以下を参照。Frank L. Wilson, *Interest Group Politics in France* (Cambridge: Cambridge University Press, 1987); John T. S. Keeler, Politics of Neocorporatism in France: Farmers, the State, and Agricultural Policy-Making in the Fifth Republic (London: Oxford University
- (1)たとえば以下を参照。David Held and Joel Krieger, "Theories of the State: Some Competing Claims," in Stephan Bornstein, David Held & Unwin; Center for European Studies, Harvard University, 1984), pp. 1-20 and Joel Krieger (eds.), The State in Capitalist Europe: Casebook Series on European Politics and Society, No.3 (Winchester: George Allen
- 11 以下を参照。Franz Traxler, "Collective Bargaining: Levels and Coverage," pp. 167-191; Franz Traxler, Sabine Blaschke, and Bernhard 問題については以下を参照。Franz Traxler, "Collective Bargaining in the OECD: Developments, Preconditions and Effects," *European* Kittel, National Labour Relations in Internationalized Markets, pp. 195-210.また、団体協約の労働者全体への波及効果や拡張性という
- $\widehat{12}$ Fritz W. Sharpf, Crisis and Choice in European Social Democracy (Ithaca: Cornell University Press, 1991), pp. 169-201

Journal of Industrial Relations, Vol.4, 1998, pp. 207-226

(😭) Gary Marks, "Neocorporatism and Incomes Policy in Western Europe and North America, 1950-1980," Comparative Politics, Vol. 18.

- 1986, pp. 253-277
- (14) *Ibid.*.(15) *Ibid.*, pp. 261 and 266
- (😩) Hugh Compston, "Union Participation in Economic Policy Making in Scandinavia, 1970-1993," West European Politics, Vol. 18, 1995, pp. 98-115; idem., "Union Power, Policy Making, and Unemployment in Western Europe, 1972-1993," Comparative Political Studies, Vol.
- 30, 1997, pp. 732-751, esp., pp. 736-739. (드) *Ibid.*.
- $\stackrel{(\infty)}{=}$ Lane Kenworthy, "Corporatism and Unemployment in the 1980s and 1990s," American Sociological Review, Vol. 67, 2002, pp. 367-388. Journal of Sociology, Vol. 103, 1998, pp. 1631-1672. ここでのデータは以下を参照。http://www.u.arizona.edu/~lkenwor/asr02.htm Alexander Hicks and Lane Kenworthy, "Cooperation and Political Economic Performance in Affluent Democratic Capitalism," American
- (≌) Gary Marks, "Neocorporatism and Incomes Policy in Western Europe and North America, 1950-1980," pp. 253-277
- (줘) Hugh Compston, "Union Participation in Economic Policy Making in Scandinavia, 1970-1993," pp. 98-115; idem., "Union Power, Policy (20)この議論の系譜については、桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動-Making, and Unemployment in Western Europe, 1972-1993," pp. 736-739 ――制度と集合行動の比較政治学』東信堂、二〇〇二年
- (2) *Ibid.*
- Harold L. Wilensky and Lowell Turner, Democratic Corporatism and Policy Linkages: The Interdependence of Industrial, Labor-Market, Incomes, and Social Policies in Eight Countries (Berkeley: Institute of International Studies, University of California, Berkeley, 1987),

pp. 9-11, 17-23, and 48-51

24

Ibid

(25)この政策リンケージが政策ジレンマや政策のパラドックスを含む点にかんしては、 たとえば以下を参照。

Vincent Wright, "The

- Paradoxes of Administrative Reform," in Walter J. M. Kickert (ed.), Public Management and Administrative Reform in Western Europe (Cheltenham, UK: Edward Elgar, 1997), pp. 7-13
- (%) りの堪じついては、Bernard Ebbinghaus and Anke Hassel, "Striking Deals: Concertation in the Reform of Continental European Welfare States," Journal of European Public Policy, Vol. 7, 2000, pp. 44-62
- (37)このようなアメリカにおける積極主義的国家についてのより詳しい議論は、P・ピアソンの以下の論考を参照。Paul Pierson, "The Rise and Reconfiguration of Activist Government," in Paul Pierson and Theda Skocpol (eds.), The Transformation of American Politics Activist Government and the Rise of Conservatism (Princeton: Princeton University Press, 2007), pp. 19-38
- (%) Hugh Compston, "The Strange Persistence of Policy Concertation," in Stephan Berger and Hugh Compston (eds.), Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lesson for the 21st Century (Oxford: Berghahn Books, 2002), p. 4
- (29)こうした立場については以下を参照。Hugh Compston, "The Strange Persistence of Policy Concertation," pp. 1-16
- (🕱) Hugh Compston, "Policy Concertation in Western Europe: A Configurational Approach," in Stephan Berger and Hugh Compston (eds.), Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lesson for the 21st Century (Oxford: Berghahn Books, 2002), pp. 353-373
- 31 Georg Menz, "Revisiting the Configurational Theory of Policy Concertation: Analysing the Renaissance of Concertation in Westerr Europe," Perspectives on European Politics and Society, Vol. 12, 2011, pp. 180-196
- 32 Sabina Avdagic, "When Are Concerted Reforms Feasible? Explaining the Emergence of Social Pacts in Western Europe," Comparative

Political Studies, Vol. 43, no. 5, 2010, pp. 628-657. esp., p. 632

- (\Re) Georg Menz, "Revisiting the Configurational Theory of Policy Concertation," p. 181.
- (3) *Ibid.*.
- (35) *Ibid.*.
- (🛠) Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concertation in the Reform of the Welfare State," Transfer: European Review of Labour and Research, Vol. 5, 1999, pp. 64-81, esp., pp. 71-74.
- (云) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism: From Classical to Lean Patterns," European Journal of Political Research, Vol. 43 2004, pp. 571-598
- (38)この制度転用の問題を含めた制度変動の議論については取り敢えず以下を参照。Kathleen Thelen, "Institutional Change in Advanced Privatizing the Welfare State: The Hidden Politics of Social Policy Retrenchment in the United States," American Political Science Review Vol. 98, 2004, pp. 244-260, esp., p. 248 Political Economy," British Journal of Industrial Relations, Vol. 47, 2009, pp. 471-498; Jacob S. Hacker, "Privatizing Social Risk without
- (😤) Hugh Compston, "Beyond Corporatism: A Configurational Theory of Policy Concertation," European Journal of Political Research, Vol 42, 2003, pp. 787-809, esp., p. 791
- (4) *Ibid.*
- (氧) Hugh Compston, "Union Participation in Economic Policy Making in Scandinavia, 1970-1993," pp. 98-115; idena, "Union Power, Policy Making, and Unemployment in Western Europe, 1972-1993," pp. 736-739.
- (4) Hugh Compston, "Beyond Corporatism," p. 788.

- (3) *Ibid.*, p. 796
- (4) David Natali and Philippe Pochet, "Introduction: The Last Wave of Social Pacts in Europe: Problems, Actors and Institutions," in Philippe Evolution of Social Pacts in the EMU Era: What Type of Institutionalization?" European Journal of Industrial Relations, Vol. 15, no. 2 Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2010), p. 17. また以下も参照。David Natali and Philippe Pochet, "The Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), After the EURO and Enlargement: Social Pacts in the EU (Brussels: European Trade
- (4) Hugh Compston, "The Strange Persistence of Policy Concertation," pp. 1-16; idem., "Policy Concertation in Western Europe," pp. 353 2009, pp. 147-166, esp., pp. 148-149
- (46) たとえば以下を参照。Lucio Baccaro, "Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice," *Comparative Political Studies* 373 Western Europe," Comparative Political Studies, Vol. 43, no. 5, 2010, pp. 628-657 Vol. 41, 2008, pp. 1323-1348; Sabina Avdagic, "When Are Concerted Reforms Feasible? Explaining the Emergence of Social Pacts in
- (47) Hugh Compston, "The Strange Persistence of Policy Concertation," pp. 1-16; idem., "Policy Concertation in Western Europe," pp. 353
- 48 Franz Traxler, "National Pacts and Wage Regulation in Europe: A Comparative Analysis," in Giuseppe Fajertag and Philippe Poche (eds.), *Social Pacts in Europe: New Dynamics 2ed.* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européer (OSE), 2000), p. 40
- (氧) Hugh Compston, "The Politics of Policy Concertation in the 1990s," p. 313.
- (会) Stefan Berger, "Social Partnership 1880-1989: The Deep Historical Roots of Divergent Strategies," in Stephan Berger and Hugh Compston

- 335-352. Table 22. 2 (pp. 341-342) (eds.), Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lesson for the 21st Century (Oxford: Berghahn Books, 2002), pp.
- 51 オランダの政策協調型のコーポラティズムとその制度遺産については、たとえば以下を参照。Walter J. M. Kickert, "Beneath Consensual Societal and Historical Embeddedness of Dutch Corporatism," in Frans van Waarden and Gerhard Lehmbruch (eds.), Renegotiating the Corporatism: Traditions of Governance in the Netherlands," Public Administration, Vol. 81, 2003, pp. 119-140; Frans van Waarden, "The Welfare State: Flexible Adjustment through Corporatist Concertation (London: Routledge, 2003), pp. 70-96
- (E) Hugh Compston, "Beyond Corporatism," pp. 787-809
- (3) *Ibid.*, p.793.
- (点) Georg Menz, "Revisiting the Configurational Theory of Policy Concertation," pp. 180-196
- (台) Hugh Compston, "Beyond Corporatism," p. 793.
- (吳) Cf. Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism: From Classical to Lean Patterns," European Journal of Political Research, Vol. 43, 2004, pp. 571-598, esp., p. 573
- (钌)この「言説的制度論(discursive institutionalism)」については、以下を参照。Vivien A. Schmidt, "Taking Ideas and Discursive Seriously: 2010, pp. 1-25. ちなみに、この「言説的制度論(discursive institutionalism)」について、V・シュミットは、合理的選択派と歴史学 Explaining Change through Discursive Institutionalism as the Fourth 'New Institutionalism'," European Political Science Review, Vol. 2, 派と社会学派に続く「第四」の「新制度論」と規定し、そして両言説の相互作用が制度変動の契機となっている点を強調している。
- 58 なお、この言説制度論については、本稿ではより詳細に検討することはできないので、制度概念を「再考」するうえでも重要な問 題提起を孕んでいるという点を指摘するのにとどめておきたい。以下を参照。Vivien Schmidt, "Institutionalism," in Colin Hay, Michael

- Lister and David Marsh (eds.), *The State: Theories and Issues* (New York: Palgrave Macmillan, 2006), pp. 98-117
- (A) Georg Menz, "Revisiting the Configurational Theory of Policy Concertation," pp. 180-196
- 60 *Ibid.* この政策協調をめぐるドイツのセクターの自律性については以下も参照。Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of

Tripartite Concertation in the Reform of the Welfare State," pp. 76-77

- 61 Ibid. このフランスの政策協調にかんして、政権交代等による政府内部イデオロギー対立や利益集団の断片化についても指摘した論 考として以下も参照。Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concertation in the Reform of the Welfare State,"
- <u>62</u> たとえば、以下を参照。David Natali and Philippe Pochet, "The Evolution of Social Pacts in the EMU Era: What Type of Institutionalization?" (OSE), 2010), pp. 13-43 the EURO and Enlargement: Social Pacts in the EU (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Europeer Wave of Social Pacts in Europe: Problems, Actors and Institutions," in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), *After* European Journal of Industrial Relations, Vol. 15, no.2, 2009, pp. 147-166; David Natali and Philippe Pochet, "Introduction: The Las
- (3)この点を強調した代表的な論考として、たとえば以下を参照。David Natali and Philippe Pochet, "The Evolution of Social Pacts in the
- (4) *Ibid.*, pp. 182-183.

EMU Era," pp. 147-166

- 65 Georg Menz, "Revisiting the Configurational Theory of Policy Concertation," pp. 180-196
- (6) Ibid., p. 182
- (67) *Ibid.*

- 〈68)この点については、たとえば、イタリアやアイルランドを中心にしてその賃金交渉の制度変化を論じた以下の論考も参照。 D. Culpepper, "The Politics of Common Knowledge: Ideas and Institutional Change in Wage Bargaining," International Organization, Vol. 62, 2008, pp. 1-33
- <u>69</u> Georg Menz, "Revisiting the Configurational Theory of Policy Concertation," p.182
- 70 Ibid., pp. 180-196, esp., p.183

(云) Anke Hassel, "Policies and Politics in Social Pact in Europe," European Journal of Industrial Relations, Vol. 15, no. 1, 2009, pp. 7-26,

- (冗)*Ibid.*. また、この点にかんしては以下も参照。Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concertation in the Reform esp., p. 10.
- (云) Lucio Baccaro, "What is Alive and What is Dead in the Theory of Corporatism," British Journal of Industrial Relations, Vol. 41, 2003, (😤) Jelle Visser, "Two Cheers for Corporatism, One for the Market: Industrial Relations, Wage Moderation and Job Growth in the Netherlands," 下も併せて参照。Lucio Baccaro, "The Construction of 'Democratic' Corporatism in Italy," Politics and Society, Vol. 30. 2002, pp. 327 of the Welfare State," pp. 71-78 pp. 683-706. なお、この問題は第四章でより詳しく検討するつもりである。イタリアの事例についてのバッカロの議論については以 British Journal of Industrial Relations, Vol. 36, no. 2, 1998, pp. 269-292
- (전) Georg Menz, "Revisiting the Configurational Theory of Policy Concertation," p. 18
- Lucio Baccaro and Sang-Hoon Lim, "Social Pacts as Coalitions of Weak and Moderate: Ireland, Italy and South Korea in Comparative Perspective," European Journal of Industrial Relations, Vol. 13, no. 1, 2008, pp. 27-46.

82

- (云) Sabina Avdagic, "When Are Concerted Reforms Feasible? Explaining the Emergence of Social Pacts in Western Europe," Comparative Political Studies, Vol. 43, 2010, p.648
- (%) *Ibid.*, pp. 651-652
- (ᢓ) John S. Ahlquist, "Policy by Contract: Electoral Cycles, Parties and Social Pacts, 1974-2000," Journal of Politics, Vol. 72, 2010, pp. 572.
- $\widehat{80}$ たとえば以下を参照。Lucio Baccaro and Marco Simoni, "Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice," Comparative Political Studies, Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348
- (灵) John S. Ahlquist, "Policy by Contract," pp. 572-587.

Kerstin Hamann and John Kelly, "Party Politics and the Reemergence of Social Pacts in Western Europe," Comparative Political Studiesses Vol. 102, 2008, pp. 181-198 Party System and the Origins of Varieties of Coordination," World Politics, Vol. 63, 2011, pp. 78-114; idem., "The Origins of Coordinated テムとのあいだには関連性があり、その歴史的起源を一九世紀末に求めて、 and Edmund Heery (eds.), The SAGE Handbook of Industrial Relations (London: SAGE Publications, 2008), pp. 129-148; idem., Party, Capitalism: Business Organizations, Party Systems and State Structure in the Age of Innocence," American Political Science Review の経路依存性を問題にする論調がみられる。たとえば以下を参照。Cathie Jo Martin and Duane Swank, "Gonna Party Like it's 1899 いえば、近年の「多様性論」でも、労使間のコーディネーション、とくに経営者団体の頂上組織のコーディネーションと政党シス *Elections, and Policy Reforms in Western Europe: Voting for Social Pacts* (London: Routledge, 2011). この政党システムの型に関連して Vol. 40, no. 8, 2007, pp. 971-994; *idem.,* "Varieties of Capitalism and Industrial Relations," in Paul Blyton, Nicolas Bacon, Jack Fiorito コーディネーションと政党システムの歴史的遺産とそ

- (S) Sabina Avdagic, "When Are Concerted Reforms Feasible?" p. 642
- (84)このコーポラティズムと比例代表制との関連については以下を参照。Mette Anthonsen and Johannes Lindvall, "Party Competition and the Resilience of Corporatism," *Government and Opposition*, Vol. 44, no. 2, 2009, pp. 167-187
- 85 Arend Lijiphart, Thinking about Democracy: Power Sharing and Majority Rule in Theory and Practice (London: Routledge, 2008), pp. 9-18, 232-265, and 269-281
- 86 Peter Katzenstein, Small States in the World Markets: Industrial Policy in Europe (Ithaca: Cornell University Press, 1985), pp. 136-157, Jo Martin and Duane Swank, "Gonna Party Like it's 1899," pp. 78-114 David Soskice, "Distribution and Redistribution: The Shadow of Nineteenth Century," World Politics, Vol. 61, 2009, pp. 438-486; Cathio とくに、そのコーディネーション型の起源として比例代表制との関連が指摘されている。たとえば以下を参照。Torben Iversen anc esp., 150-156. なお、本稿の課題を超えているので詳しく触れられないが、多様性論においても選挙制度は近年着目されてきており、
- 87 Peter Munk Chrsitiansen, Asbjørn Sonne Nørgaard, Hilmar Rommetvedt, Torsten Svensson, Gunnar Thesen, and PerOla Öberg, "Varieties of Democracy: Interest Groups and Corporatist Committees in Scandinavian Policy Making," Voluntas, Vol. 21, 2010, pp. 22-40
- (∞) *Ibid.*, p. 27.
- (%) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*
- 政府の委員会よりも、むしろ知識集約型の独立した行政機関という非選出部門が、 Independent Regulatory Agencies and Elected Politicians in Europe," Governance: International Journal of Policy, Administration, Vol を果たし、それが「テクノクラート国家」を導出することになる点については以下を参照。 規制国家においては第三勢力として枢要な役割 Mark Thatcher, "The Third Force?

- Frank Vibert, The Rise of the Unelected: Democracy and the New Separation of Powers (Cambridge, UK: Cambridge University Press Majoritarian Regulators," Governance: International Journal of Policy, Administration, and Institutions, Vol. 18, no. 3, 2005, pp. 329-346; に重大な影響を与えている点については以下を参照。David Coen and Mark Thatcher, "The New Governance of Markets and Non-18, no. 3, 2005, pp. 347-373. また、そうした非選出部門の台頭が、 議会との関係を含めた「民主的正統性」や 権力分立
- (S)) Peter Munk Chrsitiansen, Asbjørn Sonne Nørgaard, Hilmar Rommetvedt, Torsten Svensson, Gunnar Thesen, and PerOla Öberg, "Varieties
- 93 たとえば以下を参照。Mikkel Mainland, "Dynamic Neo' Corporatism: Regulationg Work and Welfare in Denmark," *Transfer: European* イナミック」な形態をとって存続しているひとつの証左とみなしている。 Review of Labour and Research, Vol. 12, 2006, pp. 371-387, esp., pp. 373-374. of Democracy," pp. 22-40 なお、同論文は、この点を、コーポラティズムが
- (鉛) たとえば、スウェーデンとデンマークにおける交渉分権化については以下を参照。Torben Iversen, "Power, Flexibility, and the Breakdown of Centralized Wage Bargaining: Denmark and Sweden in Comparative Perspective," Comparative Politics, Vol. 28, 1996, pp. 399-436; Cambridge University Press, 1999) idem., Contested Economic Institutions: The Politics of Macroeconomics and Wage Bargaining in Advancesd Democracies (Cambridge:
- 〈5)この点については以下を参照。Lucio Baccaro, "The Construction of 'Democratic' Corporatism in Italy," pp. 327-335
- (S) Jaap Woldendorp, The Polder Model: From Disease to Miracle? Dutch Neo-corporatism 1965-2000 (Amsterdam: Thela Thesis, 2005), pp. 11-45.
- (97) *Ibid.*

- (9) この点については以下を参照。Vivien Lowndes, "Varieties of New Institutionalism: A Critical Appraisal," *Public Administration*, Vol. (%) Fritz W. Scharpf, "Institutions in Comparative Research," Comparative Political Studies, Vol. 33, no. 6/7, 2000, pp. 769-770, esp., p. 770.
- 74, 1996, pp. 181-197
- (室) Fritz W. Scharpf, "Institutions in Comparative Policy Research," pp. 762-790. (室) *Ibid.*.
- (≦) Jaap Woldendorp, *The Polder Model*, pp. 11-45.
- 🖺) Jaap Woldendorp and Hans Keman, "The Polder Model Reviewed: Dutch Corporatism," Economic and Industrial Democracy, Vol. 28, 26, 2006, pp. 301-329 2007, pp. 317-347; idem., "The Contingency of Corporatist Influence: Income Policy in the Netherlands," Journal of Public Policy, Vol
- (⑭)この点にかんしては以下を参照。水島治郎『反転する福祉国家』、第二章。
- (室) Jelle Visser, "Two Cheers for Corporatism, One for the Market," pp. 269-292; Martin Rhodes, "The Political Economy of Social Pacts: University Press, 2001), pp. 165-194, esp., pp. 180-186; Oscar Molina and Martin Rhodes, "Corporatism: The Past, Present, and Future at a Concept," Annual Review of Political Science, Vol. 5, 2002, pp. 305-331 'Competitive Corporatism' and European Welfare Reform," in Paul Pierson (ed.), The New Politics of the Welfare State (Oxford: Oxford
- (16)Uwe Becker, "An Examination of Competitive Corporatism?" pp. 1078-1102. さらにベッカーは、こうしたオランダのコーポラティズ of American Political Science Association, 2006, pp. 1-23 炒物照。Uwe Becker, "Dutch Corporatism Moving Into Liberal Direction: How to Theorize?" paper prepared for the Annual Meetings ムもまたネオ・リベラル化に向かっており、その意味ではネオ・リベラルへの収斂化の例外ではないとみなしている。以下注一○六

108

- 107 オランダの労組の組織率は、 異なる尺度化がなされているけれども、 Bargaining in Advanced Democracies (Cambridge: Cambridge University Press, 1999), pp. 48-57. 標の考え方については以下も併せて参照。Torben, Iversen, Contested Economic Institutions: The Politics of Macroeconomics and Wage 三五に低下しており分権化が進んでいる。以下を参照。 "Union Membership Statistics in 24 Countries," Monthly Labor Review, January 2006, p. 45. めぐる議論については以下も参照。 一九七〇年の三六. 桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動』、第二・三章 たとえばアイヴァーセンの指標にしたがえば、一九七三年の〇 五%から二○○三年には、二二.五%に低下している。以下を参照。Jelle Visser, http://www.people.fas.harvard.edu/~iversen/centralization.htm. この集権化指 また交渉集権化については、いくつかの また、こうした集権化や集中化を 五二から九三年には〇
- 110 109 Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concertation in the Reform of the Welfare State," p. 78.

Jelle Visser, "Two Cheers for Corporatism, One for the Market," pp. 269-292

- Franz Traxler, "National Pacts and Wage Regulation in Europe," pp. 401-417
- 111 Idem., "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598
- 112 (≅) Martin Rhodes, たとえば以下を参照。Walter J. M. Kickert, "Beneath Consensual Corporatism," pp. 119-140; Frans van Waarden, "The Societal and Historical Embeddedness of Dutch Corporatism," pp. 70-96 新川敏光・井戸正伸・宮本太郎・眞柄秀子『比較政治経済学』(有斐閣、 "The Political Economy of Social Pacts," pp. 180-186. なお、 この 二〇〇六年)、第八章、 「競争的コーポラティズム」をめぐる議論について
- 114 たとえば以下を参照。Frans van Waarden, "Renegotiating the Welfare State through Corporatist Concertation," Policy Coordination in an Age of Globalization, " in Frans van Waarden and Gerhard Lehmbruch (eds.), Renegotiating the Welfare State: したオランダにおけるコーポラティズム的政策調整については以下も参照。 Anton Hemerijck, "The Resurgence of Dutch Corporatist pp. 3-30. また、

(eds.), Social Pacts in Europe New Dynamics 2ed. (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire social européen Visser, "Innovation through Co-ordination: Two Decades of Social Pacts in the Netherlands," in Giuseppe Fajertag and Philippe Pochet (OSE), 2000), pp. 257-278. オランダにおける一九六○年代末までの所得政策については以下を参照。水島治郎『戦後オランダの政 Flexible Adjustment through Corporatist Concertation (London: Routledge, 2003), pp. 33-69; Anton Hemerijck, Marc Van Meer and Jelle ―ネオ・コーポラティズムと所得政策』(東京大学出版会、二〇〇一年)。

- 115 以下を参照。Anton C. Hermerjck and Mark I. Vail, "The Forgotten Center: State Activism and Corporatist Adjustment in Holland and Press, 2006), pp. 57-92 Germany," in Jonah D. Levy (ed.), The State after Statism: New State Activities in the Age of Liberalization (Cambridge, Harvard University
- (語) Martin Rhodes, "The Political Economy of Social Pacts," pp. 180-186
- (\Xi) Martin Rhodes, "National 'Pacts' and EU Governance in Social Policy and the Labor Market," in Jonathan Zeitlin and David M. Trubek pp. 129-157 (eds.), Governing Work and Welfare in a New Economy: European and American Experiments (Oxford: Oxford University Press, 2003),
- $(\stackrel{ riangle}{\cong})$ Jaap Woldendorp, The *Polder Model*, pp. 63-64.
- (<u>9</u>) *Ibid.*
- (宮) Jaap Woldendorp and Hans Keman, "The Polder Model Reviewed: Dutch Corporatism," pp. 341-342.
- (≦) *Ibid.*, pp. 339-340
- (⑿)この点については、水島治郎『反転する福祉国家』、第二章、

第四章 コーポラティズムの総合的理解に向けて―― 国家 社会関係と政治アリー ナ の

である。 みられる場合もあった。ここでは、 は八○年代以降も決して衰退したわけではなく、 の主題である国家 前章でみたように、「政策協調としてのコーポラティズム」の各種の指標の推移を観察する限り、 社会関係の観点から政治アリーナの移行の問題として捉える代替的な解釈図式を提示するつもり そうしたコー また九○年代になって、むしろより積極的なコー ポラティズムの衰退・ 再生・変容を総合的に理 解するために、 ポラティズム化 コ ーポ ラティ ズ

『一節』コーポラティズムの衰退と再生をめぐって

シュ 媒介・利益代表の構造(=職能領域を代表する組織化された包括的な利益集団の存在と集権的な集団間関係)とい された。こうして、 そして団体交渉の分権化 いた。とりわけ、 の参加と三者間の協調行動や政策調整)というレームブルッフ的視点 コ ミッター 1 ポラティズム衰退論の多くは、 的な社会コー 職能領域を代表する利益集団における組織化の低下、ナショナル・センターの分裂などの脱集中化、 たとえばスウェーデンの一九八三年の一部の産業別交渉の開始を交渉分権化の嚆矢とする (つまり産別交渉や企業別交渉等の交渉制度のメゾ化やミクロ化) ポラティズム論と、(B) 政策協調の制度化 コーポラティズムのパラダイムを構成する二つの属性 (=頂上団体(主として労使代表) ·のうち、(A) の観点から衰退を説明して などがその主たる症候 すなわち、 の政策過 利

てきたのである。

ある。 度・構造の次元から、 的・水平的統合の問題、 ウェーデン・モデルの終焉」 しておかなければならないことは、(A)の観点にかんして、利益媒介・利益代表の組織間関係の布置構造という制 後者のアクター間の調整行為についていえば、そこではマクロ―ミクロのリンケージを重視した組織間の垂 賃金交渉等における集団相互のコーディネーションという行為次元へと照準が移ってきた点で ゃ 「北欧モデルの危機」 が導き出されたのである。 しかし、 それと同時に、

さらには組織内部での支持の調達や合意の浸透をめぐる調整能力の問題があらためて浮上し

の設置などの政策形成の制度化の次元でのコーポラティズム体制の維持や復権を軽視していた。さらに今世紀に入っの設置などの政策形成の制度化の次元でのコーポラティズム体制の維持や復権を軽視していた。さらに今世紀に入っ そもそも、こうしたコーポラティズム衰退論は、 コーポラティズム論は、 たんに(A)の視点から(B)のそれへと視点と比重を移してきただけでなく、 前章まで見てきたような(B)の政労使間の協定や三者協議機関 この一

economy)」等の概念も打ち出された。 (8) 概念の狭隘化を指摘し、それに代えて「社会市場経済」型など、より広範な制度配置を示す類型に置き換えるべきだ うになると、より広い社会領域がしばしば看過されるので、たとえばJ・ポントゥソンのように、 つの視点を別個のものとして理解すべきことを主張してきた。 という見解も提起されることになった。そしてコーポラティズムに代わる新たな代替概念として「調整型経済 (coordinated ·かし、そのようにコーポラティズム概念が次第に二つに分岐して、政策過程の制度化の視点のみに限定されるよ コーポラティズム

間関係の組織化・集中化・集権化を含む利益媒介・代表の体系として、社会統治(ソーシャル・ガバナンス)を含め しかしながら本章の第一章や第二章で述べたように、 コーポラティズム概念は、 そもそも集団間関係とりわ

ズムの射程を狭隘化してしまうという別の難題を抱え込むことになる。(『) が た って、 \exists リ広範な政治体制を含意していた。 た集団 政策過程の制度化の側面だけに特化してコーポラティズム概念を規定すること自体が、 の地平 国家領域における政策形成 換言すれば、 執行 コーポラティズム概念は、 への参画という政策過程 では、そうしたコーポラティズム概念を総合 社会領域に 論の両地平を包含していた。 おける利益媒 逆に、 コーポラティ 介 した

第二節 **1** ポラティズムの変容とその総合的理解に向けて

的

にどのように把握すればよいのであろうか。

のところでみてきたような、 変容とコーポラティズム概念そのものを総合的に理解する議論が展開されることになる。 コ ポラティズムの崩壊か復権かをめぐって相反する見解が提示されるなかで、 既述の Â ک (B の二つの属性を切り離して、 いずれか一方をコーポラティズ 旧来の古典的コーポラティズム それ は 前 章 の政 0

構造対過程および集約対熟議

パラダイムと規定する仕方とは異なっていた。

L シ れ ユミッター に関連した集約対熟議のメカニズムの差異という視点から、 まず第一に、 ッカロ によれば、 的視点と、(B) 前述の (A) & (B) そもそもコーポラティズム論には、 政策協定への関与・合意というレームブルッフ的視点があるとする。 の両次元に即しつつも、 前述のように コーポラティズムの変容を主張する議論が Â の利益媒介・利益代表の構造という そして であげ

コーポラティズム論における構造対過程

の地平と、

織

間関係

0

編成を軸にお

いた

「構造としてのコーポラティズム」であるのに対して、(B)

の政策協調は

過程として

たのである。

は異なり、 の浸透にみられるように拡大する傾向を示している場合もある。そして(B)の政策協調の進展は、 あるいは両者が照応関係にあることを想定していた。コーポラティズムの衰退とは、(A)の諸特性の衰退だけを意味 のコーポ A B における組織構造の断片化や組織間交渉のレベルの分権化と両立可能であるとする。 ラティズム」に属している。 コー $\widehat{\mathbf{B}}$ の拡張によって克服されうるとみなしている。 ポラティズムは全面的に瓦解したのではない。むしろ、(A)の衰退と(B)の再生とは相即的に進行 のコーディネーションを中心とした政策協調は、 従来のコーポラティズム理解は、(A)と(B)を一体のものとして把握するか、 したがって、八○年代末にシュミッターが予示したのと 維持ないし再生されるか、 言い換えれば、(A) あるいは イタリアのよう

るが、 つつ政治的交換を行うことから、 外の諸勢力との協力や糾合が要請されるので、 社会民主主義政権が 政策協調は、 関係の組織化・集中化・集権化といった利益媒介・代表の問題と不可分であったが、これに対して社会協定を含めた さらにバッカロは、そうした(A)から(B)への移行は、 (deliberation) のメカニズムが拡張してきたとみなす。 利益集団の断片化と弱い政府とも並存する。むしろ少数内閣や連合政権など政権基盤が弱い政府こそ、議会内 言説を媒介とした熟議のメカニズムの発動とされているからである。しかも、その政策協調は、 ポラティズムは、 「接着剤」(B・ジェソップ)として存在していなくても、 国家領域における政労使間の熟議による政策協調を通じて、 社会領域における包括的で集権的な職能団体を通じて利益を集約して政府 政策協調を指向し「社会協定」等を締結する傾向にあるとする (8) か 集約 れによれば、 (aggregation) 集約のメカニズムは、 イタリアやアイルランドが典型的であ のメカニズムの低減に代わって、 職能 団体 強力な 組

相互主観性や公共性を

熟議

のそれ

家領

域

お

け

る政策

過程

iz

ある。

したが

って、

構造対過程および

集約対熟議

2

た認識方法

0 国

社会関係の視座からいえば、

集約のメカニズムの拠点は、

第一

章でみてきたように社会領域

あ

ń

より

どの

政治 玉

アリ

1 12

ナが主たる拠点となるのかという政治アリ

Ì

ナの移行の観点からコー

ポラティズ

の

使エ 委員会や審 ニズムもアクター にも逢着する。 ムは、 て組織間 社会領域 してい 完し、さらに凌駕していく可能性さえ示唆している。(ヨ) 構築することへと変容する。 て交渉や妥協や交換の観点は重視されてい こうした集約対熟議の IJ 熟議もまた制度的 労組や社会民主主義政党といった 12 1 i議会等 おける労使間 しかし集約対熟議 間 織内 0 のメカニズムの拡大による「過程としてのコーポラティズム」 相互行為という過程の次元に照応させることによって、 たが 間 部 0 0) の垂直的 (準) 相互行為の問題に限定されな って集約メカニズムを制度・構造次元に還 コンテクストと切り離して論じることはできないからである。 およぶ労使内部のコーディネーションという行為の次元を含んでいる。 議論は、 政府機関 それ の両次元は、 水平的統合化は左右され、 前者を利益 は の存在や、 集約 「権力資源」 構造対過程のそれと必ずしも照応するわけではない。 のメカニズ たが、 集団の組織間関係の制度編成という構造の次元に依拠させ、 政策過程における 熟議の観点が希薄であった点を再認識させたものであるといえる。 V をどのように動員するのかというアクター間 このことは、 ム 前章でみたように、 の 利益 低下による の集約化は担保されるからである。 (たとえば入力・ 元するの 旧 来のコーポラティズム論では、 二つのコー 「構造としてのコー は 無理 政策協調に が進展し、 が 出 あるとい ポラティズム概念を整合的 万局 そして後者が おける対話や -ポラテ 面 ・える。 王の) 集約のメカニズ その調整行為によ ´ イズ 制 他方、 また集約メカ の政治過程 度的 前者の 政策協調に 討論を担 ム 後者を政労 熟議 布 が 0 保 退 0 問 問 かん 力 題

間 を考察するほうが簡便であろう。 .の相互行為が展開される場所・拠点・陣地としての「政治アリーナ」という存在論的観点が希薄であるように思わ 構造対過程と集約対熟議の論議には、 アクター の様態が規定されると同時 にアクタ

(二) 構造対機能

れ

る

ズムの変容を捉える議論があげられる。 に議論を展開していたとして、これを批判し、 第二に、旧来のコーポラティズム論は、 明示的にせよ暗示的にせよ、 構造と機能の両次元の区別と両者の関係性という視点からコーポラテ 構造と機能とが無媒介に一致することを前提

(二-一)古典的コーポラティズム論への批判――構造と機能

渉の集権化などの構造的特性と、 典的コーポラティズム論」 策とくに所得政策に代表される賃金調整であった。そして、この構造と機能とがつねに照応する「適合説」こそ、「古 を想定して議論を展開していたとする。 F・トラックスラーによれば、 の根底にあったとされる。こうして構造と機能とが調和している限りにおいて、 種々の機能(すなわち、政策実績や失業率などの経済実績)とが照応していること 従来の正統的なコーポラティズム論は、 とりわけ機能の点からみてコーポラティズムに期待されていたのは 包括的な利益集団の存在や労使間 コー の団体交 公共政

が、 意味で適合説は、 この適合説は、 非市場型の統治諸制度から市場型への転換をもたらし、 一方では、 ,わゆる脱組織化論にも該当する。 構造的条件が変化すれば、 脱組織化論もまたサービス部門の拡大とい その機能もまた自動的に変化するという見解を導い コーポラティズムの構造的基盤を掘り崩すことになり、 った産業構造の変化 た その

ティズム体制は、

長期にわたって存続し有効性をもつとみなされたのである。

な循環メカニズムが想定されて

٧١

が引き金になってコーポラティズムの構造的変化をもたらす 1 たからである。 (9) ラティズム体制は全般的に退行し、 しかし他方で、 この適合説は、 それに代わって規制緩和型のネオ・リベラル型レジー 機能の変化を求める社会的圧力や社会的ニ つまり、 構造の発展は、 社会的ニーズとその変化 ムが台頭すると主張 1 ズ が あれば、 それ

等値 期的 反映であるという逆の見解をも生じさせることにもなった。 する傾向にあった。 .趨勢としてはそれぞれ「収斂化」していくとしばしばみなされる。 も構造変化の方向性と機能の変化のそれとは同一であることが想定されているため、 しか しながら、 特定のニー ズがあるからといって、 言い換えれば、 それが、 その機能を遂行するため 構造 各国 の問題と機 の構造と機 能 0 問 の構造 題とを 長

な る。 3 為の目 能主義 を必ずしも提供するとは限らないし、また、 的が常に所与のものとなり、 しかも、 の論 理 は、 その機能は、 さらに機能的要件からアクター システムの構造的要件からに導き出され、 行為の過程と結果はその機能的要件の充足という観点からのみ判断されることに る。24 逆に、 の行動を説明する一 構造の変化が直ちに機能の変化に連動するわけでもない。 種 最終的には、 の目的論 (teleology) 構造と機能の一 にもしば 致という予定調 しば この 機

0 口 1 締結は、 このように構造も類似していれば機能も類似しているとする古典的なコーポラティズム論では、 ポラティズムの型とは異なった国々で主に定着してきたからである。 いとされる。 玉 K 包括的な利益集団の存在や労使間の団体交渉の集権化という古典的コーポラティズムの構造的特性と照応 おける というのも、 ゴー ポラティズ そうした社会協定は、 ムの再生とみられるような「社会協定(social pacts)」 アイルランドやイタリアなど、 つまり、 そうした政策協調 その利益媒介の構造が古 の浸透を説明することは 一九九〇年代の による社会協定

といった構造変化がもたらされたにもかかわらず、 ポラティズム るとみるべきなのか、 様性が生じたとみるべきなのか、あるいは、 していない。 そこでトラックスラーは、それらの非古典的なコーポラティズムは、 したがって、ここからコーポラティズムの単なる衰退や復権を導き出すことは早計とみなされる。 の偶発的で例外的な逸脱事例とするのか、それとも、社会のニーズの変化に適応して脱組織化や分権! といった問題を提起する。そしてコーポラティズムの構造と機能について、 機能と構造の両面で独自のコーポラティズムの類型を新たに形成してい 機能は変化せず、むしろ、その機能的等価性のために構造的な多 構造の観点からみて、あくまでも古典的な それぞれ別の分析

化

(二-二)コーポラティズムにおける構造と機能

の次元としてより詳しく検討していく。

置 化・集権化の属性と、(B)の政策過程の制度化という属性とは、①と②はほぼ照応しているが、 表性と権限である。この三つの特性は、 ているので、 てそれを独立させることで、 る公的認可という政府介入の要素を独自に設定している。 いたものであるが、後述するように、 まず(A)の構造の観点からすると、 すなわち、 議論を複雑にしているように思われる。 ①団体・結社の諸領域の包括性、②政策形成の集権化、 政府の自律性の側面を際立たせているといえる。 社会領域における労使間の団体交渉の集権化 コーポラティズムとは、主に三つの特性をもった利益媒介の構造とみなされ コーポラティズムの既述の(A)社会領域における利益集団の組織化 この③の特性は、 ③国家による公認とそれに伴う利益集団 通常は だが、そのことは、 $\widehat{\mathbf{B}}$ (交渉集権化) の属性に含まれ しかし③の政府によ 所得政策を念頭 の問題と重複 るが、 集中 あえ 一の代

そこで、まず①の団体・結社の諸領域の包括性についてかれの議論を検討してみるが、それは、より具体的には、

集権化の両方を含み、 よって左右されるとした。この後者は、 にかんして次のように述べていた。 利益集団とくに労使の諸団体がその職能 の要素として、 の集中化と集権化の問題 トする能力に依存しているのに対して、 それに加えて、 センター が 前述の結社の包括性とともに、「交渉集権化」をあげていた。ここでいう交渉システムとは、 どの程度集中化されているのかを示している。 ①には、 そして「交渉集権化」によってこの両者は把捉されるとしていた。 社会領域における組織間関係の編成ないし布置構造の側 も含まれている。 すなわち、ビジネスの利益団体の場合、その組織化は、 後述するように、 労組の場合、 領域においてどの程度組織化されているのか、 この点にかんしてトラックスラーは、「交渉システム」 種々の諸利害を内部化してメンバーにそれを受諾させる能力に 労組の内部の組織的コーディネーションにも関連してい トラックスラーはかつてこの労使の頂上団体の組織 置 そして、 傘下にメンバ すなわち、 つまり、 とくにそのナシ 交渉集権化とは を構成する二つ 利 益集団 ーをリ 包括性と 間 ク 関係 ル ナ

関係していると考えていた。 交渉システムの は、 どのレベルで賃金設定が正式に決定されるのかを示すものであり、 より一 層包摂的になるとみなしていた。 ほうが、 たんなる団体・結社と捉える場合と比べて、 そのうえで、コーポラティズム型の賃金調整の機能をみるにあたっては、 その集権度が高くなるにつれて、 賃金規制をめぐる争点にヨリ直接的なかたちで 賃金設定の領域

する。 味では、 団体交渉の集権化とは、 たとえば、 結社の領域・ か れは、 アメリカとイギリスでは、 そうした利益集団 領域の包摂度が非常に高 必ずしも相即的であるわけではなく、 0 組織化 つの全国労組 と集中化 しかし他方で、 という意味での結社領域 (それぞれAFL—CIOとTUC) 部 団体内部の意思決定は相対的にみて分権的である。 0 国々では、 非常に対照的でさえあることを指摘 の包括性と、 組 織 しかなく、 の意思決定を含む

つが

あるといえる。

逆に、 の配置がより断片的であり、 スウェ 1 デンやフィンランドのような国々では、 複数の全国組織が共存している。(※) 労組の内部は非常に集権的であるが、 したがって、 この①は、 社会領域における労使 その一方で、 利 益 0 組

化と集中化と集権化の三つを総合したものであるといってもよいであろう。

口 l 0) 問題にする際、 偂 次に②の政策形成の集権化の問題にかんしてであるが、 メゾ―ミクロというレベルの問題と、労使内部の権限の委譲や意思決定の水準とその傘下への拘束性の問題の二 面 も含めて把握されていた。 労使間 の交渉集権化の側 言い換えるならば、 面 つまり頂上団体の傘下組織に対する拘束性や権限の集中化 そこでもまた、 政策形成の集権化には、 政策協調における政労使間交渉の 政労使の三者間の政策協調のマク ルを

れば、 程内部に包摂し、 介入の問題を取り上げている。 そして最後の③では、 ガバナンスの権限も備え、 政府が種々の法的・行政的措置を通じて特定の利益団体の頂上組織を選別しつつ、 それを制度化することである。 政府による利益代表の選別と公認というかたちで、 そして内部の構成員と他の諸団体の双方から相対的に独立するようになる。(※) この国家による認可によって、 特定の利益団体が、 あらためて国家v わば特権的な公的地位を付与さ 労使エリートとして政策過 ―社会関係に即して政府

用 用や物価の安定など)にたいする賃金調整の機能にあるとされた。 の交換、 ズ主義的な古典的なコーポラティズムの場合には、 В 次に機能の面からみれば、マクロ・コーポラティズムの主たる根拠は、 あるい は所得政策にみられるような物価上昇の限度内への賃金水準の規制、 高成長期のインフレ抑制の一環としての労使間の賃金抑 この点をより具体的に言えば、 マクロ経済的要請・要件 または、 そうした賃金抑制と その機能 (たとえば雇 制と雇 ケイ

このようにコーポラティズムの賃金調整の機能は、

利益団体の包摂性と交渉集権化の二つの構造

的観点の

ず

れ

とする企業側に対して無力である場合も多い

引き換えに、 スラー によれば、 政府 古典的 0) 財政支出による公共投資や社会賃金 コーポラティズムでは、 賃金調整の機能は、 (社会支出) 労使間ないし労使内部の組 の拡大などの形態をしば しばとっ 織 間調整 あるい トラ は ッ 玉 ク

家後見型調整に依存してい

7235

増 した。 (36) 持 • そうした賃金抑制 創 かしながら、 田のためのひとつの前提条件として、 この社会協定の多くは、 の課題に寄与するものとして、 一九八○年代と九○年代のネオリベラリズム的政策では、 賃金調整の機能だけでなく、 相対的労働コストの引き下げを中心にして行われる。 国家後見型の賃金調整である各種の全国協定 経済全体の調整をも視野に入れたものとされた。 賃金抑制は、 国際競争 (national pacts) Ò 3 強化と雇 ツパ 用 で が 0 は

事例 や生産性の格差を反映して、 も必ずしも符号していなかった。 もあ つ また、 賃金水準が調整型賃金政策とは対立するレベルになると、 イギリスのように賃金上昇のバラつきをもたらし、 しばしば指摘されたことだが、 交渉分権化は業界や企業ごとでの支払い それがインフレ抑制につながらな 労働側は、 実際 の賃金を確定しよう の能 力の 差

である。 ともいえる。 賃金調整 かしながら他方で、 この国家の支援こそ、 の機能を果たした場合もある。 利益集団の断片化と交渉分権化が 労働組合が賃金水準を統御する能力を強めるうえで、 国家後見型の社会協定という政府の主導性が、 みられても、 イタリアの スカラ・ 最も必要なものとされ その機 モ ピ 0 能を充足して ような政 策協

以上のような古典的 コ ーポラティズムと非古典的なそれとの関係に つい て構造と機能 の観点からまとめてみると、

ては賃金調整機能を分岐させているともいえる。

である。 第 しかしイギリスのように、交渉分権化が賃金調整の機能の低下を招くケースもあるので、構造変化は、 その限りでは、 利益集団 .の脱組織化・集中化および交渉分権化が賃金調整 異なる構造が機能的な等価性をもち、 機能に対する構造的多様性を示唆しているともいえる の機能と結びつく逆説的な事 例 が みられ 各国によ

れば、 府主導の政策協調であった点は銘記されてよいであろう。 あったことである。 ーポラティズムには連続性や類似性もあったが、非古典的なコーポラティズムでは社会協定等のかたちをとった政 第二に、そうした構造と機能との逆説的な関係の結節点として、構造面での国家の後見性という政府介入の問 利益集団 の脱組織化や交渉分権化にもかかわらず、 この国家後見型は古典的コーポラティズムでもみられた政府介入の型であり、 賃金調整では等価な機能をもたらしたといえる。 そして「結果としてのコーポラティズム」という点からみ その意味では 題 が

含めたより広範な経済の調整の一環として賃金調整の機能があり、 コーポラティズムの賃金調整の機能は新旧連続している面もあるが、非古典的な場合には、 調整機能がむしろ拡張しているとみなすこともで 競争や雇用

関係を考慮することにあると思われる。それを踏まえたうえでトラックラーのいう構造と機能の両者を総合した「ガ 集中化および交渉分権化と、 続性をもっている。 ナンス」という視点から理解する必要がある。つまり、 したがって、 この非古典的なコーポラティズムは、 しかし、 賃金調整との逆説的結びつきを説明するひとつの手がかりは、 それは、 古典的な型の単純な再生産であるとはいえない。 古典的コーポラティズムとは断絶した異質な体制とは その新たな逆説は、 古典的コーポラティズムの「集権的 そして利益集団の脱 政府の役割や国家 えず連 社会 織化

使協調

への指向は変わらず、

労組参加の経営協議会も増加した。

、を通じて社会変動に適応したとみなされる。

そのなかで、

労働内部の公私間の葛藤も生じ、

社会的パ

トナー j

ストリアでは、

コ

ーポラティズ

ムが、

政労使間の協調

と信頼

に基づく安定した社会的

そこで、そうしたコーポラティズムの断続と連続の両者を意識しながら、 ガ バナン スとは異なるメカニズムによって左右されうる可能性があるという点について検討することが コーポラティズムの変容についてみてみよ

$(\Xi - \Xi)$ コーポラティズムの変容

う。

(ニー三ーー) 「供給サイド・コーポラティズム」 -政策変化と政府の役割

化が行われ、 体として再び政 そうした市場では公共財の供給がうまくいかず不確実性を減少させることは困難になった。そこで、 とりわけ、 ケインズ主義的政策における政府の需要重視の財政政策を、労組は分配闘争のひとつのターゲットとみなしてい 策の変化とそれに伴う政府能力の変容という観点からコーポラティズムの変容を論じている。 わ の積極的 けでは トラックスラーは、 な な財政出動が困難になり、 その政府支出は、 またそれに伴って公営企業にもNPMが導入され経営スタイルの変化がみられた。 府 国際化と競争 の役割が重視されることになる。たとえば、オーストリアでも、() 八〇年代から九〇年代にかけてのオーストリアをケースにして、 分配 'の激化がもたらした新たな社会ニーズによって規制緩和や民営化等々が遂行され |の資源として政治交換のひとつの対象とされていたとする。そしてケインズ主義型 それに代わって緊縮財政へと転換してきたにせよ、 公共部門の民営化やエージェ 政策目: コーポラティズムが衰退する かれによれば、 的 しかし、 の変化 公共財の供給主 とくに財政 そこでは労 従来

その政策指向を変化させた。こうした政府介入の変化を踏まえて、 に政府が受動的に対応するという政策指向から、 プからの政治的労組 の能力がヨリ一層問われることになったのである。 の排除もみられたが、 しかし、 公共財を供給する主体として、さらに経済調整の主体として政府は 緊縮型財政政策においては、 かつての社会的ニーズという入力を需要とみなしそれ トラックスラーはその新たな形態を 社会福祉を含めた公共財 「供給サイド

(ニー三ーニ)「リーン・コーポラティズム」 -ネットワーク型ガバナンス

コーポラティズム」と呼んだのである。

が、 ポラティズムの変容を こうした政府の役割変化も含めて、さらに前述の構造と機能の関連の議論に依拠しながら、 他の補完的な行為やルールによって、 「リーン・コーポラティズム」とみなした。 (f) 機能が連続性や拡張性を帯び、 それは、 それが構造面にも環流して、 比喩的にいえば、 構造的には痩 トラックスラー 構造も をせ ショリ つ 創

き締まったものになったというわけである。

後見型が照応することもあり、時にはアドホックなかたちで強制的な政府介入を伴う国家賦課型が対応することもあっ 可型の双方が共にみられるケースもあった。 セクター別交渉やパタン交渉等の分権型交渉へとしばしば変貌する。 ナンスに依存している。この集権的な交渉構造では、 の形態を往々にしてとっていた。これに対しリーン・コーポラティズムの構造は、 れによれば、 国家認可」を伴わない制度・構造的配置をとる場合もみられた。 古典的コーポラティズムの構造は、 しかしながら、 賃金調整の機能は、 すでに述べたように、 分権型交渉にたいしては、 あるいは政府による労使代表の選別・包摂とい 国家後見型ないし組織間コーディネー 中央レベルでの賃金交渉と集権的 しかも、 賃金交渉の脱集権化がみられ この交渉分権化と脱・ 積極的な政府介入を伴う国家 国家認 なガ バ

た。 ずれの場合でも、 家後見型とは必ずしも等値されるものではなく、 また逆に、 集権型交渉には、 賃金抑制だけでなく経済全体にたいする調整機能も強まったとされる。 賃金設定をめぐる組織間コーディネーショ 脱国家認可型が対応する場合もけっして少なくはなか むしろ両者は捻れたかたちで結びつくことも多かった。 ンは、 古 .典的コーポラティズムと比べてより一 っ た๋๋๋๋๋ したが って交渉 そして

さらに、

よりも、 を補充するものとして、それほど明示的に述べているわけではない。 れた各レベルでの労使間の組織間調整や、 主として政府 ネットワーク型」 Þ こうしてガバナンスは、 制度をあわせて三つほど考えていると思われる。 その下位レベルの傘下組織のほうが、 利益集団 ガバナンスについて、 間とくに政府 「集権的 ·位階制型」 職能代表間 トラックスラーは、 頂上組織内部の組織間関係の調整にも係わる。 から「ネットワーク型」へと変容する。 コーディネー の組織間関係のことを指すが、それだけにとどまらず、 すなわち①調整行為=コーディネーショ ショ 構造面での脱組織化・集中化と交渉分権化という痩身化 ンに 私見では、 おいて先導することもありうるのである。 それにかんして、 ここでいうネットワ したがって労使 ン、 かれは、 ②適用質 範囲 行為や 0 頂上 クとは ル ー 組

組 織間 譋 整 1 デ ィ ネ 1 シ 3 ンの 重要性

府介入及び法

形式的規制とその法的ガバナビリティである。

整 存的 よりも労使内部 行為次元でのコーディネーシ であるが、 :の垂直 は、 コー 的 団体交渉を左右するものとして把握されて 『調整のほうが決定的であるとみなされた。 ポラティズム 3 ンがより一層重要になるとみなしている。 の構造 制 度次元で脱組 織 v 化や脱集権化が進行することへの 後者の労使の各領域内部 る。 この 組 この調整行為は、 織間 調 整 切う ち 0 組 労使間 織間関 わば偶発的で状況 わば代償とし 係 0 の垂直 的 的

なることを示唆している。 くかに係わり、 な調整は、 ションだけでなく、 頂上レベルでの労使間の協調行動に伴い、エリート対ランク・アンド・ファイルとのあいだの亀裂が深刻に 指導部対一般組合員 前者に比べて団体交渉の帰趨においてより重大であるとされる。このことは、『Si 労組内部の調整の双方が重要である点を指摘していたことも想起される。 前述のオランダ・モデルにかんしてヴィセルも、 (ランク・アンド・ファイル)つまりエリート対マスの関係をどのように統合してい 労組と経営者団体との間のコーディネー 利益媒介構造が分権化

労使間の交渉ルールや、 といった交渉の制度的特性とは峻別されるべきことを強調していた。しかし、そこでは調整行為の概念は「適用範囲 もあった。 の概念と次元が異なるものとして区別されているが、以下にみるように、調整行為の代理変数として把握される場合 次元に属するものとして把握し、そして水平的ないし垂直的な交渉による調整行為は、 こうしたコーディネーションにかんして、 主として賃金形成をめぐる団体交渉の集権化、 この適用範囲の概念は多面的である。労使の組織化や包摂性の代替概念とみなされることもあれば、 さらには政府の法-―形式的規制にも関連して把捉されることもあった。次に、この適用範囲 かつてトラックスラーは賃金抑制の問題に関連して、 さらにはそうした交渉システムの統治可能性 団体交渉の及ぶ範囲である「適 それを集合行為の (governability)

②適用範囲――その多面性

の問題についてみてみよう。

は という点に着目し、 適用範囲 通常は、 0 団体交渉が影響を及ぼす労働者の範囲として規定されるが、 概念は、 労使間の協定が拡張・浸透している程度を「適用範囲 トラックスラー自身、 労使が団体交渉等による労使間協定にどの程度包括され拘束されるの 団体協約を締結する資格をもっていない (coverage)」として捉えていた。

被

適

用範囲

の概念は、

労働者を包摂する程度を示すものとして、

労組組織

織率の代替概念としてもしば

しば活用された。

である。

用者も含めて労働者全体 のなかで団体協約が適用される割合としてもしば しば指標化され

そうした垂直的調整の強弱と賃金交渉の集権化・分権化とを組み合わせてガバナビリティの問題として捉えていた それは、 みていた。そして、 ていた。 コント 述のように調整行為は、 ロールしてい 労使両エリー トラックスラーは、 この労使の各領域内部の垂直的な組織間関係の調整の代理変数として「適用範囲」 るのか、 ト間 の水平的調整による決定事項が一 そしてそれに対する下からの支持がどの程度のものであるかを含意していた。 そのなかでもエリート対マスのコーディネーションのあり方に団体交渉は左右されると いわば偶発的で状況依存的であり、 般組合員に対してどの程度浸透・拘束し、 交渉による調整という行為次元に属するとみなされ を把握した。 わば上から

b.労組の組織率の代替変数

の労使関係への参加 この場合、 の程度やその交渉結果の拘束性や浸透度をも含意している。 適用範囲は、 包摂の大きさには連動しないということでもある。 組織率に代表されるような労働側の権力資源ではなく、 言い換えると、 労働の権力資源の大きさが必ずしも労 労使間協定への労働側の参加

織率を中心にみていけば、 果等が労働側に拡張して適用される範囲が大きい たとえば、 フランスが好例であるが、 弱い労働ということになるが、 労組 の組織率が低くても、 ケ 1 スがある。 労使間交渉の結果や拘束力が労働側に影響を及ぼす度合は このような事例では 職場での労使協議の制度化 権 力資源 の程度や団体交渉 0) 観 点 か の結

その意味では、

労使間交渉の制度化の度合は高いとはいえない。(器)

高く、 こともありうる。 示しているといえる。 その意味では労使間の調整行為における協調度は低いとは決して言えず、 その場合には、 また逆に、 交渉結果の労働全体への浸透度や波及効果は、 労働の組織率が高くても、 交渉レベルの分権化や交渉単位の個別化が進行している 個別のセクター等の枠内にとどまり、 むしろ労使間交渉の 制度化 の高さを

あ の中欧諸国、そしてフランスなどは、 られることになった。 ń こうして 一適用範囲 またカナダ、イギリス、アメリカ、 トラックスラーらは、 の概念は、 「排除型」として類型化していた。 組織率と並んで、あるいはそれに取って代わるかたちで、賃金形成において用い 労使間の協定の適用範囲が広範囲に拡張され非常に安定している「包摂型」 日本のように、 スウェーデン、 労使間の協定の適用範囲の拡張がほとんど皆無で、 デンマーク等の北欧諸国やドイツ、 オランダ、 ほぼ労 イス等

c. 法的規制の枠組

組

組織率とほぼ同じものを

範囲を示している(窓) 門等の違いに考慮して、 間部門というアリーナでの団体交渉の適用範囲である。 さらに適用範囲の概念は、 どのくらい の割合をカバーしているのかという限定的な領域での適用範囲を表わすものである。 被用者全体のなかで団体協約がどの程度適用されるのかという非限定的な広範なアリーナでの適用 適用範囲を三つに類型化した。 政府による法的枠組の設定にも関連している。 第一は、(A)団体協約が、交渉権をもった被用者数全体のう 第三は、(C)被用者が団体協約を締結する資格があるかどう トラックスラーらは、 公共部門と民間 第二は、(B)

このうち (B) は、

トラックスラーらによれば、

市場での競争に晒され、

市場動向に敏感な民間部門と、

使用者側

-268

例としてあげて

要なのは、 がそうした競争に規定されないでむしろ比較的安定しているとみなされる公共部門との相違を意識したものである。 こうして団 労使を拘束するのか、 この三つの類型は、 体協約 社会領域における民間部門と国家領域における公共部門とい さらには労働者全体へとどの程度拡張されるのかが弁別されたが、 V ずれ も当該国の法的枠組 (legal framework) に依拠している点であっ った各政治アリー それ以上にここで重 ナに お

$(\square - \square - \square)$ 法 —形式的統治可能性 (Legal-Formal Governability) 政府介入の問

それに加えて、 務という二つの制度的 (collective agreements) 認可」 リー しば 0) 問題にも関連している。 コーポラティズムを補完する第三番目の項目として政府の手続き的な介入がある。 しば国家 労使関 る6 ―認可における労使関係への法的規制の典型例としてあげられる。 係の法・ ルー の法的拘束力 -ルを設定することによって、その法的な統治可能性を高めようとすることもある。 制度的ルールとして職場でのスト権の独占やスト権そのものの規制なども政府介入の まず、 (legal enforceability)や、②その団体協約の有効期間中の 法的に根拠づけられた労組 への強制加入と、 政策参加 さらに政府は、 これ (労使間 0) は 利益 前 ① 団 代表 0 述 0 体 平 0 協 独 玉 和 約

講じる。 労使対立の打開にむけて、 代償制度としての意味合いをもつ。 さらに補足すれば、 述 しかし共同決定権によって労働側が経営側の諸決定にたいして拒否権を行使する場合に 0) ように労働側 分権化された企業レベルでの労使間対立にたいしても、 斡旋、 が ストライキに訴えることを法令上制約される場合には、 調停、 この労使協議機関は、 仲裁 や裁定などの権限をもった各種委員会を公的または準公的機関として設 労働側にとっては経営側の意思決定の権限 政府は紛争解決のため 労使協 議 機関 には、 に対抗 が 0 種々の 政 府 ば には、 しば 施 策

置し、それらを通じて分権型の労使関係を規制するのである。⑻

組 伴っており、 三つに加えて、 的規制という制度的ルールの設定を中心に展開され、法的ガバナビリティを高めることをめざしていた。 らには 範囲は多面的であり、(i)単なるコーディネーションだけを含意するだけでなく、(ii) り大きくなったといえる。とくに①コーディネーションと②それを補足する適用範囲の問題が重要である。 てリーン・コーポラティズムは、 の設定にかんして政府介入の問題があらためて浮き彫りになった。その政府介入は、 以上のようにリーン・コーポラティズムは、 さらにコーディネーショ (ⅱ)法的枠組にも準拠した制度的ルールに依拠する側面を併せもっている。第三に、そうした法─形式的 構造変化を補完する諸々の諸制度や行為が、古典的コーポラティズムと比べてより顕在化し、その意義もよ そのなかで賃金調整という機能的等価性をもった 分権化されたミクロ・レベルでの労使間への政府介入が、 ヾ 賃金調整という機能を維持し古典的コーポラティズムとの連続性や同一 適用範囲、 第一に、単なるコーポラティズムの復活や再現ではなく、 政府の法的規制等によって重層的に規定されることで独自の修正型 「構造の多様性」もまた確認された。 それらと相互に保証しあっている。 労使関係を規定する政府 組織能力を補完し代替し、 それに加えて、 そしてこの 構造変化を 性をもちつ その適 こうし 0)

第三節 国家―社会関係と政治アリーナの転位――代替的な構図

と変容していったといえる。

(三--)政治アリーナ――存在論的視点

これまで構造対過程や構造対機能という視座からコーポラティズムの変容を理解する議論をみてきたが、

のなかに解消されてしまい、 クスラー した 構造と調整行為 府 相 と利益集団等のアクターを取り巻く政治的 互行為過程が展開される場所 は、 を説明してい その適用範囲の概念に関連して公共対民間の部門間の差異に着目していたが、それも構造対機 (コーディネーション)というかたちでそれを了解しようとしていた。 たといえる。 そうした政治アリー ・拠点となる バ ッ カロ の場合は集約の構造と熟議の行為というかたちで、 コンテクストという存在論的地平が閑却されていたといえる。 ナの区別を主題的に取り扱っていたわけではなかった。 「政治アリーナ」 の存在への配慮は希薄であった。 だが、 いずれの議論も、 トラックスラー もちろん、 このように ١ 0 そう ラ は 図

0

議

論

は、

利益集団対政策協調の両次元を、

構造対相互行為という軸に照応させて、

新たなコーポラティズム

の

形

変容は、 新旧コー が 埋 そこで本稿では、 め込まれ その拠点となる政治アリー ポラティ 7 ٧V ·ズムの代替的な構図を描く。 (8) る組織間関係の配置構造 国家―社会関係のなかで国家と社会という政治アリーナを弁別し、 ナの国家領域への移行とする試論を提示する。 (集中化や集権化など) そして古典的コーポラティズムから新たな修正 を 制度」 とみなし、 そのなかでアクターそれ そうした存在 3 ポ ラティ 論的 ズ ム 自体 0)

る。 前者は、 (図表 国家 7) のように、(X) ―社会関係における政治アリーナを区別したものであり、 政治アリー ナの区別と、(Y) アリー 後者は、 ナの制度化 制 度化 の度合とい 脱制度化という観点か う二つ の 軸をたて

(X)政治アリーナの区別――国家―社会関係

ら制度から行為

の軸足の移動を示したものであ

台とを国家 こうして政治アリー 社会関係のなかに位置づけることができる。 ナを区別することによって利 益集団 0 この区別によって、 組 織 編 成 や行動に おける拠点と、 前 述 0 バ ッ 力 政策協 口 0 V 調 う集約対熟議 が 展開 され

0)

| | | | 1 |
|---|---|---|---|
| 国家-社会 関係 | 国。梁 | 竹 似 | |
| ガバナンス | 政府介入 政策協調 <熟議の論理> | 利益媒介 利益代表 <集約の論理> | |
| ハイアラーキー型 求心的統合 政治的交換(分配闘争) | <コーポラティズムB> ーー政策形成の制度化 | <コーポラティズムA> ――集権型交渉 | 制度 (組織・ルール) <旧 (古典的・マクロ) コーボラティズム 組織化・集権化・制度化 |
| ネットワーク型 遠心的統合 認識共同体(コーディネーション) 認識共同体(適用範囲:法一形式的規制) | <リーン・コーポラティズム> <競争的コーポラティズム> <政策協調・社会協定>型 | Cf. {<多元主義>および <ネオリペラル型多元主義?> } <メグ・コーポラティズム> <ミクロ・コーポラティズム> | 行為 (アクター) >新(社会協定型)コ-ポラティズム?> >新(社会協定型)コ-ポラティズム?> |

|表一7 コーポラティズムの構図(国家一社会関係と政治アリーナ)

もより明瞭になると思わ

れ

る

ナが、 述の 主観性 るだけでなく、 を把握すべきことをも示唆 る制度化の問題として、そして国家認可という政府介入は国家領域を拠点としていると捉え返すこともできる点を示 図 こている。 式 トラッ 社会領域から国家領域へと移行したことでもある点がより明確になるように思われる。 0 確立として読み替えることができる。 社会領域での利益の組 さらに、そのことは、社会領域における自己組織化と、 クスラー とくに国家領域での政策協調における政労使のエリート間協力を示す行為次元に属するものである点 の三つ構造的特性のうち結社性 してい 織化・ る。 集中化 それに加えて、 そして彼のいうコーポラティズムの変容は、 集権化の程度と、 (集団 コーディネー 0 組織化とその包摂性) 国家領域での政策協調における言説を通じての シ 国家による社会領域の統合として「ガバナンス」 3 か、 社会領域の自己組織化を促す行為であ と交渉集権化は、 その拠点となる政治アリ また、 社会領 このことは 域に 柏 前 Ħ.

せて での労使の交渉の波及性や拘束性という側 ではより明示的にしている。 両者が含まれ 既 国家-述のトラックスラー 社会関係の てい る。 また適用範囲にかんして公共対民間という政治アリーナの区別をしているが、 視角を取り入れているが、 のリー トラックスラー ン・コー ポラティズム論では、 面と、 の適用範囲の概念は、 三つの構造的特性は、 政府規制の補完的なルー 法的ガバナビリティを中心とした政府 すでに検討したように、 社会領域と国家領域の二つの iv という国家領域に依拠した視点とが 多面的であり、 その観点をここ 政治アリ 介入を俎 社会領 上 0 σ

$\widehat{\mathbf{Y}}$ 制度化 と脱制 度化 0 問題から行為 $\widehat{\exists}$ Ì ディ ネ 1 シ Э \mathcal{E} 0 観 点

ていたからである

本稿では、

構造対過程や構造対機能という議論を踏まえて、 利益集団間関係の布置構造の制度化を組織化

ジェソップが力説したように、 等々)とを同一 度編成が直ちに機能的に導出されるわけでもなければ、 意味でも、構造と制度との両次元の区別は明確にするべきであり、 くとも、 集権化の観点から把捉したもう一つの軸を設定する。 異なるということである。もちろん、コーディネーション概念は多義性を帯びている点はたびたび指摘されるところ よびそこにおける労働者の位置と、 なかに一 :の編成のあり方に力点を置くという意味で 「力という観点をも含意しているとみなすべきであって、「主体無き調整」というような構造 したがって、 「機能主義」 その両者を媒介する中間的な存在領域に、 同概念をめぐっては、 括する傾向とは一線を画している。 概念の多様さと曖昧さを指摘したうえで、 ここでは構造をより緩やかな制度というかたちに置き換え、そして過程や調整機能を行為次元に属 とくに機能は目的論的側面が強いので調整を機能でなく行為次元として明確に把握する。 の論理へのひとつの対抗として登場してきた点に留意すべきであるからである。(デ のカテゴリーで括ることは適切ではないと考えられる。 いくつかの議論の整理がおこなわれてきた。たとえば、G・ピーターズは、 コーディネーションの概念は、その調整の主体を明確にし、実体としてのアクター その労働者が属する組織およびその組織間関係の布置 「制度」 なぜならば、 制度を措定してきたことに注意する必要があるからである。 これは、 を捉えている。 それが、 調整行為が導出されるわけでもない。 新制度論は構造対アクターという二元論を克服し、 前述のように、 意図的で合目的的な自発的な行為を重視する場合と、 アクターの構造的位置からアクターを取り巻く制 したがって、こうした制度概念を そもそも新制 アクターが埋め込まれ 度論は、 (労組の組) つまり、 機能主義的 構造主義にしばしば伴 てい 各セクター 織率や集権 る組 な観点とは 「構造 かつてB コー 織間関 主義 化

ネー

3

|織に対するコントロールを強調する場合とに弁別している。そして前者を最小限主義的な規定、後者を最大限主義

おける政策協調でも、

また社会領域における組織間関係でも展開される点にこそ留意すべきである。

的 ?な規定としている。 ずれもアクター これ の 調整能 は 個 力およびアクター 人等による主体的 間 の調整行為という行為や過程の次元に属するとみなしていること な行為と、 組 織間 0 協 調行動 とを弁別 したもの とい えるが L か

は明らかである。

機能 念は、 性や、 フォー ど利 V 合目的性と結果とパフォ 集約 P 益 前述のジェソップのいうように、 行為の結果としてのパフォ 媒介 力 マンスと調整行為の三つが重なりあい議論を複雑にしている。 フ の論理 П は、 オ 0 諸過 1 既 は、 マンスと互換的に用 程を含む 述 のように、 社会領域における利益 1 7 「行為の次元」 ン スの三者の関係が錯綜しており、 集約を構造にそして熟議を過程に位置づけているが、 ーマンスと等値しているところもあり、 いたりすべきではないと思われ 行為次元に属するのであって、 にまで及んでいるからである。 の組織化 (利益表出) ゃ 理解が難しいところがある。 る。 たとえば機能を、 労使間交渉や労使内部のコー 機能や構造に先験的なかたちで照応させた むしろ、 機能主義的な説明がみられる。 また、 コ トラッ Ī ディネー 調整行為の目的とする合目的 クラー か し集約 ショ コ 0) 1 は 議 デ 構造 ンは、 ディネー 論 で ネ 12 そのために 玉 還 1 機 シ 元 領 で 能 きな ŋ な

化が 存的 化がより柔軟化 う移行形態を示しているといえる。 な のように新たなコー より弱体化し、 (contingent) コー 国家による統合化の必然性が高まっているとも改釈できる。 調整行為や協調 デ ノイネー ポラティズムは、 ショ 言い換えれば、 ンという行為次元の重要性が高まって 行動 0 全体として主たる政治アリー 比重 が 高 アクター まっ てきてい Ö ル 1 るとい ル制約性や存在拘束性が弱まり、 ナが社会から国家 、える。 V る。 このことは、 その意味で制度から へと移動し 社会に うつつ、 お 偶発的 アクタ ける自己 その で状況 1 لح 制 度

その限りでいえば、

政府介入の余

複合体であり、

それらの相互連関のあり方を指し示している。

やひいては国家の相対的な自律性もまた拡大する可能性があることをも示唆している。

(三-二)ガバナンスと国家―社会関!

等を含む組織間・組織内部の制御可能性のあり方を含意している。 ガバナンスの概念は、 認識論 の側面でいえば、 組織間 の相互協調 ガバナンスは、 や調整行為のあり方、 諸々のアクター そして組織内の自 諸組織 織 主 構造 的統治

ターと私的・自発的セクターとの相互作用をも包含しており、@ 広く国家 よいであろう。 ンスの概念は、 また「政府 ―社会関係のあり方を射程に入れている。したがってガバナンスは、 (government) 政策の定式化や執行の局面を包摂した一連の政策過程について、狭義の国家=政府レベルだけなく、 から統治(governance)へ」という標語が象徴するように、 その意味で国家-狭義の政府の領域を超えた、 ―社会関係全般に及んでいると考えて 存在論的にみれば、 公的 ガバナ セク

国家 は、 こうしたガバナンスについては、 ガバナンスを、公私両アクターのコーディネーションが展開される政治アリーナとその制度編成に着目しながら −社会関係の統合のメカニズムを含意する「社会的統治(societal governance)」として理解する。 トラックスラーはそれほど厳格な意味で使っているわけではない。 そこで本稿で

たといえる。これに対し、修正型コーポラティズムは、 古典的コー 会領域における組織化・集中化という位階制的秩序と国家領域における集権的な政策協調の諸制度とが一体化してい 以上の二つの軸を設定し直したたうえで、図表-7のように新旧のコーポラティズムを位置づけてみると、 ポラティズム論は、 コーポラティズム(A)と(B)を不可分のものとして捉えており、 その国家と社会の両次元の照応関係にズレが生じる。 その内実は、社 第一 一方で K

成といった

「構築主義」

0

る

社 三章でもみたように、 るように合意の制度化が低くなることもあるとはい セクター 会領 域 化 Œ おける脱 (メゾ・ コ 組 織 政策領域を拡大する場合もある。 ーポラティズム化) 化 や脱集権 化が 進 を促進する。 行し 利 益媒 え、 介 他方、 その規模と範囲を その限りでいえば、 集約メカニズ 国家領域で展開される政策協調は、 ムが分権 (イギリス等を除いて) 政策協調としてのコー 化して、 それ がが 多元主 維持、 社会協定にみられ ポラティズム 化 さらに第

外形的には、

古典的

コーポラティズムと同型性を帯びるか、

より広範囲なものにみえるとさえいえる。

るのに対して、 ぐる分配闘争やその 0) 水平的 第二に、 垂 政労使の三 直 非古典的 的 調 いなかで 整 一者間 の双方におい コー Ō 論理が台頭してい の各種 ポラティズムでは、 雇用と賃金 0 コー て、 ある 労使の組織力とその集権化といった権力資源を背景にして、 デ イ ネ い は 1 利 ショ 言説を通じての政策目標や危機認識の共有をめざす認識 益 譲歩と政策参加など、 ンについてい えば、 古典的 「政治的交換 コー ポ ラティズムでは 0) 論 理が 貫い 物質的 7 共同 組 たと 利 織 間 体 0 関 形 係

によ 政策協調を通じて社会領域の多中心化を統御することをめざしている。 る集権的 て 2 は て制 利 益 な政策協調 御 寸 ガ する バ 体 ナン 0 布 遠 置 スの観点からすると、 とが相まって 心的 連 関 0 統合化に向かう。 分権化 「求心的」 になどの 古典的 脱制 統合化に向かうのに対して、 言い換えれば、 度化が進み、 コ 1 ポ ・ラテ ١J 1 ガバナンス ·ズ わば遠心化の力学が働き、 L が、 トラッ 社 は ·会領: 修 正コー 中心化から脱 域 クスラー 13 お ポラティズムでは、 がける が、 それを政 位 中心化 階制 非古典的 化 府 と国 0 な社会協定型 主 流 導 社 家領 n 会領 0 のなか 政 域 策 域 12 協 に お け

バ

ナ

スを

ーネ

ッ

ŕ

ヮ

1

2

型と命名した所以

もそこにあると思

ゎ れ

る

のようにして

「政策協調としての

1

ポラティズム」

のガバナンスは、

バ

ッ

カ

口

流に

W

えば、

の論

や法的規制などの政府介入を通じてガバナビリティ て認識 | 共同体の構築と相互主観性の確立につとめ、 またトラックス流にいえば、 (統治可能性) を向上させようとするのである。 法的枠組に依拠する適用範囲 そしてい [の拡大 ずれに

そこには政府の主導性やひいては国家領域の自律性を高める必然性があるといえる。

第四節 政治的安定性の問題

には国家の相対的な自律性も拡大する可能性があることも前述の通りである。 パートナーシップが制度的に弱体で、協議体制から離脱する退出コストがより低いので、 ける自己組織化がより弱体化することによって、 協調体制 すでに述べたように、「競争的コーポラティズム」は、 (concertation) を維持・強化する必要性があった。こうして新たな形態のコー 国家による統合化の必要性が高まり、 従来の社会中心的なコーポラティズムと比べて、 そこに政府介入の余地やさら ポラティズムでは、 政府主導で、 国家後見型 労使の社会 社会にお

入は円滑化し積極化するが、そのことは、同時に、 になると、 や官僚層が織りなす政治アリー する政府介入が、 もそも旧来のコーポラティズムにおいても、 そうした協調行動には、 そして政労使の三者間の政策協調を中心とした交渉型デモクラシーとして「コーポラティズム」 コーポラティズムは、 職能領域の統合化に影響を及ぼす可能性が指摘されていた。 組織構造や資源そして政治的コンテクストにかんする多くの条件が前提とされている」。そ ナに制度的に包摂されることによって、 エリート・ モデルの一亜種になる。 政府の政策定式過程 労働内部のランク・アンド・ファイルと指導部とのあいだの距 への職能代表の包摂化だけでなく、 こうして職能代表の抱き込みによって、 政労使エリート すなわち、 の協調体制 労働代表は、 が確立され を捉えるならば 政策執行に関 他 の職能代表 るよう

齬が 間 が 拡大していくことにつながる。 0 と生じ、 均 衡点の発見を重視するようになると、 織 面 での寡頭制化がもたらされることになる。 そして労組指導部が、 労働組合内部では、 自己の職能領域内部の統合化や代表性の問題より W 意思決定の効率性と手続きの シュトリー -クが、 R ミヘルスにならって 公正さとのあ 「寡頭 だに 政 労使 翽

۲ • 新旧 支配 そのことについて、 のほうが、 ズムやリーン 介入への制約と競争的 の不安定性の条件は、 ついて論じていくことにする。 ここでは、 ファイルの反乱 コー の鉄 則 ポラティズムの連続性が示唆されているといえる。 組織化・包摂性の低下や交渉分権化や脱制度化の進展などを反映してヨリ高くなっているように思われる。 と呼 ・コーポラティズムなど、 本章の締めくくりとして、 んだ所以でもある。(8) 以下、(一) 交叉階級連合の変化 そのままかつての古典的コーポラティズムの脆弱性の条件に重なる部分も多く、 コー コーディネー ポラティズムの やや結論を先取りしていえば、 ショ 様々な呼称のある新たな形態のコーポラティズムが抱える政治的不安定性 そうした政治的コンテクストの諸条件を吟味しなが ンの危機と脆弱性、 「不均等的制度化」、(五) 権力ブロックないし統治階級連合の問題、 しか = 政治的条件をみる限り、 ï 結社性 新サンディカリズムや社会運動的 その脆弱性 の問 題 0) の再考と社会協定の限界 程度は、 この新たなコー 新たなコー 5 競争的 (二) ランク・ その意味で 組 ポラティズム ポラティズ 合主 1 四 ポ ラテ 政府 は

(四-一)交叉階級連合——統治連合と権力ブロックの変化

も含めた労働運動

の新たな展開という観点から述べ

協力 競争型コー 協働 0 側面に焦点をあてて論をすすめてきてきたが、 ポラティズム」における政労使間の政策協調にかんして、 政労使間 の三者の勢力バラン これ までの本 稿 0 スや力関係にかんしては若 議論では 分货使三 一者間 D

 λ_{ζ} 間の権力のバランスが時間とともに変化している点が指摘されている。 合であったことは確かである。 の党派性やとくに労使内部の階級間亀裂を横断した「交差階級連合」における連続性と変容とが看取できる。 干言及したものの不問に付してきた。ここであらためて政策協調を担う統治連合の内実に着目すると、 間 ートナーシップにおけるへゲモニー問題に触れずに三者間の協調的側面を過大評価したり、 Eの共通認識の構築や相互主観性の確立にのみ着目するのは一面的であろう。 ® 来の آ ا ポラティズムに しかし、この新しいコーポラティズムにおける政労使の交叉階級連合では、 おける政労使のエリート協調も、 労働 したがって、この統治連合の内部の力関係や 資本の構造的亀裂を交叉した政治的 あるい は政労使 そこに その三者 な階級連 エリ もちろ は政

動きを鎮静化するための連合へと変容していく。 事情であるが通貨統合によって緊縮財政を指向する。 そのために労働市場の規制緩和や民営化そして年金をはじめとする福祉政策の縮減を通じて、また特殊ヨー その統治連合の枠組自体が、 連合が、労働と政府の両アクターがビジネスの権力を馴化する試みとして理解できるが、 こうした交叉階級連合の変容にかんして、 すなわち、 競争的コーポラティズムは、 新たな社会変動に適応するために、労働者の諸利害を抑制し包摂する道具になってい M・ブースメヤーは、 福祉国家の拡大よりもむしろ、 こうして交叉階級連合も、 七○一八○年代の古典的コー 福祉国家の縮減に反対する労働 国際競争力の維持をめざしており、 九〇年代以降は、 ポラティズ À の統治 的

である。 の型を提示する。 ・ブー ①の保守型では、 スメヤーは、 ひとつは①保守型であり、 ドイツの職業訓練等の労働市場政策の事例を基にして、そうした交叉階級連合の新たな一 労使間の組織間関係の分権化(メゾ化・ミクロ化)に応じて、労組と経営者が、 もうひとつは②分割型・部分型・セグメンタリスト (segmentalist) 型 種

いえる。

変化し、 とされる。こうして新たなリーン型になったコーポラティズムでは、 対抗する諸勢力の社会大への拡大を阻止し、 ビジネスが、 経済の 盤とした職業訓練の領域に政府が干渉することに対抗する交叉階級連合である。 促進する交叉階級連合である。 分極化 政府の政策に反対する政治的労組や労組反対派を排除することで、 労組 や労働市場の階層化 の協調派と連携しつつ労組の反対派に抗して、システム全体の分権化を通じての F イツ への背後にある原動力とみなされる。 の場合、 労使の組織間関係のコー この二つの交叉階級連合が交互に入れ替わったが、 労働-ポラティズムのメゾ化・ミクロ化を支えて ②の分割 内部の亀裂と交叉階級連合の交叉性 新たな交叉階級連合の形成がなされたと この連合は、 ・区画型では、 ド ż 社会民主主 漸進的な柔軟化を ٧١ ツのような ずれ も分極化 一致府と 軸 V た

(四-二) ランク・アンド・ ファイ ル の 反乱 コーディネー ションの危機 と脆弱性

第二に、そうした政策協調型のコーポラティズムによって、

労働領域は、

その頂上団体が国家領域に吸収されるこ

労組 とによって、 コーポラティズムに対抗する労働者となる。 部は、 社会領域における労組 コー ポラティズムの前提をなす協調型から抵抗型へとその基本的な立場を変えていく。 の 般組合員 後述するような底辺レベルでの組合主義の新たな形態が台頭する所以で (ランク・アンド・ファイル) との接点を失っていく。 そうなると

ある。

で 化 D への反措定としての抵抗が こうした底辺レベ 非公認ストなどのランク・ ルでの反乱は、 顕在化するとい アンド・ファイルの反乱をも含み、 か つてのコーポラティズム論議 う議論と重なってくる。 そして労働側内部の代表関係におけるギ に関連していえば、 たとえばストラ 1 キ行動 利益集団 それ自体 の集中化や交渉集権 ヤップを

浮き彫りにする。八〇年代以降の労使関係の^(g) 行することは、 垂直的亀裂」を拡大化する方向に進み、「労働者対労働者、 といった「組織間紛争」 底辺での抵抗の度合を高めていくことにつながる。 の色彩を帯びるようになったといえる。(®) 「分権化」 の過程では、 企業対企業、 それでは社会領域とくに職能領域の労組の結社 労使関係をめぐる紛争が、 労組対労組、 社会領域における利益集団 〔産別・全国レヴェ そうした労働 の) 断片 で 內部 進 労 σ

(四-三)結社性の再考と社会協定の限界

あり方はどのようなものであろうか。次に、この点について述べていく。

調に際しての政権の安定性 結社のあり方 0 組織間関係の断片化や分権化と、政府領域における政労使のエリート協調との「接合」であった。 説的な結合であったことは、 J 新たなリー ポラティズ ン型の (結社性)、そして②政府介入の制約性ないし政府の自律性、 ムの制度化が進展する場合、 「競争的コーポラティズム」が、 (強い政府か弱い政府か)、といった諸点である。 これまでも繰り返し述べてきた通りである。 あらためて問題となる政治的条件は、 コーポラティズムの利益媒介と政策協調という二つの属性 さらに③国家領域における政労使の政策協 換言すれば、 ①社会における利益集団 社会領域における利益 こうしたかたちで 集団 いもつ . の 逆

安定性を浮き彫りにする諸要因をあらためて確認できると思われる。 ちに比較することには留保が必要であることは確かであるが、この失敗の経験からはリー として、社会協定によるコーポラティズムが瓦解したギリシャのケースがある。 義体制でありEUの通貨統合にも周辺的に参入した同国と、 この政策協調型のリー ン・コーポラティズムの奏功の条件を考えるうえで重要な示唆を与えてくれるひとつの 大陸ヨー _D ッ ١٩ の相対的中心部を構成する諸国とをただ もちろん、七○年代初頭まで権威主 ン型コーポラティズムの不 事例

模集団 もまた、 ポラティズ けではなか 的 に陥りやすくなるのとは対照的 組 ょ 0) 場合、 社会領 不 À っ 重大 在 12 た で その 域に な あ お のは、 包 か ける労組 つ 括的 利害関心が 7291 おける合意の れ れは、 な広 利 か M 益 n の組織化と包摂化が集権化につながり、 W が 集団 利害関 問題 K 極めて限定的で狭くなるという点を指摘する。(※) オ 調達と政策の浸透の双方に の ル 結社 利益代表の代表性の欠如やリー ソ にするの 心や ンの議論を引き合いに出 性 イン 0 いは、 脆弱さである。 セ ンティヴをもつのに対 たんに組織化 この点についてC・A・ お して、 V の度合が低い て機能不全に陥ることを示唆して ダシープの弱さもまた、 それが前述 包括的 ギリ 利益集団 (二〇〇二年時点で七%) このことは、 でのシ ź ヤ ュ 1の場合、 イオノウが 0 トリ 労組 ĺ 利益集 利益の媒介性 0 クのい 公共財の提供に影響 ように 2力説す 寸 う 低 0) 寡 過 組 ということだ 度の 0) 頭 集約 来 制 断片 で 支配 0 性 小 包括 コ

自己 策実施 停滞させ、 る₉₃ 業組合的 反発となり、 の に重要な の浸透性をも低下させることにもつながる。 別 利 合意形成だけ スト を超えた 0) 結社 リリー 留まること、 は 0) そこで指摘されてい 1 発展 でなく 「普遍的階級 デ 段階 モクラシー ない 職能領 0) 問 しそれを乗り越えることができないというイン 題に 域 0) という形態をとって散発的に表出することに 0) 統 意識を持ちにくくし るのは、 も関連するが、 合の危機をも招く。 各労組 その結果、 職能 が自らの 領域 ている点を示唆 政策内容 また、 i 狭 おけ V 職 そのことは、 への反応も、)る結: 能 領域に してい 社 性 センティヴや政治意識 おける利害関 0 いなる。 同時に、 非 る。 弱 さが 組 この 織 的 個別 政 ように な 心 策 無定形 執 集 利 行の 寸 か 益 も 0 実効 メ 0 た 団 問 ン 催 題 抵 0 で 抗 B 1 あ 日 政

こうしてみるとリー

ン型 で

コ

1 結社

ポ ラテ

イズ

ムに

お け

る政労使の セ

エ

IJ

ĺ Ó

1

間

政

(策協調

は

社会領域

î

おけ

る結

が

0

あり方とい

う意味

ō

性

は、

構

成員

0)

イン

ン

テ

1 ヴ

違い

に 0

も影響を及ぼ

す

可

能

性

— 283 —

協調 逆説的結合のもつ限界をも示唆している。さらにいえば、市民社会における結社的世界(「ソーシャル・キャピタル」) いえる。 の破綻の要因になると考えられる。また、 やはり利益集団の包括性が欠落していると、社会協定の定着度や有効性を低下させ、 国家と社会をつなぐ回路も極めて少なくなり、 それは、 リーン型コーポラティズムにおける利益代表と政策協調との 政治的安定化につながらないことが明らかになったとも それが政府主導 の政策

(四-四)政府介入への制約と政府の自律性

国家の政策形成の「土台」を構成しているのではないかという問題をも投げかけている。

府介入の制約のいくつかは、 後発的な参入をした周辺部の国々は、そうした政府介入にいくつかの大きな制約が課せられていた。 そうした市民社会における断片的な利益集団の布置構造とその組織間調整を、政府介入を通じて統合化していくこ 新たな政策協調としてのコーポラティズムに期待されていたことであった。 EU周辺部だけでなく中心部の諸国においても、 政策の定式化における準拠すべき規準 だが、 ギリシャのようなEUへの この政

対外的圧力と政府介入の制約――-政府の自律性の弱さ(その一)

であった。

財政を厳しく強いられるなど、 した。このために、 に妥当するわけではなかった。 EU通貨統合が加盟国の社会協定を促す契機になったという議論は、 政府にとってみれば国内の政治課題を解決するにあたって裁量の余地が極めて限られていることを意味 たとえ国家領域で政労使のエリート間で危機意識が共有され社会協定が締結されたにしても、そ しかし、その国際的圧力は、とくにEUの弱い環である周辺部諸国にとっては、 政策手段や政府能力に制約を加えられ、 第三章でみたように、 政策選択の範囲が狭められることになった。 必ずしも加盟 国 に 様 争が無定形になりがちである。

な

弱

政

府

の場合、

政府が労使間紛争を仲裁

こうしてEU域内の東欧諸国の多くを含む周辺部諸国では、 社会とのギャ 置構造と、 政 (策内容が、 その頂 ッ 社会領域で要請される問題解決の方向性とは異なる場合もたびたびあった。 プが拡大するだけでなく、 上団体 0 利益代表性の欠如という結社性の問題とも連動して、「幻想としてのコー 政策フィー ドバ ッ 社会協定型のコーポラティズムは、 クの局面においては社会領域での利害対立が激化する。 その結果として、 利益集団 ポラティズム の断片的 府と

(ハッセル)に陥りやすい。

第三者調停者の不在

-政府の自律性の弱さ

(その二)

L クスラー ゕ 社 会領域における利益の集約には、 包括的 が強調したように職能領域を代表して組織間関係の調整を担うリー こな利益的 集団が不在でその組織間関 前述のバ ッカロが指摘したように利益集団の布置構造のおける集権性や、 係が断片的である場合には ダーシップの存在が不可欠であっ 利害対立を調停する契機に乏しく、 トラッ た が 紛

そこで政府が第三者調停者としての役割を期待されるわけであるが、

調停する第三者として主導性を発揮することが

困難であっ

2

ギリシャのよう

デオ 安定な連合政権の場合、 こでいう ĺ D の交代というよりも、 ì 弱 距離が *ا* با 政府とは、 大きい場合には、 拒否権プレイヤーの相対的な力が強いだけでなく、 むしろ政権の樹立そのものをしば 少数内閣や連合政権などの政権形態だけでなく、 政策の一貫性を維持しにくいので、 しば困難にする。 政府が、 その拒否権の発動が、 とり 政権の不安定性をも含意してい 社会領域の紛争に巻き込まれやすく 、わけ連合政権 内 . 語 政権の連合パ 0 政策距離 やイ 1 不 1

える。

社会からの

相対的

自律性も保持し難い。

したがって政府介入も体系性をもたずにアドホッ

クなものになりやすいとい

る₉₇ る断片的 U こうしたかたちでの しかし、 弱い政府こそ、 な利害を糾合する必要性に迫られ、 政権の存立自体が不安定に陥りがちな 一方で政権基盤の拡大のために与党間や与野党間の合意調達をはかり、 「弱い」 政府は、 前述 その梃子として社会協定を活用する点を強調したことは既述 の バ ッカロ 「弱い」政府では、 が例 宗したイタリアなどのケースとは異なって そうした政府の自律的で戦略的な介入は難 他方で社会領域 0 通 つりであ ĺZ バ お ッ カ

四一五) 競争的コーポラティズムの

使エ は 要請される。 に存在している場合には、そうした新たなコーポラティズムは制度的に定着しない。 でもない。 間関係の布置が必要とされる。 くなるのである。 な のコー このように競争的コーポラティズムの政治的安定のためには、 リー ト間 また労使間 ディネー しかし、 それには、 「の政策協調が展開されるためには、 ショ 労働組合が の団体交渉などの利益媒介制度の ンを円滑にするうえで、 政権の形態もさることながら、 これは、 「同業組合的段階」に留まっていて職能領域を超えた公共意識をもたないまま分散的 「不均等的制度化」 利益集団の組織化・集中化と集団間関係の集権化を必ずしも含意するわけで そのリーダーシップを担う包括的な利益集団の存在や、 政府の社会からの相対的な自律性と政府の主導性を維持することが 「分権化」を、 政権の安定性と政策の一貫性が重要となる。 の問題 まず第一 ただちにコーポラティズムの衰退と等値 に、 何よりも社会領域におい 第二に、 国家領域における政労 結社 ては組 型 すべ 織 0 間関 組

政労使エリート間で政策協調がなされ社会協定が締結されても、社会における利益媒介構造との接点が少なけれ 見いだせるかどうかであり、 それ以上に決定的なのは、 それが社会協定型のリーン・ 社会領域における利益媒介と国家領域に コーポラティズムの安定化にとっての鍵となると思われる。 おける政策協調とのあ だに均

と政 政策 条件がなければ が 策協 確保されていたにしても、 Ó 実効性は弱まるし、 との懸隔 が 政策協調 あ 0 たり、 また政府による社会統合も低くなる。 は 政府が、 継 ある 続的に展開できないことになる。 W イニシアチブを発揮できなければ、 は国家 社会関係の回路が乏しか その制度化も不均等的に発展することになる。(密) 逆に、 こうして政労使間 社会に、 あるいはそうした主導的役割を果たすだけ ったりする場合に おける利 の社会協定の試みは、 益のある程度の包括性 は 成 功と転落 利益 つまり制 亡や代表 媒介

四 | Ż 結社性の新たな展開 労働運動の転換?

このように新たな政策協調型のリー

·

コーポラティ

ズ

0)

政治的安定の諸条件をみてきたが、

市

民社

会

能

度化と脱制度化を繰り返す

「シジフォス的営為」

となり、

変容を遂げるなかで、 はしようとしているのか。 域における利益集団 試みにも言及するつもりである。 ポ ラティズム論のなかでも論じられてきたものもある。 あ はその傾向 「の包摂性の低下や、 部は継る ここでは、 の代案として、 承ないし顕在化したものであるが、 この代替的 主として結社性の新たな形態に着目し、 組織間関係の垂直的 労働運動 な結社モデルは、 は どのような新たな結社的な世界を構築してきたの A ここでは新たな形態のリー コーディネー すでに述べたように さらに新たな要素も加わったものもあるので、 · ショ そして実験的要素を含めた代案モデ ンの危機やその布置構造の分権 シュミッ ン型 の ター コ は ポラティズムへと じめ、 古典的 化 あ に抗 る

〔四-六-一〕合併運動とその限界

れについても検討していくことになる。

と捉える動きが生まれた。 に 労組 0 な かに は というのもナシ 組 織率 の 低下 3 ナル・ の対応として合併活動 センターにとってみれば、 を促進 ホ それに ワイトカラーなどの中心部の労組や、 ょ 0 7 組 織 基盤 を拡

ようと試みたことがあった。

またイギリスではTUC(労働組合会議)は仲介者という立場を維持しながら、分散化している諸労組の合併を促進し L | C I O みられた。 る。 移民労働者などの周辺部の諸組織を包摂化することは、 とくに大規模な労組が、 たとえば、七○年代末から八○年代において労組の組織率の低下が顕著になるなかで、 (労働総同盟・産業別組合会議) 種々の小規模のローカル労組を吸収・合併を通じて組合員数を確保しようとする活動 がイニシアチヴをとってそうした合併戦略を積極的にとろうとしたし、 新たな形態をもった組織再編をおこなう契機になるからであ アメリカでは

には職場のなかにも、そうした統合の危機がもちこまれることを意味する。 な秩序化は、 意思決定の基礎的単位としては、 て位階制的秩序に組み入れられると、代表と構成員とのあいだの関係が、構成員のための統制から構成員に対する統 面 でも有効性が低下し、 へと転化 かし、その場合、 打ち出す方針は、 異質な利害を種々の労組が、 シビリティの個別事情に左右される以上、 むしろ不安定性をもたらすことになるからである。 動員がトップダウンの性格を帯びる。そしてナショナルセンター支部、 旧来の集権型統制といった画一的ないわゆる官僚制化の方向では、 あらためて労組間の協力関係の枠組を再構築するという問題が提起されることになっ 傘下の各労組 もはや一 ナショナルなレベルの組合間関係の内部に編入されるので、 のリクルートメント戦略、 般の個々の労働者の代表とはみなし難くなる場合もある。 前述のように、 画一的な指導をしばしば困難にする。 これは、 組合員へのサービスやリサーチに依存し、 般の労働者とそれらの代表との距離 ローカルな支部との関係においても、 たとえば、 各単産支部、 職場委員の組織が官僚制 代表性の面でも管理 職場委員代表は、 ナショナル 従来の位 の増大は 階 さら 営の ・ セ 制的 な

その実効性を低下させ、

代表関係を不確実なものにし、

げて、 代から九○年代におけるドイツの労組 ることが難しくなっていることを述べている。(※) 併等によって巨大化したナショナル・ に対抗する個別労組の自立化や労組の組織間関係それ自体の多元化を促す契機にもなっていることが こうしたことは、 コー ポラティズム型の労働組合が独占的 集団 新たなリー のリク ル Ì ン型コー ŀ メ ント センター 0 組織率の低下に関連してA・ ポラティズムでも引き続 の障害にもなる点を指摘している。(※) こうしてナショ 地位を占め、 は、 下からの不満に対して、それを吸収しつつ上からコント 職場レベルでも一 ナル V 7 セ ハッセルは、 0 課題に ンター 般労働者の加入を独占しようとする なっているといえる。 0 またB・エビングハウスも、 独占的地位や巨大化 リクルー トメント 示唆されてい たとえば は の 問題を取 労組 口 1 の合 Jν す

四一六一二) 新しいサンディカリズム?

化や利 労働 議論に の議 運 組 益代表 たな要素を付 か 間 論 関係 展開 前 は、 が 述のように、 検討の俎上に再びのせられるべきものになったように思われる。 の独占化は、 されてきたが、 0 か 垂直 つての論議の延長線上にあるものである。 的 け 調整による統合から水平的ネット 加えるも その反措定として底辺レベ シュミッターら この運動の特徴について、 のである。 が とりわけインセ か つてコ 1 ルでの水平的な結社を促進する ポ たとえばD・デラ= ウー ラティズム さらに、 ンティヴや組織 ・ク化へ の 労働の組織間関係の分権化もまた、 の代案のひとつとして挙げた 転換を促す契機になるとい 形態に コーポラティズム型の利 ポ ル お タは以下の諸点を指摘してい 「政治的 ては異なる面をもった新しい 機会構造」 う指 サ 益媒 摘 ンディ 底辺 は 介 従 の 力 集権 IJ ズ iv

ユニオニズム」 ラテ ともい 化 に異議 · うべ を唱える労

働

者を

組

労 組

コ

1

ポ

・ラテ

1

ズ

ム型

0

か

ら抵抗型へと変化し、

コ

1

ポ

ズ

ム

織化しつつあること、

それがとり

わけ 協調的

一ランク 労組

アンド

ファイ

N

を例示するものである。 労働組合運動への参加に端的に表れている。こうした動きは、 から、「アイデンティティ」をめぐるものへと変化している。これは、たとえば、 わ の政策内容に対して異議を申し立てる政治主義的な労働運動も含めて、 組合運動である点である。 した社会運動との接合をはかるネットワーク型の形態を指向する。 ば硬軟・清濁織り交ぜた多面的な手段に訴える運動になる。 (®) ィティが交錯するいわば複合的アクターとなる。 第三に、したがって、 第二に、そうした運動の担い手たちのインセンティヴが、 組織形態もまた、 第四に、こうして運動のレパートリーも多様な媒体を活用し、 後述するように、政府レベルでの政策協調による種 旧来の職能利益の同質性に基づいた形態から、 こうして労働運動自体が、 労組が社会運動型へと変貌してきていること グローバル正義などの社会運動への 従来の物質的利益をめぐるもの 異質な利益 やアイデン

の萌芽的なものや実験的な試みも含めて以下の三つの方向性を暫定的に示しておきたい。 のような主張を展開している。 た新たな組 利益媒介構造の分権化を踏まえて、 であり、 地域コミュニティ指向 織間関係 それは、 の編成を模索する運動がある。 地域における企業を中心にしており、 つまり、 ローカリズム 地域へのコミュニティへの指向をもち、 従来のモデルは、 たとえば、J・ 自己の労組員の要求に応答するかたちの「サービス型モデ 政治的党派性からも独立していなかった。そして、 ロジャー スらは労組の代替戦略モデルについ 口 l カル・レベルでの労働を中心とし

労組員の要請

Ó

実現に向けて地方政府の政策過程への参加

そうした労組員へのサービスの供給ではなく、

コミュニティの住民の支持である。

そのためには、

地域の少数派労組

-包摂もめざしてきた。

しかし、

地域で要請される

Z

より具体的にどのような方向性をもって展開されているのであろうか。

こうした新たな労働運動は、

連合も含めて、 の戦略が重要であるとされた。 草 の 根 V ベ ル で の 各種 0) こうした組織間関係の形態は、 集団との多様 な連携を視野 i 「多中心的」 入れ た 「交叉労組 なものを志向することにな 協 調 (cross-union

b.社会運動的組合主義——政治主義

る。

運動 とになるといえる。こうして政策協調は、 (E) 化 化させる可 口儿 物質的利益をめぐる分配闘争から、 政治争点化しやすく、 社会運動的組合主義が台頭し、 は も政治化する。 策協調が、 ル正 政策協調 能 |義運動といった一国を超えた社会運動との接点をもつ機会を労働運動に与え、 性が 国家を拠点とした政府主導性を帯びると、 0) ある。 所産でもあり、 とくに労働市場政策における規制緩和や年金等の社会保障費の削減や公共部門の民営化などは また政権の党派性の問題も絡む。 またそのことは、 その組 単にシュミッター 政策的な争点をめぐる政治闘争の様相を呈し、政治的ストライキ |織形態もますます水平的なネットワーク型になる。 労組にとって組織再編の梃子として作用し、 その政策範囲を拡大すればするほど、たとえば反グロ 流 の利益集団 したがってストライキ行動等の労組の抵抗運動も、 争点それ自体が政治化する傾向にあり、 [の集権 分権の軸からだけは導きだされるものでは 労組 労組 このように労組 0 再生 の政治化をさらに Ì 戦 それに応じて労働 略 リズム運動 の再生を促すこ 0) の政治主義 環 経済的 やグ 加 谏

c. 組織内民主主義と新たな政策参加型モデルの模索

ないといえる。

が 提起される。 第三に、 前 述 たとえばF 0) 組 織内部 0 ポ コ V デ ッタは、 イ ネー V١ シ ζ 3 うか ンに は関連は の事例研究を踏まえて、 でする が 労働 運 動 労働運動も含めた社会運動内部で 內 部 :の熟議 デ ý K V 1 シ 3 0) 0 問

なデリベレー な議論や Ì シ 3 ンが 終わりなき対話」こそ、 ションを克服する要諦でもある点を主張している。(ツ) !重視されていないことを指摘する。 運動内部の民主主義を保証するうえで重要であり、 そして運動内部での連帯感や「フレ また上からの後見的・ ンドシップ」による自由闊

チ・ る D D P な熟議型民主主義を指向する戦略を拡張すれば、 による熟議を通じて、 を提示している。このモデルは、下位レベルでの種々の争点ごとに、専門家も含めた当事者間の直接的な参加や対話 論も参照しながら、 本的には下部の発言をいかに担保するのかに重点を置いた制度設計であり、そのうえで各レベルを重層化する とされる。この熟議は、 する下位部門の要請を、 てはいるが、 さらに、そうした組織内民主主義の問題から、 レベル・ガバナンス」を企図したものである。こうしたガバナンス論を踏まえ、R・ダールのポリアーキー (Directly-Deliberative Polyarchy)の議論が登場したのである。それは、実験的要素も多く含んでいるが、基 しかし供給サイド A・ファングは、 弾力的で裁量的な政策執行に向けての制度刷新を求めている。それは、 政策執行に生かしつつプラグマティックに問題解決を図ることをめざす。 いうまでもなく、 (出力局面) だけでなく需要サイド 参加型討議民主主義(PDD:Participatory-Deliberative Democracy) エリート間の政策協調におけるような調整的言説ではなく、 それは行政改革や政策形成全体の制度再編に向けての代案にもなる 政策過程へのランク・アンド・ファイルのより直接的な参加を求 (入力局面) の要求や、 また政策執行に直接関与 政策執行に力点を置 そして、このよう 第三章で言及 のモデル

は本稿の課題を超えるので、

むしろ、そうした種々の動きが、

一方では、

新たな形態のコーポラティズムの制度化が

それらが現実的な拡張性や具体的な適用可能性をもつかどうかを論じること

こうした新たな動向についていえば、

したが、ランク・アンド・ファイルとの「コミュニケーション的言説」を意味してい

最後に、

この新たなコーポラティズムのもつ不安定性を概観してきたが、

ここでは以下

の三点を指摘しておきた

リー

ナ

進行することに伴う一 面を併せもっていることをここでは指摘するにとどめておきた 種の反作用であると同時に、 他方では、 既述のトラックスラーの 「ネットワーク型ガバナンス」

(小括)

「適応」

する側

そして政治アリーナを国家 政策協調を基 アクター 以上、 が社会領域から国家領域へと「転位」したことを含意する点を指摘した。 本章では、 の存在論的差異に着目 軸 とした コ ーポラティ 「競争的コーポラティズム」ないし「リー -社会関係に応じて区分し、 Ĺ ズ 相互行為の拠点や場所としての ムの変容を考えるにあたって、 さらに、 シ ・ 両アリーナの関連性を探求してきた。 従来 「政治アリー コーポラティズム」 の構造対過程 ナ を峻別する必要性を主張した。 や構造対機能 の変容は、 主たる政治 そのなかで、 う

織間 第一に、ネオ・ て、 う交渉レベル 型とその均衡点を見いだすことが重要である点があらためて確認できる。 ベルでの政策過程の制度化の両次元の関係をまったく切り離して理解することは困難であり、 コー 法的枠組みに準拠した ディ のセクター化 コ Ì 1 シ 3 ポラティズムの ンの 問題だけでなく、 (メゾ・コーポラティズム化)にともなって、 適用範囲」 (A)社会領域における利益集団の組織化 の拡張を図っても、 市民社会における結社の問 それは労働 :者の包摂化を促進するとはいえ、 題が浮き彫りになったといえる。 組織力等の権力資源が縮減するなかで とりわけリー 集中化・集権化の次元と、 · コー 両次元の ポラティ それ ズム論 やはりは B 「接合」 に対 政 0 0 0)

第二に、 そうしたコーポラティズムの脆弱性の観点からみると、 新旧 1 -ポラテ イズムは連続性と同 性を保っ 界が

あり、

政治的脆弱性を抱えているといえる。

治化し、それに応じて労働運動も「利益からアイデンティティ」へと転換して社会運動化し、 いるといえるが、しかし、新たな面もみられる。 それは、 政策協調への労使エリートへの参加の制度化が、 さらに利益媒介の分権 争点を政

化も相俟って、ネットワーク型の組織形態をもった運動がより促進されたことである。 シャル・キャピタル」の形成があらためて浮上していること、そして、そうした市民社会のネットワーク型結社に適 分権化に即応した新たなネットワーク型結社が構築されつつあること、とくに市民社会の結社的世界としての 第三に、それに加えて、重要なのは、 労働の組織化や包摂性の低下、そして労使間および労働内部の組織間

ソー

応した新たな政策参加のモデルがローカル・レベルで実験的に試みられたり、あるいは多次元的なガバナンスのモデ

注

ルが模索されたりしている点である。

- (1) Lucio Baccaro, "What is Alive and What is Dead in the Theory of Corporatism," British Journal of Industrial Relations, Vol. 41, 2003
- (2)この点にかんしては多くの議論があるが、たとえば以下を参照。Lucio Baccaro, "The Construction of 'Democratic' Corporatism in コーポラティズムの変容』『情況』第4巻2号、一九九三年、一一二二一二二頁 Italy," Politics and Socierty, Vol. 30. 2002, pp. 327-357, esp., pp. 327-335, を参照。また以下の拙稿も参照。 桐谷仁
- 3 Alexander Hicks and Lane Kenworthy, "Cooperation and Political Economic Performance in Affluent Democratic Capitalism," American Journal of Sociology, Vol. 103, 1998, pp. 1631-1672

(4) Franz Traxler and Bernard Kittel, "The Bargaining System and Performance: A Comparison of 18 OECD Countries," Comparative Political

Studies, Vol. 33, 2000, pp.1154-1190

- (15) Lucio Baccaro, "Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice," Comparative Political Studies, Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348 Settings, Social Pacts and the Euro: A New Role for the State (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2006), ch. 3; Lucio Baccaro Corporatism: From Classical to Lean Patterns," European Journal of Political Research, Vol. 43, 2004, pp. 571-598; Anke Hassel, Wage "What is Alive and What is Dead in the Theory of Corporatism," pp. 683-706; Franz Traxler, "The Metamorphoses
- (\circ) Lucio Baccaro, "The Construction of 'Democratic' Corporatism in Italy," pp. 327-335
- (~) Jonas Pontusson, "Whither Northern Europe?" in Leonard Silk and Mark Silk with Robert Heilbroner, Jonas Pontusson, and Bernarc Social Europe vs. Liberal America (Ithaca: Cornell University Press, 2005), pp. 15-31; cf., David Rueda and Jonas Pontusson, "Wago 論から 力点を置く議論へと転回されていく契機のひとつをなしていたように思われる。そのことについては、 概念が政策過程の問題に特化していくことが、コーポラティズム論から「資本主義の多様性論」へというかたちで両者の Inequality and Varieties of Capitalism," World Politics, Vol. 52, 2000, pp. 350-383. さらに付言すれば、このようにコーポラティズム Wasow, Making Capitalism Work (New York: New York University Press, 1996), pp, 119-146, esp. p. 214; idem., Inequality and Prosperity 『資本主義の多様性論』へ?――リベラル・デモクラシーの政治経済体制をめぐる一考察』『慶應義塾一五〇周年記念法学部 (政治学)』(慶應義塾大学出版会、二○○八年)、一三三─一六○頁、を参照 桐谷仁「コーポラティズ
- 8 Pontusson, and David Soskice (eds.), Unions, Employers, and Central Banks; Macroeconomic Coordination and Institutional Change in Torben Iversen and Jonas Pontusson, "Comparative Political Economy: A Northern European Perspective," in Torben Iversen, Jonas Social Market Economies (Cambridge: Cambridge University Press, 2000), pp. 1-37; David Soskice, "Divergent Production Regimes

二〇〇四年、

一—七九頁

Stephens (eds.), Continuity and Change in Contemporary Capitalism (Cambridge: Cambridge University Press, 1999), pp. 101-134 Coordinated and Uncoordinated Market Economies in the 1980s and 1990s," in Herbert Kitchelt, Peter Lange, Gary Marks, and John D

- 9 以下を参照。桐谷仁「先進諸国における制度の補完性と調整行為――ネオ・コーポラティズム論と資本主義の多様性論」『法政研究 為・集中化・集権化・適用範囲の諸概念とインサイダー対アウトサイダーの観点』『法政研究』(静岡大学法経学会)第八巻三・四号・ (静岡大学法政学会)第九巻三号、二○○四年、一―一三三頁;同「ネオ・コーポラティズム論における制度と行為の問題
- (Ξ) Lucio Baccaro, "What is Alive and What is Dead in the Theory of Corporatism," p. 700
- (二) Cf., Philippe C. Schmitter, "Corporatism is Dead! Long Live Corporatism!" Government and Opposition, Vol. 24, 1989, pp. 54-73
- (2)この点についてはLucio Baccaro, "The Construction of 'Democratic' Corporatism in Italy," pp. 327-335
- (🖺) Lucio Baccaro and Sang-Hoon Lim, "Social Pacts as Coalitions of Weak and Moderate: Ireland, Italy and South Korea in Comparative Perspective," European Journal of Industrial Relations, Vol. 13, no. 1, 2008, pp. 27-46
- (석) Lucio Baccaro, "What is Alive and What is Dead in the Theory of Corporatism," p. 700
- (16) この熟慮型民主主義やアソシエーティヴデモクラシーとコーポラティズムとの関連については、前掲の以下の論考を参照。 Baccaro, "Civil Society Meets the State: Towards Associational Democracy?" *Socio-Economic Review*, Vol. 4, 2006, pp. 185-208. 歩た以 桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動 ─制度と集合行動の比較政治学』東信堂、二○○二年、第二・三章
- (至) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598
- (17) *Ibid...*
- (≅) Ibid.

- (또) Scott Lash and John Urry, The End of Organized Capitalism (Cambridge, UK: Polity Press, 1987), pp. 161-195, 196-209, and 232-284.
- (없) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598
- (云) Franz Traxler, "Corporatism(s) and Pacts: Changing Functions and Structures under Rising Economic Liberalism and Declining Liberal European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2010), pp. 45-82. esp., pp. 67-68 Democracy," in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), After the Euro and Enlargement: Social Pacts in the EU (Brussels:
- (22) *Ibid*
- (🏖) Theda Skocpol, State and Social Revolutions: A Comparative Analysis of France, Russia, and China (Cambridge: Cambridge University Press, 1979), p. 31
- (24)これは、政治システム論における機能主義の論理と重なる。この機能主義への批判的論評として、たとえば以下を参照。Peter Leslie "General Theory in Political Science: A Critique of Easton's System Analysis," British Journal of Political Science, Vol.2, 1972, pp.171 172; Daniel J. Kriek, "David Easton and Analysis of Political Structure," *Journal of Theoretical Politics*, Vol.7, 1995, pp.29-39
- (원) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598.
- (26) *Ibid.*.
- (27) *Ibid.*
- (🏖) Franz Traxler, "Business Associations and Labor Unions in Comparison: Theoretical Perspectives and Empirical Findings on Social Class, は以下や参照。Erik Olin Wright, "Working-Class Power, Capitalist-Class Interests, and Class Compromise," *American Journal of Sociology* Collective Action and Associational Organizability," British Journal of Sociology, Vol. 44, 1993, pp. 673-691.また、この組織力について

Vol. 105, 2000, pp. 957-1002

- 29 コーポラティズム論における集中化と集権化をめぐる論議については以下を参照。Miriam Golden, "The Dynamics of Trade Unionism えて組織間関係の布置を「相対的集中化」と「絶対集中化」に区別した以下の拙稿も参照。桐谷仁『国家・コーポラティズム・社 and National Economic Performance," American Political Science Review, Vol. 87, 1993, pp. 439-454. またこの点をめぐる論争を踏ま 会運動」、第二章
- (\Im) Franz Traxler and Bernard Kittel, "The Bargaining System and Performance," pp. 1154-1190
- (중) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598.

(32) *Ibid.*

(%) *Ibid.*, p. 582

(5) Ibid..

(¾) *Ibid.*, p. 573.

(33) *Ibid.*, p. 574.

- (%) *Ibid.*, p. 588
- (38)この点については、たとえば以下を参照。Paul Teague and John Grahl, "Institutions and Labour Market Performance in Western Boundary Change," Journal of Public Policy, Vol. 19, 1999, pp. 33-62. Europe," Political Studies, Vol. 46, 1998, pp. 1-18; Paul Teague, "Reshaping Employment Regimes in Europe: Policy Shifts Alongside
- (\Re) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," p. 582
- (40)イタリアについては、たとえば以下を参照。Ida Regalia and Marino Regini, "Collective Bargaining and Social Pacts in Italy," in Harry C. Katz, Wonduck Lee, and Joohee Lee (eds.), The New Structure of Labor Relations: Tripartism and Decentralization (Ithaca: Cornell

2011, pp. 497-513

University Press, 2004), pp. 59-83; Lucio Baccaro, "The Construction of 'Democratic' Corporatism in Italy," pp. 327-357.

(4) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," p. 574

(3) Ibid., pp. 571-598

- 43Franz Traxler, "From Demand-side to Supply-side Corporatism? Austria's Labour Relations and Public Policy," in Colin Crouch and Franz Traxler (eds.), Organized Industrial Relations in Europe: What Future? (Aldershot UK: Ashgate Publishing, 1995), pp. 271-286, esp., pp
- (4) *Ibid.*

278-282.

- (46)*lbid.*. またオランダにおける経営協議会(works council)の有効性については、たとえば以下を参照。Annete van den Berg, Yolands Grift, and Arjen van Witteloostuijn, "Manageral Perceptions of Works Councils in the Netherlands," Industrial Relations, Vol. 50, no. 3,
- (4) Franz Traxler, "From Demand-side to Supply-side Corporatism?" pp. 278-282 (4) *Idem.*, "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598.
- (%) *Ibid.*, p. 573.
- (4) Ibid., p. 588
- (S) *Ibid.*, pp. 571-598

51

Ibid.

- 52 Idem., "The Contingency Thesis of Collective Bargaining Institutions," CESifo DICE Report: Journal for Institutional Comparisons, Vol.
- 1, No. 2, 2003, pp. 34-39

- (😭) Jelle Visser, "Two Cheers for Corporatism, One for the Market: Industrial Relations, Wage Moderation and Job Growth in the Netherlands," British Journal of Industrial Relations, Vol. 36, no. 2, 1998, pp. 269-292
- 54
- <u>55</u> Franz Traxler, "Collective Bargaining and Industrial Change: A Case of Disorganization? A Comparative Analysis of Eighteen OECD Franz Traxler and Bernard Kittel, "The Bargaining System and Performance," p. 1158

Countries," European Sociological Review, Vol. 12, 1996, pp. 271-287; idem., "Collective Bargaining: Levels and Coverage," pp. 167-191

- 56 以下を参照。Franz Traxler, "Collective Bargaining and Industrial Change," pp. 271-287
- 57 これらの点については以下を参照。Franz Traxler, "The Contingency Thesis of Collective Bargaining Institutions," pp. 34-39
- 58 Idem., "The State in Industrial Relations: A Cross-National Analysis of Developments and Socioeconomic Effects," European Journal of Markets: A Comparative Study of Institutions, Change, and Performance (Oxford: Oxford University Press, 2001), p. 196 Political Research, Vol. 36, 1999, p. 77; Franz Traxler, Sabine Blaschke, and Bernhard Kittel, National Labour Relations in Internationalized
- 59 Franz Traxler, "Collective Bargaining and Industrial Change," pp. 271-287; idem., "Collective Bargaining: Levels and Coverage," pp. 167
- 60 Ochel Wolfgang Ochel, "Collective Bargaining Coverage in the OECD from the 1960s to the 1990s," CESifo Forum, 2 (4), 2001, p. 63; OECD Countries," The Review of Economics and Statistics, Vol. 82, 2000, pp. 564-579, なやや参照 Ronald G. Fhrenberg and Robert S. Smith, Modern Labor Economics: Theory and Public Policy, 8ed. (Boston: Addison Wesley, 2003), p. 425; Lawrence M.Kahn, "Wage Inequality, Collective Bargaining, and Relative Employment from 1985 to 1994: Evidence from Fifteen
- Franz Traxler, "Collective Bargaining and Industrial Change," pp. 275-279
- (②) Franz Traxler, Sabine Blaschke, and Bernhard Kittel, National Labour Relations in Internationalized Markets, pp. 195-210.

- (3) *Ibid.*, p. 195
- 64 Ibid., pp. 195-210; Franz Traxler, "Collective Bargaining and Industrial Change," pp. 275-279; Steen Scheuer, "Collective Bargaining Coverage under Trade Unionism: A Sociological Investigation," British Journal of Industrial Relations, Vol. 35, 1997, pp. 65-86
- 65 Franz Traxler and Bernd Brandl, "Collective Bargaining, Inter-Sectoral Heterogeneity and Competitiveness: A Cross-National Comparison of Macroeconomic Performance," British Journal of Industrial Relations, Vol. 50, no. 1, 2012, pp. 73-98
- 66 Franz Traxler, "The State in Industrial Relations," p. 77. State in Industrial Relations: A Cross National Analysis of Developments and Socioeconomic Effects," European Journal of Politica. なお、ストライキの法的制約については以下も参照。

Research, Vol. 36, 1999, pp. 55-85, esp. p. 59

- (67)この点にかんしては、たとえば以下を参照。Joel Rogers and Wolfgang Streek, "The Study of *Work Councils: Concepts and Problems*, 調整行為」、一一一三三頁 The University of Chicago Press, 1995), pp. 22-23. また、この点については以下も参照。桐谷仁「先進諸国における制度の補完性と in Joel Rogers and Wolfgang Streek (eds.), Work Councils: Consultation, Representation, and Cooperation in Indutrial Relations (Chicago
- 68 制度論における存在論的観点については以下を参照。 第七五·七六号、 異」に着目した拙稿 Different Perspectives on Institutional Change," Comparative Political Studies, Vol. 34, 2001, pp. 187-215. # 🖓 も併せて参照。 桐谷仁 一九九六年、 (桐谷仁「国家中心的アプローチをめぐって――アクターから制度へ」『法経論集』(静岡大学法経短期大学部 「先進諸国における制度の補完性と調整行為」、一―一三三頁 | 三七―七八頁。)や、そうした議論を踏まえて存在論的な制度論について議論を展開した以下の拙稿 Christoph Knill and Andrea Lenschow, "'Seek and Ye Shall Find!' Linking 制度の 「存在論的差
- 69 Fritz W. Scharpf, Games Real Actors Play: Actor-centered Institutionalism in Policy Research (Boulder: Westview, 1987); André Lecours,

- Press, 2005), pp. 3-25, esp., pp. 9-10; Paul Pierson, "The Limits of Design: Explaining Institutional Origins and Change," Governance: An International Journal of Policy and Administration, Vol. 13, 2000, pp. 475-499 "New Institutionalism: Issues and Questions," in idem. (ed.), New Institutionalism: Theory and Analysis (Toronto: University of Toronto

(宋) Cf., Colin Hay and Daniel Wincott, "Structure, Agency and Historical Institutionalism," Political Studies, Vol. 46, 1998, pp. 951-957

- (云) Peter Hall, "Patterns of Economic Policy: An Organizational Approach," in Stephan Bornstein, David Held, and Joel Krieger (eds.), The 行動論ならびに機能主義との関連を中心にして」『法政研究』(静岡大学法経学会)第三巻、一九九九年、一―三四頁 European Studies, Harvard University, 1984), pp. 21-43. また、この点については以下も参照。桐谷仁「新制度論をめぐる一考察 State in Capitalist Europe: Casebook Series on European Politics and Society, No.3 (Winchester: George Allen & Unwin; Center for
- (🕄) Bob Jessop, "The Regulation Approach, Governance and Post-Fordism: Alternative Perspectives on Economic and Political Change?" Economy and Society, Vol. 24, 1995, pp. 307-333
- (采) Guy Peters, "Managing Horizontal Government: The Politics of Co-ordination," Public Administration, Vol. 76, 1998, pp. 295-311.
- (24)このようなガバナンス論における調整行為や制御可能性という点については以下を参照。Andrew Dunsire, "Mode of Governance," in Jan Kooiman (ed.), Modern Governance: New Government-Society Interaction (London: SAGE Publications, 1993), pp. 21-34
- (뜻) R. A. W. Rhodes, Understanding Governance: Policy Networks, Governance, Reflexivity and Accountability (Maidenhead, UK: Open university Press, 1997), pp. 9-13; Anne Mette Kjær, *Governance* (Cambridge, UK: Polity Press, 2004), pp. 19-58
- (얜) こうしたガバナンス理解については以下を参照。R. A. W. Rhodes, "Governance and Public Administration," in Jon Pierre (ed.), *Debating* Governance (Oxford: Oxford University Press, 2000), pp. 54-90; idem., Understanding Governance, pp. 9-13
- (云) Cf. Jan Kooiman, "Societal Governance: Levels, Modes, and Orders of Socio-Political Interaction," in Jon Pierre (ed.), Debating Governance

(Oxford: Oxford University Press, 2000), pp. 138-164

78

New Economy: European and American Experiments (Oxford: Oxford University Press, 2003), pp. 129-157 Governance in Social Policy and the Labor Market," in Jonathan Zeitlin and David M. Trubek (eds.), Governing Work and Welfare in a

Martin Rhodes, "The Political Economy of Social Pacts," pp. 180-186. また以下も参照。Martin Rhodes, "National'Pacts'

and EU

- (突) Klaus Armingeon, "The Effect of Negotiation Democracy: Comparative Analysis," European Journal of Political Research, Vol. 41, 2002 pp. 81-105, esp., p. 84. この論考では、交渉型デモクラシーとして、多極共存型デモクラシー、コーポラティズム、拒否権プレイヤー システムの三つが類型化されている。
- 80 以下を参照"Wolfgang Streeck, "Editional Introduction to Special Issue on Organizational Democracy in Trade," Economic and Industria Democracy, Vol. 9, 1988, pp. 307-318
- 81 Employers' Confederation, Labor Scarcity, and the Suppression of Labor Market Segmentation," Scandinavian Journal of History, Vol. of Industrial Relations in Denmark and Sweden, "World Politics, Vol. 43, 1991, pp. 513-545; idem., "Managing the Managers: The Swedish 379-399; idem., "Bringing Capital Back In or Social Democracy Reconsidered: Employer Power, Cross-Class Alliances, and Centralization State: The Politics of Intraclass Conflict and Cross-Class Alliances in Sweden and Germany," Comparative Politics, Vol. 23, 1991, pp. 交叉階級連合については、とりあえず同概念を提唱したP・スウェンソンの以下の一連の著書や論考を参照。Peter Swenson, Fai Shares: Unions, Pay, and Politics in Sweden and Germany (Ithaca: Cornell University Press, 1989); idem., "Labor and Limits of Welfare 16, 1991, pp. 335-356
- 82 Marius R. Busemeyer, "Varieties of Cross-Class Coalitions in the Politics of Dualization: Insights from the Case of Vocational Training in Germany," MPIfG Discussion Paper, 11/13, 2011, pp. 1-31

- 83 Ibid., p. 23.
- 84
- (🕏) Oscar Molina and Martin Rhodes, "Corporatism: The Past, Present, and Future at a Concept," Annual Review of Political Science, Vol 2002, pp. 305-331
- (86)このことは、また、今や古典的な議論になった感があるが、「権力ブロック」(プーランザス)における「ヘゲモニー階級 *and Social Classes* (London: Verso,[1968]1982)[ニコス・プーランツアス(田口富久治ほか訳)『資本主義国家の構造 化や|歴史的ブロック』(グラムシ)におけるやヘゲモニーの所在の変化をも示唆していると同時に、そうした古典的概念を再考す と社会階級(Ⅰ・Ⅱ)』未来社、一九七九・八○年〕;アントニオ・グラムシ(石堂清倫編訳)『獄中ノート』三一書房、 る契機をも示していると思われる。「ヘゲモニー階級」等の概念についてはとりあえず以下を参照。 Nicos Poulantzas, Political Power 一九七七年
- (\mathfrak{S}) Marius R. Busemeyer, "Varieties of Cross-Class Coalitions in the Politics of Dualization," pp. 1-3:
- 🧭) Donatella della Porta, "From Corporatist Unions to Protest Unions? On the (Difficult) Relations between Organized Labour and New Social Movements," in Colin Crouch and Wolfgang Streeck (eds.), The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 71-96
- (\vartiese) Leo Panitch, Working Class Politics in Crisis: Essays on Labor and the State (London: Verso, 1986), Ch.5, 6, 7; Brian Towers, The pp.62-93. ランク・アンド・ファイルの反乱についての分析については以下も参照。Walter Korpi, "Workplace Bargaining, the Law and デンの事例については以下を参照。 Walter Korpi, "Unoficial Strikes in Sweden," *British Journal of Industrial Relations*, Vol.36, 1981, Unofficial Strikes: the Case of Sweden," *British Journal of Industrial Relations*, Vol.16, 1978, pp. 355-367. とくに七〇年代のスウェー Representation Gap: Change and Reform in the British and American Workplace (New York: Oxford University Press, 1997), pp. 38-39

- pp.66-86, また、 桐谷仁 『国家・コーポラティズム・社会運動』、 第四・五章も併せて参照
- 90 この点についてはたとえば以下を参照。Miriam Golden, "Conclusion: Current Trends in Trade Union Politics," in Miriam Golden and Jonas Pontusson (eds.), Bargaining for Change; Union Politics in North America and Europe (Ithaca: Cornell University Press, 1992)
- (云) Chritos A. Ionnou, "'Odysseus or Sisyphus' Revisited: Failed Attempts to Conclude Social-Liberal Pacts in Greece," in Philippe Pochet Maarten Keune and David Natali (eds.), After the Euro and Enlargement: Social Pacts in the EU (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire social européen (OSE), 2010), pp. 83-108
- 92 *Ibid.*. またM・オルソンの議論については以下を参照。Mancur Olson, "A Theory of the Incentives Facing Political Organization: Neo tests and Criticisms," Scandinavian Political Studies, Vol. 9, 1986, pp. 65-85; idem., The Rise and Decline of Nations: Economic Growth Corporatism and the Hegemonic State," International Political Science Review, Vol. 7, 1986, pp. 165-189; idem., "An Appreciation of the 究所、一九九一年]。 Stagflation, and Social Rigities (New Haven: Yale University Press, 1982) [マンサー・オルソン(加藤寛監訳)『国家興亡論』PHP研
- 93 この「同業組合的段階」や「ヘゲモニー段階」については以下を参照。アントニオ・グラムシ 『獄中ノート』。
- 94 この「ソーシャル・キャピタル」が労組の組織化と正の相関関係にある点を、ヨーロッパ二○ヶ国の比較研究から析出した近年の 2011, pp. 107-12⁴ 'Ghent' and Workplace Contexts Matter: Comparing Union Memberships in Europe," European Journal of Industrial Relations, Vol. 17 以下のB・エビングハウスらの論考を参照。Bernard Ebbinghaus, Claudia Göbel and Sebastian Koos, "Social Capital
- 95 Anke Hassel, "Policies and Politics in Social Pact in Europe," European Journal of Industrial Relations, Vol. 15, no. 1, 2009, pp. 7-26

ただし、この論考でA・ハッセルは、東欧諸国の社会協定型コーポラティズムをヨーロッパにおける中心―周辺とという構図のな かで必ずしも論じているわけではなく、利害関心における政策対権力という観点から議論している。

- (%) Chritos A. Ionnou, "'Odysseus or Sisyphus' Revisited," pp. 83-108.
- (S) Lucio Baccaro and Sang-Hoon Lim, "Social Pacts as Coalitions of Weak and Moderate," pp. 27-46; Lucio Baccaro and Marco Simoni,
- 98 Chritos A. Ionnou, "'Odysseus or Sisyphus' Revisited," pp. 83-108. ここでいう「シジフォス的」というのは、後述するように、 "Policy Concertation in Europe," pp. 1339-1341

ミッターがコーポラティズムの周期性について論評した際のものである。

- (9)この合併問題については、たとえば以下を参照。Gary N. Chaison, Union Mergers in Hard Times: the View from Five Countries (Ithaca: Review, Vol. 50, 2006, pp. 313-336 of Organizations, Vol. 12, 1993, pp. 36-42; Charles Heckscher, "Organizations, Movements, and Networks," New York Law School Law ILR Press of Cornell University, 1996), pp. 2-16, 18-50, and 79-110; George Strauss, "Issues in Union Structure," Research in the Sociology
- (室) Paul Willman and Alan Cave, "The Union of the Future: Super-Unions or Joint Venture," British Journal of Industrial Relations, Vol. Capitalism (Westport: Green Wood Press, 1993), pp. 105-106 32, 1994, pp. 395-412; Gary N. Chaison, Union Mergers in Hard Times, pp.153-166; Mark James Gobeyn, Corporatist Decline in Advanced
- 〈⑾)この点については多くの文献があるが、とりあえず以下を参照。Victor Perez-Diaz, "Unions' Uncertainities and Workers' Ambivalence: Pluralism, Corporatism, and the Transformation of Politics (New York: Cambridge University Press, 1985), pp. 209-244. 1987, pp.108-138; Charles Sable, "The Internal Politics of Trade Unions," in Susane Berger (ed.), Organized Interests in Western Europe: The Varioius Crises of Trade Union Representation and Their Moral Dimensions," International Journal of Political Economy, Vol.17,

ルヴァ書房、二〇〇九年、八一―九六頁。

105

Conflict (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 71-96

- 102 Anke Hassel, "The Curse of Institutional Security: The Erosion of German Trade Unionism," Industrielle Beziehungen, Vol. 14, 2007, pp
- 103 104 Donatella della Porta, "From Corporatist Unions to Protest Unions? On the (Difficult) Relations between Organized Labour and New Bernard Ebbinghaus, "Ever Larger Unions: Organizational Restructuring and its Impacts of Union Confederations," Industrial Relations Social Movements," in Colin Crouch and Wolfgang Streeck (eds.), The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political *Journal,* Vol. 34, no. 5, 2003, pp. 446-460
- 106 Joel Rogers, "A Strategy for Labor," Industrial Relations, Vol. 34, 1995, pp. 367-381. また、アメリカにおける階級交叉連合と、 それを人種問題と関連させた「階級的人種交叉連合」について言及した論考として以下を参照。 -未完の階級的人種交叉連合」新川敏光・篠田徹編著『労働と福祉国家の可能性 篠田徹 労働運動再生の国際比較』 一現代アメリカ労働運動の
- 107 そうした労組の組織間関係と政治ストとの関係についての最近の経験的な比較研究として、たとえば以下を参照 のあいだにはハンプ型 'Union Density and Political Strikes,'' World Politics, Vol. 65, no. 3, 2013, pp. 536-569. そのなかで労組の組織化と政治ストの頻度と (逆U字型) の関係があることが指摘されている。 Johannes Lindvall
- 108 この点についてたとえば以下を参照。Jane Parker, "Reaching out for Strength within? 'Social Movement Unionism' Setting," Industrial Relations Journal, Vol. 42, no. 4, 2011, pp. 392-403; Charles Heckscher, "Organizations, Movements, and Networks," New York Law School Law Review, Vol. 50, 2006, pp. 313-336. 社会運動ユニオニズムについての労働運動における政治的位置付けに in a Small Country

再生の国際比較』ミネルヴァ書房、二〇〇九年、八―一一頁。 ついては以下を参照。新川敏光「二一世紀型労働運動を展望する」新川敏光・篠田徹編著 『労働と福祉国家の可能性

- 109 Francesca Polleta, Freedom is an Endless Meeting: Democracy in American Social Movements (Chicago: The University of Chicago Press, 2002), pp. 12-21, 34-54, 168-175, 212-230
- (ヨ) Josua Cohen and Charles F. Sabel, "Directly-Deliberative Polyarchy," *European Law Journal*, Vol. 3, 1997, pp. 313-342
- $\widehat{\mathrm{II}}$ Charles F. Sabel and Jonathan Zeitlin, "Learning from Difference: The New Architecture of Experimentalist Governance in the EU,"

European Law Journal, Vol. 14, 2008, pp. 271-327

(😩) Archon Fung, Empowered Participation: Reinventing Urban Democracy (Princeton: Princeton University Press, 2004), pp. 2-30, and 221

242

終章───今後の課題

(一)本稿のまとめ

として政府介入のあり方をめぐる国家の自律性の問題や国家―社会関係の再編であることを指摘した。それは、 パでは社会協定型ネオ・コーポラティズとに分極化しているが、いずれも、大きな焦点の一つになっているのは、 本稿では、まず西欧諸国において政治体制の趨勢が、英米を中心とするネオ・リベラル型多元主義と、大陸ヨーロ 前者 主 ッ

化を重視する政策協 政 国家領域と社会領域ではセクター 領域によって分岐していること、 ポラティズム論 0) 多元 0 の主 導性 のなかで国家をどのように位置づけてきたのかを中心に論点を整理した。 論 社会中心的で道具主義的な視点 0 で は 問題として浮上した。そして本稿では、 の系譜と、(B) 規制 調 論の系譜とに分けて議論を進めた。 国 家 0) 国家中心的な観点 また労組の組織間関係において公共部門と民間部門 問題として、 レベルでその制度化の位相が異なるメゾ・コーポラティズム化あるい 後者の シ ユミッ j ν 後者のネオ・ 1 とくに第二章では、 ター ポラティズ ムブ ルッフ流 流 0 利益集団間 コーポラティズム論議に対象を絞って、 ム論では の国家領域 政策協 関 「政策協 係 この における政労使の三 0 利 調 (保護部門と競争部門) え点は、 に関 益代表に力点を置 調 連 Þ して、 前半 「社会協定」 部分の 政 府 は 内 く社会 セクタ 章と第 0 お 政 制 け 度

ティ ベ り上げ、 ル 1 ズム化 で ポラティ の組 ここでも労働における国家 0) 織 問 悄 ズ ム化 関 題を示唆した。 係 が観察され 0 集中度が 八〇年代以降上昇している点に着目し、 ること、 社会関係が顕在化している点を確認した。 さらに、 そのなかで労組における公共 国家 社会関係を基軸とするメゾ 民間の しかも、 セクタ 公私 いずれ 1 間 の葛藤の対立 b セ ラクタ コ 一を取 ポ ラ

調 式化 協調をめぐる 調としてのコ としてのコ (入力局 の 第三章では、 1 画 種 ポラティズムは衰退しているとは決していえないこと、 ポ ラテ の議論 執行 イズ を、 近年の (出力局 4 政策参加 に コ つい 画 1 ポラティ て、 0) ①政策参加 区 ٧١ 別 ズム < ⑤政: つか の衰退と再生をめぐる論議を念頭に起きつつ、 0 府の役割という観点から再検討した。 ②政策領域、 指標化を試 ③合意 みて、 むしろ社会協定にみられるように活性 それらの 0) 制 度化の 経 験的尺 程度、 度か そして、 ④政策形 ら判 前 こうした 成過 断すると、 述 0 程 $\widehat{\mathbf{B}}$ お 政 け 0 政 策

1

ていること、そして各国におけるその軌道には多様性がみられることを指摘した。

そうした政治アリーナの社会領域から国家領域への移行であることを主張した。それに加えて、そうした新たな形態 異の重要性を提起した。そして国家-のコーポラティズムのもつ政治的脆弱性についても言及し、 の区別と連関からする説明を批判的に検討したうえで、 第四章では、こうしたコーポラティズムの変容をめぐる議論について、 ポラティズムの制度化に抗する 不安定性をより強めていること、 「反システム運動」 -社会関係の観点からする代替的な説明を提示し、 それと同時に、 市民社会の結社性が重要であること、 国家対社会という「政治アリーナ」 も台頭しているが、 それが旧来の古典的コーポラティズムと同 従来の構造対過程の区別そして構造対機能 それとともに新たな政策参加型 コーポラティズムの変容とは、 の区別という存在論的 さらにそうした新たな 一性をもちつ

域から国家領域へと「転位」 摂性と市民社会の結社性といった国家-ズ が妥当であること、 なかたちで復権したわけでもなく、 家論にも反映されてきたこと、 以上のように、 は 一家と社会との懸隔がより拡大し、 本稿では、 そして、その変容については、 してきたと理解するのがより適切であること、 コーポラティズム論には社会中心的な観点と国家中心的な観点の両 したがってコーポラティズムは単に衰退の一途を辿ったわけでもなければ、 連続性をもちつつも、 社会関係とそこにおける「国家の自律性」 政治的脆弱性をより抱えていること、 協調と紛争を含む「交渉」 政策協調を中心とするものに変容を遂げてきたと考える それに加えて、 の主たる が問われている点を強調してきた。 その意味でも、 「政治アリー この新たなコー 面があり、 政府介入の社会包 ナ が、 そ ポ 社会領 た単 ラティ n が 玉

のモデル

も模索されることなどを指摘した。

制

度が新たな政策転換

の梃子となる 政策リンケー

「制度転用」

の問題や、

④第四章のトラックスラーの議論の際に言及した

②第二章で述べた

ジ

の

要のひとつとして所得政策が

位置づ

けられうること、

そして③

見古

「構

このことは、

①新旧

コーポラティズムの連続性と断

絶性

0

みなら

今後の課

年代のネオ・ て、 構造と、 り制度的な観点を取り入れた政府介入の問題を主題的に扱うことはしなかった。 府介入をそうしたアクター中心的な視点からだけではなく、 政策という異なる政策課題 ポラティ 重大の政策領域であった。 よりトー 摂取して した政府による戦略的介入としてコーポラティズムを把握する見解を俎上にのせた。 最後に、 第二に、そうした政府介入の政策領域としてあらためて所得政策を再検討することが必要となる。 九〇年代の社会協定型の所得政策においては一見類似した自発的な賃金抑制が、 されていったとも考えられるからである。 ・ズム 政策協調におけるアクター間のコーディネーションとのあいだのギャップを理解するうえでも重要であ 国 タルなかたちで政府介入の役割や機能を検討することが要請される。 本稿では十分に論じきれなかった課題について簡単に述べておくことにする。 の所得政策の主眼が、 コーポラティズム論の登場の際における政策協調の原点でもあり、 の 側 からの労使間関係 所得政策こそ へ の 「転用」 自発的な賃金抑制を通じてのインフレや失業の抑制とその補償にあっ \sim の関与を取り込んで、 だけでなく、 「社会協定の鍵をなす争点」 それにリンケージするかたちで雇 適用範囲や法的ガバナビリティなどの要素も含めた、 国家の自律性 とされる所以でもある。 0 問題の このことは、 したがって今後の課題の第一として、 また既述の近年の政策協調に そこでは、 緊縮財政とマネタリ 端を明らかにした。 用問題 第三章では 社会における利益媒 や福 七〇年代 第三者調停の 祉 所得政策は 年 相対 の ス た 古 金 か 的 間)観点も ű 的 お に自 的 題 対 ける 七〇 へと ょ 政 融

る必然性を示唆していると思われる。 造的多様性と機能的等価性」という構造と機能との関連、 などを考察するうえでも、 あらためて所得政策を取り上げ

摘するように、一九六○年代の高成長期は、ネオ・コーポラティズムへの参入期にあたり、七○年代には「成長産業 説 て紹介し、 かたちになった。しかし、九○年代になると、政策協調が復活しただけでなく、社会協定の増大に代表されるように、 となったが、八○年代以降には「ネオ・リベラル的転回」が生じて、コーポラティズムはいわば 第三に、 詳しく論じることのできなかった課題として、政策協調や社会協定の論点に関連したコーポラティズムの の検討がある。第二次大戦後のコーポラティズム体制の制度化についていえば、 また第四章のリーン・コーポラティズムや競争的コーポラティズムを議論した際にも若干言及したけれど コーポラティズムの周期性にかんしてである。 本稿の序においてコーポラティズムの復権 たとえばW・シュトリー 「乗り越えられる 再生に 関連し クが指 周期

を宣告した当事者でもあった。さらに九〇年代末になると、今度は、 らにより提示された。周知のように、シュミッターは、七四年に「二〇世紀はいまだコーポラティズムの世紀なのか 解を、「周期説 という問題提起をした、ネオ・コーポラティズム論登場の牽引者であり、そして八九年には「コーポラティズムの死」 このようなコーポラティズムの「衰退説対復活説」あるいは「断絶説対連続説」といった二つの著しく対立する見 一定の周期をもって繰り返す「シジフォス」の営為になぞらえて「コーポラティズムのシジフォス(Corporatist (cyclical thesis)」を前面に押し出すことによっていわば総合しようとする第三の試みが、シュミッター かれはコーポラティズムのい わば 一死と再生

みられることにもなった。 (5)

コーポラティズムは新たなピークを示しているとされ、そこからコーポラティズムは「社会協定」に「移行」したと

された大きな課題であることを最後に申し述べておきたい。

Sisyphus)」という周期説を新たに提起したのである。

その「シジフォス」性を把握した。しかし、私自身としては、この問題は、(8) に と転落とが反復される「シジフォス的営為」であるとしたのである。このように彼らは、 周期をもって現出する。そして、そうした政労使の三者間の政策協調の制度化に向けての努力が、 第二次大戦後、七○年代、九○年代と大きな国際環境の変化や社会構造の変動に応じて厳しい転変に晒され、 より広い制度的コンテクストで捉えるべきものと考えている。 を「アクターの指向性」 シュミッターらによれば、 |離脱対発言||メカニズムを捉えた議論を援用しながら、 の観点から説明しようとした。その際、 政策協調としてのコーポラティズムは、 私的消費志向と公的生活志向との いずれにせよ、 かれらは、A・ハーシュマンがかつて「失望」 ヨーロ 前述の政府介入や利益媒介の分権化など、 ッパにおいて消滅したのではなく、 この周期性の議論を再考することも残 コーポラティズムの制度化 |振り子運動」として 結果的には、 登頂 定

注

- (\neg) Anke Hassel, "Government and Wage: A Theoretical Framework," in idem., Wage Settings, Social Pacts and the Euro: A New Role for the State (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2006), pp. 37-60
- 2 Anke Hassel, "The Politics of Social Pacts," British Journal of Industrial Relations, Vol. 41, 2003, pp. 707-726
- 3 たとえば以下を参照。Lucio Baccaro, "Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice," Comparative Political Studies
- Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348; Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism: From Classical to Lean Patterns," European

Journal of Political Research, Vol. 43, 2004, pp. 571-598

- (4) Wolfgang Streeck, "The Study of Organized Interests: Before "The Century' and After," in Colin Crouch and Wolfgang Streeck (eds.), The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 3-45
- (15) Colin Crouch, "Neo-Corporatism and Democracy," in Colin Crouch and Wolfgang Streeck (eds.), The Diversity of Democracy: Corporatism, Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 223-247 "Collective Participation in the European Union: The 'Euro-Corporatism' Debate," in Colin Crouch and Wolfgang Streeck (eds.), The る学説史の展開について、歴史的背景も踏まえて長期的な観点から議論したものとして、たとえば以下を参照。 Social Order and Political Conflict (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 46-70. また、コーポラティズムの制度化の形態をめぐ Gerda Falkner
- (Φ) Philippe C. Schmitter, "Corporatism is Dead! Long Live Corporatism!" Government and Opposition, Vol.24, 1989, pp. 54-73, esp., pp. 70-European Market," Politics and Society, Vol. 19, 1991, pp. 133-164. この点をめぐる議論については以下の拙稿も併せて参照。 71; Wolfgang and Philippe C. Schmitter, "From National Corporatism to Transnational Pluralism: Organized Interests in the Single 「先進諸国におけるコーポラティズムの変容」『情況』第4巻2号、一九九三年、一一二―一二二頁
- (い) Philippe C. Schmitter and Jürgen R. Grote, "The Corporatist Sisyphus: Past, Present and Future," EUI(European University Institute) 2003), pp. 279-302; Jürgen R. Grote and Philippe C. Schmitter, "The Renaissance of National Corporatism: Unintended Side-effect of and Gerhard Lehmbruch (eds.), Renegotiating the Welfare State: Flexible Adjustment through Corporatist Concertation (London: Routledge, European Economic and Monetary Union or Calculated Response to the Absence of European Social Policy?" Transfer: European Review Effect of European Economic and Monetary Union, or Calculated Response to the Absence of European Policy?" in Frans van Waarden Working Paper SPS, No. 97/4, 1997; Jürgen Grote and Philippe Schmitter, "The Renaissance of National Corporatism: Unintended Side-

による研究成果の一部である。

of Labour and Research, Vol. 5, 1999, pp. 34-63. また、こうしたシュミッターの の変化については以下も参照。井戸正伸「コーポラティズムの復権」宮本太郎編『比較福祉政治 「コーポラティズムの復権」 制度転換のアクターと戦略』早 の議論や団体交渉制度

稲田大学出版部、二〇〇六年、一七五—二〇五頁。

(8)Philippe C. Schmitter and Jürgen R. Grote, "The Corporatist Sisyphus." なお、ここで援用されたハーシュマンの議論については以下 -私的利益と公的行為』 法政大学出版局

を参照。アルバート・O.ハーシュマン(佐々木毅・杉田敦訳)『失望と参画の現象学

退への反応』ミネルヴァ書房、二〇〇五年。

九八八年。また、併せて以下も参照。A.

o.

ハーシュマン(矢野修一訳)『離脱・発言・忠誠

企業・組織・国家における衰

_付記]本稿は、独立法人日本学術振興会・科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C):課題番号:24530131)

-315 -

<付録図表1-1> 対外競争セクターの労組の集中度

| 113%[2] | | 7.371 | 700 3 2 | - | JJ 1122 10 J | ~ 1 *~~ | |
|----------------|------|---------|---------|---------|--------------|---------|-----------|
| 国名/時期 | | 1985-87 | 1988-90 | 1991-93 | 1994-96 | 1997-99 | 2000-2002 |
| <社会民主主義=マクロ> | | | | | | | |
| デンマーク | Den | 34.97 | 33.46 | | 32.72 | 33.70 | 58.65 |
| フィンランド | Fin | 23.24 | 21.51 | 19.98 | 21.63 | 24.64 | 25.08 |
| ノルウェー | Nor | 25.03 | 37.09 | 36.34 | 35.11 | 34.94 | 39.05 |
| スウェーデン | Swe | 27.84 | 27.58 | 26.92 | 26.96 | 27.67 | 28.19 |
| | 平均 | 27.77 | 29.91 | 27.75 | 29.11 | 30.24 | 37.74 |
| <キリスト教民主主義=メゾ> | | | | | | | |
| オーストリア | Aus | 21.46 | 20.36 | 19.81 | 19.42 | 19.46 | 20.33 |
| ベルギー | Bel | 29.38 | 29.00 | 30.10 | 33.73 | 27.98 | 29.69 |
| フランス | Fra | 20.63 | 19.30 | 17.62 | 16.86 | 17.07 | |
| ドイツ | Ger | 44.95 | 47.59 | 41.74 | 41.81 | 47.31 | 49.04 |
| イタリア | Ita | 28.13 | 29.83 | 27.61 | 27.47 | | 25.77 |
| オランダ | Net | 29.90 | 27.70 | | 33.16 | 38.27 | 40.02 |
| スイス | Swi | | | | | | |
| | 平均 | 29.08 | 28.96 | 27.38 | 28.74 | 30.02 | 32.97 |
| <リベラル=市場=ミクロ> | | | | | | | |
| カナダ | Can | 20.28 | 21.07 | 20.68 | 21.65 | 22.59 | 21.39 |
| アイルランド | Ire | | | | | | |
| 日本 | Jap | 11.17 | 25.95 | 27.11 | 27.67 | 28.00 | 28.79 |
| イギリス | UK | 33.89 | 34.90 | 35.14 | 35.12 | 34.36 | 34.02 |
| アメリカ | US | 15.76 | 13.64 | | 16.43 | 12.96 | 12.58 |
| オーストラリア | Au l | 13.88 | 11.93 | | 25.01 | 25.48 | 24.42 |
| ニュージーランド | NZ | 18.64 | 18.43 | 23.68 | 29.61 | 28.20 | 30.85 |
| | 平均 | 18.94 | 20.99 | 26.65 | 25.92 | 25.27 | 25.34 |
| | | | | | | | |

<図表- 続き>

| | 1960 | | | | | | | |
|-------|----------|------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| | 国名/時期 | | 1985-87 | 1988-90 | 1991-93 | 1994-96 | 1997-99 | 2000-2002 |
| <組織調整 | 型> | | | | | | | |
| | オーストリア | Aus | 21.46 | 20.36 | 19.81 | 19.42 | 19.46 | 20.33 |
| | ベルギー | Bel | 29.38 | 29.00 | 30.10 | 33.73 | 27.98 | 29.69 |
| | デンマーク | Den | 34.97 | 33.46 | | 32.72 | 33.70 | 58.65 |
| | フィンランド | Fin | 23.24 | 21.51 | 19.98 | 21.63 | 24.64 | 25.08 |
| | ドイツ | Ger | 44.95 | 47.59 | 41.74 | 41.81 | 47.31 | 49.04 |
| | オランダ | Net | 29.90 | 27.70 | | 33.16 | 38.27 | 40.02 |
| | ノルウェー | Nor | 25.03 | 37.09 | 36.34 | 35.11 | 34.94 | 39.05 |
| | スウェーデン | Swe | 27.84 | 27.58 | 26.92 | 26.96 | 27.67 | 28.19 |
| | | 平均 | 29.60 | 30.54 | 29.15 | 30.57 | 31.75 | 36.26 |
| <自由市場 | 型 | | | | | | | |
| | カナダ | Can | 20.28 | 21.07 | 20.68 | 21.65 | 22.59 | 21.39 |
| | アイルランド | Ire | | | | | | |
| | スイス | | | | | | | |
| | イギリス | UK | 33.89 | 34.90 | 35.14 | 35.12 | 34.36 | 34.02 |
| | アメリカ | US | 15.76 | 13.64 | | 16.43 | 12.96 | 12.58 |
| | オーストラリア | Au l | 13.88 | 11.93 | | 25.01 | 25.48 | 24.42 |
| | ニュージーランド | NZ | 18.64 | 18.43 | 23.68 | 29.61 | 28.20 | 30.85 |
| | | 平均 | 20.49 | 19.99 | 26.50 | 25.56 | 24.72 | 24.65 |
| <政府主導 | 型> | | | | | | | |
| | フランス | Fra | 20.63 | 19.30 | 17.62 | 16.86 | 17.07 | |
| | イタリア | Ita | 28.13 | 29.83 | 27.61 | 27.47 | | 25.77 |
| | 日本 | Jap | 11.17 | 25.95 | 27.11 | 27.67 | 28.00 | 28.79 |
| | | 平均 | 19.98 | 25.03 | 24.11 | 24.00 | 22.54 | 27.28 |
| | | | | | | | | |

⁽出典) Franz Traxler and Bernd Brandl,

[&]quot;Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions," *Industrial Relations*, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp. 94-95).

<付録図表1-2> 公共部門労組の集中度

| | 10200 | | | 17.1 370 11. | | | |
|------------|--------|---------|---------|--------------|---------|---------|-----------|
| 国名/時期 | | 1985-87 | 1988-90 | 1991-93 | 1994-96 | 1997-99 | 2000-2002 |
| <社会民主主義=マク | כם > | | | | | | |
| デンマーク | Den | 15.14 | 15.32 | 15.69 | 16.84 | 17.44 | 17.53 |
| フィンランド | Fin | 26.78 | 28.30 | 25.27 | 25.71 | 25.25 | 23.51 |
| ノルウェー | Nor | 37.03 | 43.65 | 46.35 | 49.43 | 50.93 | 53.70 |
| スウェーデン | Swe | 37.25 | 37.67 | 38.08 | 37.89 | 38.43 | 38.55 |
| | 平均 | 29.05 | 31.24 | 31.35 | 32.47 | 33.01 | 33.32 |
| <キリスト教民主主義 | ミ=メゾ> | | | | | | |
| オーストリア | Aus | 30.57 | 31.50 | 31.78 | 33.06 | 34.47 | 35.19 |
| ベルギー | Bel | 15.21 | 14.32 | 14.14 | 13.98 | 14.24 | 15.98 |
| フランス | Fra | | 30.66 | 30.53 | 30.07 | 29.18 | |
| ドイツ | Ger | 25.83 | 25.75 | 28.74 | 29.06 | 28.96 | 16.06 |
| イタリア | Ita | 25.67 | 25.92 | 20.34 | 20.30 | 19.55 | 19.40 |
| オランダ | Net | 33.69 | 34.00 | 33.48 | 33.57 | 36.55 | 36.87 |
| スイス | Swi | | | | | | |
| | 平均 | 26.19 | 27.03 | 26.50 | 26.67 | 27.16 | 24.70 |
| <リベラル=市場=ミ | クロ> | | | | | | |
| カナダ | Can | 34.08 | 35.62 | 36.76 | 36.56 | 33.28 | 33.20 |
| アイルランド | Ire | | | | | | |
| 日本 | Jap | 48.62 | 21.81 | 20.34 | 20.23 | 20.62 | 21.22 |
| イギリス | UK | 16.99 | 18.63 | 22.62 | 26.68 | 27.16 | 27.49 |
| アメリカ | US | 12.96 | 13.98 | 14.63 | 15.81 | 22.95 | 25.11 |
| オーストラリ | ア Au l | 7.02 | 14.73 | | | | 22.92 |
| ニュージーラ | ンド NZ | | 25.62 | 31.30 | 39.27 | 42.56 | 38.75 |
| | 平均 | 23.93 | 21.73 | 25.13 | 27.71 | 29.31 | 28.12 |
| | | | | | | | |

| < | 义 | 表 | 続 | き | > |
|---|---|---|-------|---|---|
| | | | | | |

| _ \ Eq. | K NIC- | | | | | | | |
|---------|----------|------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| | 国名/時期 | | 1985-87 | 1988-90 | 1991-93 | 1994-96 | 1997-99 | 2000-2002 |
| <組織 | 調整型> | | | | | | | |
| | オーストリア | Aus | 30.57 | 31.50 | 31.78 | 33.06 | 34.47 | 35.19 |
| | ベルギー | Bel | 15.21 | 14.32 | 14.14 | 13.98 | 14.24 | 15.98 |
| | デンマーク | Den | 15.14 | 15.32 | 15.69 | 16.84 | 17.44 | 17.53 |
| | フィンランド | Fin | 26.78 | 28.30 | 25.27 | 25.71 | 25.25 | 23.51 |
| | ドイツ | Ger | 25.83 | 25.75 | 28.74 | 29.06 | 28.96 | 16.06 |
| | オランダ | Net | 33.69 | 34.00 | 33.48 | 33.57 | 36.55 | 36.87 |
| | ノルウェー | Nor | 37.03 | 43.65 | 46.35 | 49.43 | 50.93 | 53.70 |
| | スウェーデン | Swe | 37.25 | 37.67 | 38.08 | 37.89 | 38.43 | 38.55 |
| | | 平均 | 27.69 | 28.81 | 29.19 | 29.94 | 30.78 | 29.67 |
| <自由 | 市場型> | | | | | | | |
| | カナダ | Can | 34.08 | 35.62 | 36.76 | 36.56 | 33.28 | 33.20 |
| | アイルランド | Ire | | | | | | |
| | スイス | Swi | | | | | | |
| | イギリス | UK | 16.99 | 18.63 | 22.62 | 26.68 | 27.16 | 27.49 |
| | アメリカ | US | 12.96 | 13.98 | 14.63 | 15.81 | 22.95 | 25.11 |
| | オーストラリア | Au I | 7.02 | 14.73 | | | | 22.92 |
| | ニュージーランド | | | 25.62 | 31.30 | 39.27 | 42.56 | 38.75 |
| | | 平均 | 17.76 | 21.72 | 26.33 | 29.58 | 31.49 | 29.49 |
| <政府 | 主導型> | | | | | | | |
| | フランス | Fra | | 30.66 | 30.53 | 30.07 | 29.18 | |
| | イタリア | Ita | 25.67 | 25.92 | 20.34 | 20.30 | 19.55 | 19.40 |
| | 日本 | Jap | 48.62 | 21.81 | 20.34 | 20.23 | 20.62 | |
| | | 平均 | 37.15 | 26.13 | 23.74 | 23.53 | 23.12 | 20.31 |
| | | | | | | | | |

⁽出典) Franz Traxler and Bernd Brandl,

[&]quot;Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions," *Industrial Relations*, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp. 94-95).

<付録図表1-3> 競争部門/公共部門の集中度比

| - 13 20 F | | <u> </u> | 2. MLI 1/ | | J-7 / 1 | 22.20 | |
|-------------|------|----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 国名/時期 | | 1985-87 | 1988-90 | 1991-93 | 1994-96 | 1997-99 | 2000-2002 |
| <社会民主主義=マクロ | 1 > | | | | | | |
| デンマーク | Den | 2.31 | 2.18 | | 1.94 | 1.93 | 3.35 |
| フィンランド | Fin | 0.87 | 0.76 | 0.79 | 0.84 | 0.98 | 1.07 |
| ノルウェー | Nor | 0.68 | 0.85 | 0.78 | 0.71 | 0.69 | 0.73 |
| スウェーデン | Swe | 0.75 | 0.73 | 0.71 | 0.71 | 0.72 | |
| | 平均 | 1.15 | 1.13 | 0.76 | 1.05 | 1.08 | 1.47 |
| <キリスト教民主主義= | =メゾ> | | | | | | |
| オーストリア | Aus | 0.70 | 0.65 | 0.62 | 0.59 | 0.56 | 0.58 |
| ベルギー | Bel | 1.93 | 2.03 | 2.13 | 2.41 | 1.96 | 1.86 |
| フランス | Fra | | 0.63 | 0.58 | 0.56 | 0.58 | |
| ドイツ | Ger | 1.74 | 1.85 | 1.45 | 1.44 | 1.63 | 3.05 |
| イタリア | Ita | 1.10 | 1.15 | 1.36 | 1.35 | | 1.33 |
| オランダ | Net | 0.89 | 0.81 | | 0.99 | 1.05 | 1.09 |
| スイス | Swi | | | | | | |
| | 平均 | 1.27 | 1.19 | 1.23 | 1.22 | 1.16 | 1.58 |
| <リベラル=市場=ミク | ロ> | | | | | | |
| カナダ | Can | 0.60 | 0.59 | 0.56 | 0.59 | 0.68 | 0.64 |
| アイルランド | Ire | | | | | | |
| 日本 | Jap | 0.23 | 1.19 | 1.33 | 1.37 | 1.36 | 1.36 |
| イギリス | UK | 1.99 | 1.87 | 1.55 | 1.32 | 1.27 | 1.24 |
| アメリカ | US | 1.22 | 0.98 | | 1.04 | 0.56 | 0.50 |
| オーストラリア | Au l | 1.98 | 0.81 | | | | 1.07 |
| ニュージーラン | ドNZ | | 0.72 | 0.76 | 0.75 | 0.66 | 0.80 |
| | 平均 | 1.20 | 1.03 | 1.05 | 1.01 | 0.91 | 0.93 |
| | | | | | | | |

<図表- 続き>

| 国名/時期 | | 1985-87 | 1988-90 | 1991-93 | 1994-96 | 1997-99 | 2000-2002 |
|----------|------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| <組織調整型> | | | | | | | |
| オーストリア | Aus | 0.70 | 0.65 | 0.62 | 0.59 | 0.56 | 0.58 |
| ベルギー | Bel | 1.93 | 2.03 | 2.13 | 2.41 | 1.96 | 1.86 |
| デンマーク | Den | 2.31 | 2.18 | | 1.94 | 1.93 | 3.35 |
| フィンランド | Fin | 0.87 | 0.76 | 0.79 | 0.84 | 0.98 | 1.07 |
| ドイツ | Ger | 1.74 | 1.85 | 1.45 | 1.44 | 1.63 | 3.05 |
| オランダ | Net | 0.89 | 0.81 | | 0.99 | 1.05 | 1.09 |
| ノルウェー | Nor | 0.68 | 0.85 | 0.78 | 0.71 | 0.69 | 0.73 |
| スウェーデン | Swe | 0.75 | 0.73 | 0.71 | 0.71 | 0.72 | 0.73 |
| | 平均 | 1.23 | 1.23 | 1.08 | 1.20 | 1.19 | 1.56 |
| <自由市場型> | | | | | | | |
| カナダ | Can | 0.60 | 0.59 | 0.56 | 0.59 | 0.68 | 0.64 |
| アイルランド | Ire | | | | | | |
| スイス | Swi | | | | | | |
| イギリス | UK | 1.99 | 1.87 | 1.55 | 1.32 | 1.27 | 1.24 |
| アメリカ | US | 1.22 | 0.98 | | 1.04 | 0.56 | 0.50 |
| オーストラリア | Au l | 1.98 | 0.81 | | | | 1.07 |
| ニュージーランド | NZ | | 0.72 | 0.76 | 0.75 | 0.66 | 0.80 |
| | 平均 | 1.45 | 0.99 | 0.96 | 0.93 | 0.79 | 0.85 |
| <政府主導型> | | | | | | | |
| フランス | Fra | | 0.63 | 0.58 | 0.56 | 0.58 | |
| イタリア | Ita | 1.10 | 1.15 | 1.36 | 1.35 | | 1.33 |
| 日本 | Jap | 0.23 | 1.19 | 1.33 | 1.37 | 1.36 | 1.36 |
| | 平均 | 0.66 | 0.99 | 1.09 | 1.09 | 0.97 | 1.34 |
| | | | | | | | |

⁽出典) Franz Traxler and Bernd Brandl,

[&]quot;Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions," *Industrial Relations*, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp. 94-95).

<付録図表-2> 政策形成の型:全国レベル (Siaroff指標):1965-1995年

| □ 数 | <u>/ ± · · · </u> | | V (Olai | UII 3日1示丿 | • 1900 |
|---------------|-------------------|-------|---------|-----------|--------|
| 国名/ | 時期 | 1965s | 1975s | 1985s | 1995s |
| <社会民主主義=マクロ> | | | | | |
| デンマーク | Den | 4.00 | 4.00 | 2.67 | 3.67 |
| フィンランド | Fin | 3.00 | 4.00 | 4.33 | 4.33 |
| ノルウェー | Nor | 4.33 | 4.33 | 4.33 | 4.33 |
| スウェーデン | Swe | 4.67 | 4.67 | 4.33 | 4.33 |
| 2.7- 7 | 平均 | 4.00 | 4.25 | 3.92 | 4.17 |
| <キリスト教民主主義=メ | | 4.00 | 7.20 | 0.02 | 4.17 |
| オーストリア | Aus | 4.67 | 4.67 | 4.67 | 4.67 |
| ベルギー | Bel | 4.00 | 4.00 | 2.67 | 2.67 |
| フランス | Fra | 1.00 | 1.00 | 1.67 | 1.67 |
| ドイツ | Ger | 4.00 | 4.00 | 4.00 | 4.00 |
| イタリア | Ita | 2.00 | 2.00 | 2.67 | 2.67 |
| オランダ | Net | 4.33 | 3.67 | 4.00 | 4.00 |
| スイス | Swi | 4.67 | 4.67 | 4.67 | 4.67 |
| | 平均 | 3.52 | 3.43 | 3.48 | 3.48 |
| <リベラル=市場=ミクロ: | | 0.02 | 0.10 | 0.10 | 0.10 |
| カナダ | Can | 1.67 | 1.67 | 1.67 | 1.67 |
| アイルランド | Ire | 2.67 | 2.67 | 2.67 | 2.67 |
| 日本 | Jap | 3.00 | 3.00 | 3.67 | 3.67 |
| イギリス | UK | 2.33 | 2.33 | 2.00 | 2.00 |
| アメリカ | US | 1.67 | 1.67 | 1.67 | 1.67 |
| オーストラリア | Au l | 2.67 | 2.67 | 3.67 | 3.00 |
| ニュージーラン | | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 |
| _ , , , , | 平均 | 2.29 | 2.29 | 2.48 | 2.38 |
| | 1.5 | 2.20 | 4.40 | 2.10 | 2.00 |
| | | | | | |
| | | T | 4000 | 4005 | 400. |
| 国名/時期 | | 1965s | 1975s | 1985s | 1995s |
| <組織調整型> | | | | | |
| オーストリア | Aus | 4.67 | 4.67 | 4.67 | 4.67 |
| ベルギー | Bel | 4.00 | 4.00 | 2.67 | 2.67 |
| デンマーク | Den | 4.00 | 4.00 | 2.67 | 3.67 |
| フィンランド | Fin | 3.00 | 4.00 | 4.33 | 4.33 |
| ドイツ | Ger | 4.00 | 4.00 | 4.00 | 4.00 |
| オランダ | Net | 4.33 | 3.67 | 4.00 | 4.00 |
| ノルウェー | Nor | 4.33 | 4.33 | 4.33 | 4.33 |
| スウェーデン | Swe | 4.67 | 4.67 | 4.33 | 4.33 |
| | 平均 | 4.13 | 4.17 | 3.88 | 4.00 |
| <自由市場型> | | | | | |
| カナダ | Can | 1.67 | 1.67 | 1.67 | 1.67 |
| アイルランド | Ire | 2.67 | 2.67 | 2.67 | 2.67 |
| スイス | Swi | 4.67 | 4.67 | 4.67 | 4.67 |
| イギリス | UK | 2.33 | 2.33 | 2.00 | 2.00 |
| アメリカ | US | 1.67 | 1.67 | 1.67 | 1.67 |
| オーストラリア | Au l | 2.67 | 2.67 | 3.67 | 3.00 |
| ニュージーラン | | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 |
| / 政府 子道型 / | 平均 | 2.52 | 2.52 | 2.62 | 2.52 |
| <政府主導型> | D | 1.00 | 1.00 | 1.07 | 1.07 |
| フランス | Fra | 1.00 | 1.00 | 1.67 | 1.67 |
| イタリア | Ita | 2.00 | 2.00 | 2.67 | 2.67 |
| 日本 | Jap vit⊬a | 3.00 | 3.00 | 3.67 | 3.67 |
| | 平均 | 2.00 | 2.00 | 2.67 | 2.67 |
| | | | | | |

⁽出典) Alan Siaroff,

"Corporatism in 24 Industrial Democracies: Meaning and Measurement," *European Journal of Political Research*, Vol. 36, 1999, pp. 175-205. Table 4a (p. 190); Table 4b (p. 191); Table 4c (p. 192); Table 4d (p. 193) より作成

<付録図表3> 労組の政策参加度(Kenworthy指標:1980-97年)

| <竹球凶表3> | 罗組の政 | 、束奓加及 | (Kenwo | rtny指標 | 1980- | 1/平) |
|---|--|---|---|--|--|--|
| | 年 | 1980s | 1985ș | 1990s | 1995s | 1997 |
| <社会民主主義諸国 | > | | | | | |
| デンマーク | | . 9.83 | 5.20 | 4.90 | 7.10 | 8.00 |
| フィンラン | | 7.00 | 6.80 | 6.60 | 7.10 | 7.00 |
| ノルウェー | | 6.83 | 5.10 | 7.50 | 9.00 | 9.00 |
| スウェーデ | | 5.50 | 9.20 | 8.50 | 5.60 | 6.50 |
| | 平均 | 7.29 | 6.58 | 6.88 | 7.20 | 7.63 |
| <キリスト教民主主 | | | | | | |
| オーストリ | ア Aus | 10.00 | 10.00 | 9.10 | 9.00 | 9.00 |
| ベルギー | Bel | 5.33 | 4.10 | 5.50 | 5.00 | 5.00 |
| フランス | Fra | 3.67 | 3.80 | 2.40 | 3.00 | 3.00 |
| ドイツ | Ger | 5.00 | 3.60 | 3.30 | 4.90 | 5.00 |
| イタリア | Ita | 5.33 | 7.30 | 6.60 | 8.00 | 8.00 |
| オランダ | Net | 6.00 | 5.50 | 6.40 | 6.30 | 7.00 |
| スイス | Swi | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 | 8.00 |
| | 平均 | 6.19 | 6.04 | 5.90 | 6.31 | 6.43 |
| <リベラル型諸国> | | | | | | |
| カナダ | Can | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| アイルラン | ド Ire | 7.33 | 5.00 | 6.80 | 7.20 | 7.50 |
| 日本 | Jap | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 4.60 | 5.00 |
| イギリス | UK | 3.00 | 2.00 | 1.30 | 1.00 | 1.00 |
| アメリカ | US | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| | 平均 | 2.67 | 2.00 | 2.22 | 2.96 | 3.10 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| <図表- 続き> | | | | | | |
| <図表 - 続き> <組織調整型 > | 年 | 1980s | 1985s | 1990s | 1995s | 1997 |
| | | 1980s 10.00 | 1985s 10.00 | 1990s 9.10 | 1995s 9.00 | 1997 9.00 |
| <組織調整型> | | | | | | |
| | 7 Aus Bel | 10.00 | 10.00 | 9.10 | 9.00 5.00 7.10 | 9.00 |
| <組織調整型> オーストリ ベルギー | 7 Aus Bel Den | 10.00 5.33 | 10.00 4.10 | 9.10 5.50 | 9.00 5.00 | 9.00 5.00 |
| <組織調整型> オーストリ ベルギー デンマーク | 7 Aus Bel Den | 10.00 5.33 9.83 | 10.00 4.10 5.20 | 9.10 5.50 4.90 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 |
| <組織調整型> オーストリ ベルギー デンマーク フィンラン | ア Aus Bel Den ド Fin | 10.00 5.33 9.83 7.00 | 10.00 4.10 5.20 6.80 | 9.10 5.50 4.90 6.60 | 9.00 5.00 7.10 7.10 | 9.00 5.00 8.00 7.00 |
| <組織調整型> オーストリ ベルギー デンマーク フィンラン ドイツ | ア Aus Bel Den ド Fin Ger Net | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 |
| <組織調整型> オーストリ ベルギー デンマーク フィンラン ドイツ オランダ | ア Aus Bel Den Fin Ger Net Nor Swe | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 |
| <組織調整型> オーストリ ベルギー デンマーク フィンラン ドイツ オランダ ノルウェーデ | Aus Bel Den Fin Ger Net Nor | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 |
| <組織調整型> オーストリ ベルギー デンマーク フィンラン ドイツ オランダ ノルウェーデ <自由市場型> | ア Aus Bel Den ド Fin Ger Net Nor シ Swe 平均 | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 5.50 6.94 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 9.20 6.19 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 8.50 6. 48 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 6.75 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 7.06 |
| <組織調整型> オーストリ ベルギー ディンマーク フィンラン ドイツ オランダ ノルウェーデ <自由市場型> カナダ | ア Aus Bel Den Fin Ger Net Nor シ Swe 平均 | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 5.50 6.94 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 9.20 6.19 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 8.50 6.48 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 6.75 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 7.06 |
| <組織調整型> オーストリ ベルギー ディンディーク フィイシン オランダ ノルウェーデ <自由市場型> カナダ アイルラン | ア Aus Bel Den Fin Ger Net Nor Swe 平均 Can | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 5.50 6.94 1.00 7.33 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 9.20 6.19 1.00 5.00 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 8.50 6.48 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 6.75 1.00 7.20 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 7.06 |
| <組織調整型> オースドリー ベデンスギー フィギマンション オラルウェーデー スウェーデー く自由市場型 カアイス スイス | ア Aus Bel Den Fin Ger Net Nor Swe 平均 Can F Ire Swi | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 5.50 6.94 1.00 7.33 8.00 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 9.20 6.19 1.00 5.00 8.00 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 8.50 6.48 1.00 6.80 8.00 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 6.75 1.00 7.20 8.00 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 7.06 1.00 7.50 8.00 |
| <組織調整型> オースギー イルンスギー インスギー インスギー インスギー インス イギリス マーカナイイス マーカアイイギリス イギリス | ア Aus Bel Den Fin Ger Net Nor Swe 平均 Can Ire Swi UK | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 5.50 6.94 1.00 7.33 8.00 3.00 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 9.20 6.19 1.00 5.00 8.00 2.00 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 8.50 6.48 1.00 6.80 8.00 1.30 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 6.75 1.00 7.20 8.00 1.00 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 7.06 1.00 7.50 8.00 |
| <組織調整型> オースドリー ベデンスギー フィギマンション オラルウェーデー スウェーデー く自由市場型 カアイス スイス | ア Aus Bel Den Fin Ger Nor Swe 平均 Can Ire Swi UK US | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 5.50 6.94 1.00 7.33 8.00 3.00 1.00 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 9.20 6.19 1.00 5.00 8.00 2.00 1.00 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 8.50 6.48 1.00 6.80 8.00 1.30 1.00 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 6.75 1.00 7.20 8.00 1.00 1.00 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 7.06 1.00 7.50 8.00 1.00 |
| <組織調整型> オールギークンストリーグランスイイデリカカンススインスのサークンドイラルウェースカーのサークススカーのサークススティーのファイイディアススカーのファイスカーのファイスカーのアイスカーのファイスカーのファイスカーのファイスカーのファイスカーのファイスカーのファイスカーのファイスカーのファイスカーのファイスカーのファイスカーのア | ア Aus Bel Den Fin Ger Net Nor Swe 平均 Can Ire Swi UK | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 5.50 6.94 1.00 7.33 8.00 3.00 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 9.20 6.19 1.00 5.00 8.00 2.00 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 8.50 6.48 1.00 6.80 8.00 1.30 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 6.75 1.00 7.20 8.00 1.00 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 7.06 1.00 7.50 8.00 |
| <組織調整型> オールギークンストリーグランスイイランのサークンドイランウェーテークンがオークシーのサークをディイランウェーテークをディーのサークをディーのサークをディーのサークをディーのサークをディーがある。 < 政府主導型 > | ア Aus Bel Den Fin Ger Net Nor シ Swe 平均 Can Ire Swi UK US | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 5.50 6.94 1.00 7.33 8.00 3.00 1.00 4.07 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 9.20 6.19 1.00 5.00 2.00 1.00 3.40 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 8.50 6.48 1.00 6.80 1.30 1.00 3.62 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 6.75 1.00 7.20 8.00 1.00 1.00 3.64 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 7.06 1.00 7.50 8.00 1.00 3.70 |
| <組織調整型> オースギー オールギマントリー マークンドイー フィイランドオラルウェー オランウェーデー く自由市場型> アイイスギリリー マンドイスステント マングランスイギリー マンフランス | ア Aus Bel Den Fin Ger Net Nor Swe 平均 Can に Ire Swi UK US 平均 | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 5.50 6.94 1.00 7.33 8.00 3.00 4.07 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 9.20 6.19 1.00 5.00 8.00 2.00 1.00 3.40 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 8.50 6.48 1.00 6.80 8.00 1.30 1.00 3.62 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 6.75 1.00 7.20 8.00 1.00 3.64 3.00 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 7.06 1.00 7.50 8.00 1.00 3.70 |
| <組織調整型> オースギークストリーグランス・アフィイランウェークンドオランウェースカーカーのでは、カース・アフィイランカーのでは、カース・アンカーのでは、カース・アンカーのでは、カース・アンカーのでは、カース・アンカーのでは、カース・アンカーのでは、カース・アンカーのでは、カース・アンカーのでは、カース・アンカーのでは、カース・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ | ア Aus Bel Den Fin Ger Net Nor Swe 平均 Can に Ire Swi UK US 平均 | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 5.50 6.94 1.00 7.33 8.00 3.00 4.07 3.67 5.33 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 9.20 6.19 1.00 5.00 8.00 2.00 1.00 3.40 3.80 7.30 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 8.50 6.48 1.00 6.80 8.00 1.30 1.00 3.62 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 6.75 1.00 7.20 8.00 1.00 3.64 3.00 8.00 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 7.06 1.00 7.50 8.00 1.00 3.70 3.00 8.00 |
| <組織調整型> オースギー オールギマントリー マークンドイー フィイランドオラルウェー オランウェーデー く自由市場型> アイイスギリリー マンドイスステント マングランスイギリー マンフランス | ア Aus Bel Den Fin Ger Net Nor Swe 平均 Can に Ire Swi UK US 平均 | 10.00 5.33 9.83 7.00 5.00 6.00 6.83 5.50 6.94 1.00 7.33 8.00 3.00 4.07 | 10.00 4.10 5.20 6.80 3.60 5.50 5.10 9.20 6.19 1.00 5.00 8.00 2.00 1.00 3.40 | 9.10 5.50 4.90 6.60 3.30 6.40 7.50 8.50 6.48 1.00 6.80 8.00 1.30 1.00 3.62 | 9.00 5.00 7.10 7.10 4.90 6.30 9.00 5.60 6.75 1.00 7.20 8.00 1.00 3.64 3.00 | 9.00 5.00 8.00 7.00 5.00 7.00 9.00 6.50 7.06 1.00 7.50 8.00 1.00 3.70 |

(データ出所) http://www.u.arizona.edu/~lkenwor/asr02.htm

独立機関 鹨 デンマー KKK デンマ デンタ KKK KKK デンマー K Ж デンマー ノルウェー ザンマ 1ルウェー クルウ ウウエエ ンプウ ルヴ ソソウ <付錄図表 5 ワウウ J ワウク Š マセ ウェーデン 委員会数 ウェーデン 利益代表参加 ウェーデン 参加比率(%) · 白 線 図 Н Н Н н Н Н H Ī 1 1 ーデン参加比率(%) ĺ 1 H ĺ i 1 1 1 H 1 Н i - デン 委員会数 - デン 利益代表参加 - デン 参加比率(%) デン委員会数 デン利益代表参加 V 8 0 ダン デン委員会数 デン利益代表参加 8 1 胰 委員会数 利益代表参加 参加比率(%) 委員会数 利益代表参加 参加比率(%) 委員会数 利益代表参加 参加比率(%) 麥員会数 利益代表参加 参加比率(%) 参加比率(%) ഗ ı ŀ N ٧ 政労使三 政労使三者協議機関: 1960s1960s298 153 324 186 83 27 者協議機関: 1970s1970s 311 156 131 66 329 86 21 1980s1980s 69.6% 58.6% 155 110 188 125 59 倯 椺 員会 1985s1985s75.8% 69.6% 攽 168 117 57 36 執行型 事前型 1990s1990s77.6% 74.7% 64.8% 183 125 97 79 59 (政策執行過程) (政策定式過程) 1995s1995s74.8% 60.0% 60.5% 131 151 51 85 2000s2000s 66.5%60.0% 66.8% 71.8% 197 131 193 129 54 2005s 79.9% 60.0% 86.7% 159

(出典) Peter Munk Chrsitiansen, Asbjørn Sonne Nørgaard, Hilmar Rommetvedt, Torsten Svensson, Gunnar Thesen, and PerOla Öberg, "Varieties of Democracy: Interest Groups and Corporatist Committees in Scandinavian Policy Making," Voluntas, Vol. 21, 2010, Table 1 (p. 31) および Table 2 (p. 32) より作成。.

的 概 結 結

 $\frac{1965}{0.33} \\ 0.67$

1966 0.25 0.33

 $\frac{1967}{0.33}$

 $\frac{1968}{0.33} \\ 0.17$

 $\frac{1969}{0.17}$

1970 0.75 0.50

197 0.33 0.08

 $\frac{1972}{0.50}$

1973 0.50 0.25

 $\frac{1974}{0.25}$

 $\frac{1975}{0.50}$

パートナーシップ型

和 規 語 語

1986 0.08

 $\frac{1987}{0.50}$

 $\frac{1988}{0.25}$

 $\frac{1989}{0.50}$

 $\frac{1990}{1.00}$

0.17 0.50

 $\frac{1992}{0.17}$

 $\frac{1998}{0.67}$

 $\frac{1994}{0.17}$

 $\frac{1995}{0.25}$

 $\frac{1976}{0.25}$

 $\begin{array}{c} 1977 \\ 0.50 \\ 0.50 \end{array}$

 $\frac{1978}{0.25} \\ 0.50$

 $\frac{1979}{0.17}$

 $\frac{1980}{0.50}$

0.33

 $\frac{1982}{0.17} \\ 0.33$

 $\frac{1985}{0.33}$

 $\frac{1984}{0.25}$

0.33 0.17

政府介入型

年初解

 $\frac{1986}{0.08}$

 $\frac{1987}{0.33}$

 $0.17 \\
0.17 \\
0.17$

 $\frac{1989}{0.33}$

1990 0.75 0.50

1991 0.33 0.33

 $\frac{1992}{0.08}$

 $\frac{1993}{0.50}$

 $\frac{1994}{0.33}$

0.33 0.33

0.33

 $\frac{1998}{0.33}$

 $\frac{1999}{0.50}$

2000 0.33 0.33

答 縣 縣

 $\frac{1965}{0.25}$

 $\frac{1966}{0.17} \\ 0.67$

1967 0.67 0.33

 $\frac{1968}{0.67} \\ 0.17$

 $\frac{1969}{0.33}$

1.00 1.00

0.67

0.33

 $\frac{1973}{0.33} \\ 0.17$

 $\frac{1974}{0.17} \\ 0.67$

 $\begin{array}{c} 1975 \\ \hline 0.33 \\ 0.33 \end{array}$

1971

1972

 $\frac{1976}{0.17} \\ 0.67$

 $\frac{1977}{0.33}$

 $\frac{1978}{0.17} \\ 0.33$

 $\begin{array}{c} 1979 \\ 0.33 \\ 0.17 \end{array}$

 $\frac{1980}{0.33}$

0.25 0.33

 $\frac{1982}{0.17}$

 $0.25 \\ 0.25$

0.25 0.25

1988 0.67 0.17

年

0.50

 $\frac{1997}{0.50}$

 $\frac{1998}{0.50}$

 $\frac{1999}{0.67}$

 $\frac{2000}{0.50}$

<付錄図表6> オランダ:所得政策におけるコーポラティズム度

⁽出典) Jaap Woldendorp and Hans Keman, "The Polder Model Reviewed: Dutch Corporatism," Economic and Industrial Democracy, Vol. 28, 2007, pp. 341-342 (Table A1), より筆者が算出。

^{*}表の括弧内の数値は、本文中にあるように、二つの指標を掛けた最大値12で 除したものである。